

第1章 総則

第1節 目的

1. 計画の目的

仁淀川町地域防災計画（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律 第 223 号）第 42 条の規定に基づき、仁淀川町防災会議（以下「町防災会議」という。）が作成する計画であって、仁淀川町に係る風水害等に関する対策について、町の処理すべき事務を中心として、地域内の関係機関と連携した総合的な計画として定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等を総合的に実施することにより、町民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 計画の種別と内容

防災計画は、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画及び水防計画について、仁淀川町域内において過去に発生した災害の状況及びこれに対処した諸対策を基礎資料として想定される災害に対して、それぞれ定めたものであり、その主旨は次のとおりである。

(1) 総則

本町に影響を及ぼすと想定される風水害とその風水害による被害想定、本町及び防災機関等が災害に対して処理すべき業務の大綱等を規定する。

(2) 災害予防計画

災害の発生を未然に防止するために行うための計画で、防災施設の新設、改良、防災訓練、防災知識の普及等に関する事項について定める。

(3) 災害応急対策計画

災害の発生する恐れがある場合又は災害発生直後から応急対策の終了に至るまでの間において、仁淀川町災害対策本部及び防災関係機関が行う災害応急対策に係る体制、措置並びに被災者の生活支援、住民生活の早期回復と生活安定を図るための措置を規定する。

(4) 災害復旧・復興計画

災害発生後、被災した諸施設を復旧して町を復興し、将来の災害に備えるための計画とする。

(5) 水防計画

本町の流域に係る河川等の水災に対処し、その被害を軽減する。

(6) 様式・資料・参考資料

上記の各種対策に関連する様式、資料、参考資料を掲載する。

3. 防災計画の修正

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。防災関係各機関は、関係する事項について修正すべき点があるときは、これを町防災会議において検討し、必要な修正を加えるとともに必要に応じ随時修正することができる。

4. 関係機関の防災計画との関係

この計画は防災基本計画及び高知県地域防災計画との整合性・関連性を有するものとする。

5. 防災計画の周知徹底

防災関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、日頃から防災に関する訓練等を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く住民に対して周知を図り、もって防災に寄与するように努める。

第2節 地勢気象等の概要

1. 自然条件の概要

仁淀川町は、平成17年8月1日、高知県の吾川村・仁淀村・池川町の3町村が合併して誕生した新町である。

本町は、高知県の北西部にあり、高知市の北西およそ50kmに位置し、総面積333km²^{※1}で、南は津野町、東はいの町、越知町、西は愛媛県久万高原町に接している。

本町の最北部は石鎚山系に、中・南部は鳥形山系に属する山々に囲まれた標高およそ100～1800mの山間地域であり、地形は全般に険しく、総面積の89%^{※1}は林野で占められている。町の南部から中部にかけて仁淀川が東西に流れ、長者川や土居川などの数多くの支流が流れ込んでいる。

地質は、三波川帯及び秩父累帯に属する片岩、粘板岩、蛇紋岩、石灰岩、チャート等からなり、断層や亀裂が多く脆弱となっている。

平均気温は15℃程度、年間雨量は2500～2900mm程度で、全般に温暖多雨であるが、冬季には積雪が見られるところもある。

このように、本町は地形が急峻で脆弱な地質であることに加えて、多雨であることから、がけ崩れや地すべりが起こりやすい自然条件となっている。

(※1 平成17年度版県勢の主要指標)

(資料1 山及び河川の概況)

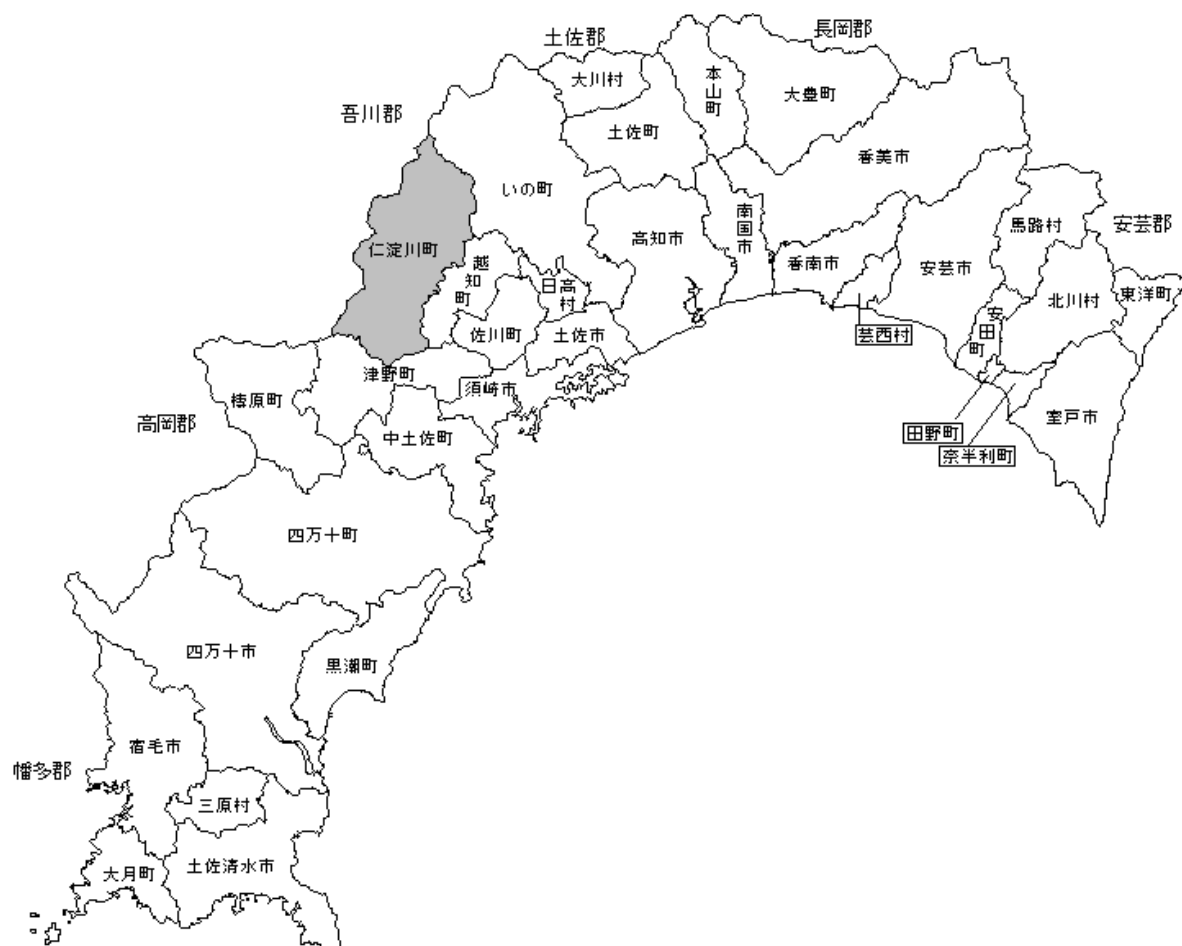
2. 位 置

(1) 位置及び広ぼう

東 経	北 緯
133 度 10 分	33 度 35 分

東 西	南 北
16 km	29 km

(2) 位置図



位 置 図

(出典：高知県 広報課 HP『地図からみる、わがまち・わがむら』)

3. 気 象

月別気温及び降水量

区 分	気 温(℃)		総降水量 (mm)	降雨日数 (1mm 以上/日)
	最 高	最 低		
1 月	12.2	-2.9	64.6	9.2
2 月	14.4	-2.3	93.4	9.2
3 月	18.9	0.1	167.8	12.7
4 月	22.0	4.0	213.7	11.2
5 月	26.5	10.0	263.8	11.9
6 月	28.7	15.0	334.7	13.7
7 月	34.0	19.5	424.2	13.7
8 月	34.0	20.8	479.1	13.7
9 月	30.9	16.0	411.5	12.7
10 月	25.1	8.9	168.7	8.5
11 月	21.5	3.9	109.4	8.4
12 月	16.0	-0.1	63.2	8.6
年平均	21.0	10.1	—	—
年 間	—	—	2793.9	133.5

(出典：気温 昭和 40 年～52 年[昭和 53 年観測所閉鎖])

(出典：総降水量，降雨日数 1981～2010 年の平年値 アメダス池川町[気象庁])

4. 社会的条件

(1) 人 口

本町の人口は 5,224 人、2,936 世帯（令和 2 年 1 月 1 日現在）であり、自然的にも社会的にも漸減傾向にある。本町は高齢者比率が高く、65 歳以上の人口が半数以上を占めており、災害対策上重要な課題となっている。本町の集落数は 158（平成 30 年 1 月 1 日現在）、人口密度は 1 平方キロメートル当たり約 16.7 人であるが、山地が多く平坦地が少ないため、主要河川沿いの大崎地区、森地区、土居地区等に人口が集中している。

(2) 産 業

就業人口にみる農林業の占める割合は、約 12%※1 であり、年々低下の傾向にある。

耕地面積は、町域の約 1.4%※1、4.67 平方キロメートル※1 である。農作物のうち、工芸農作物は、作付け延面積 46%※2、生産額 31%※1 と高い割合を占めている。中でも、茶は栽培面積約 55ha※2 を占める町いちばんの基幹作物である。その他、農業だけでなく標高約 900m の山地の活用をめざした畜産や高冷地野菜にも力を注いでいる。

また、町域の約 89%※1 を占める森林は、民有林が国有林の約 6.6 倍※1 がある。人工林には針葉樹、天然林には広葉樹がそれぞれ多いが、水源かん養のため針葉樹林から広葉樹林への転換も行われてきている。

（※1 平成 26～27 年 高知農林水産統計年報）

（※2 2015 年農林業センサス）

●職業別就業人口

(単位：人)

産 業 大 分 類	人 数	産 業 大 分 類	人 数
農業，林業 (うち農業)	253 (186)	不動産業，物品賃貸業	2
漁業	—	学術研究，専門・技術サービス業	21
鉱業，採石業，砂利採取業	80	宿泊業，飲食サービス業	120
建設業	339	生活関連サービス業，娯楽業	49
製造業	276	教育，学習支援業	33
電気・ガス・熱供給・水道業	—	医療，福祉	316
情報通信業	2	複合サービス事業	72
運輸業，郵便業	49	サービス業（他に分類されないもの）	89
卸売業，小売業	213	公務（他に分類されるものを除く）	166
金融業，保険業	10	分類不能の産業	80

(出典：平成 27 年国勢調査)

●地目別及び有租地面積

(単位：ha)

総 数	田	畑	宅地	山林	原野	その他
14,428.0	61.8	738.7	113.0	13,510.7	3.4	0.5

(出典：高知県統計書、平成 28 年度版)

●経営耕地面積

(単位：ha)

総面積	田			畑
	小計	本地	けい畔	
467	50	45	—	417

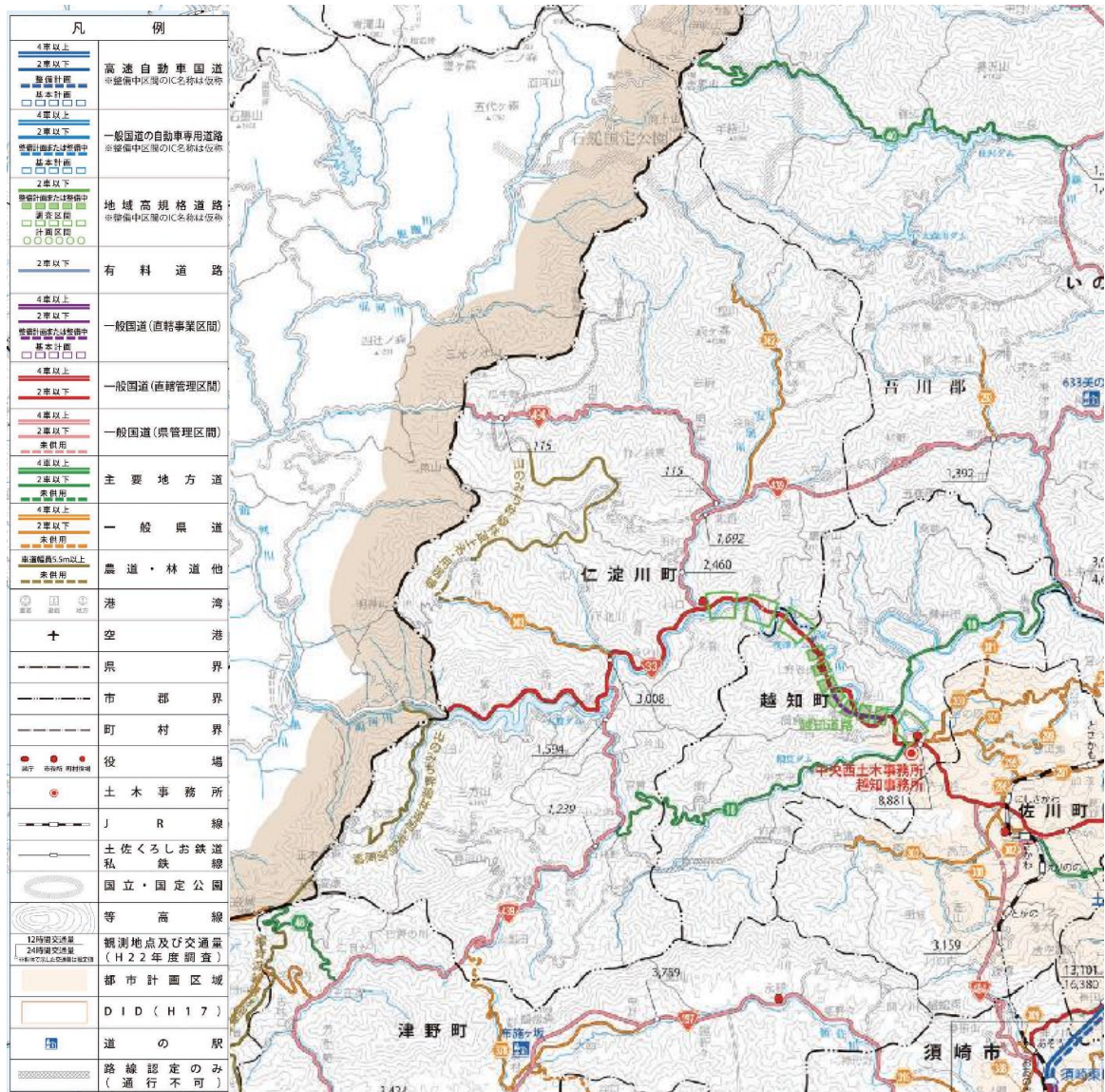
(出典：平成 26～27 年 高知農林水産統計年報)

(3) 交 通

交通網は、県都高知市へは国道経由で約 70 分であり、社会的にも経済的にも高知市とのつながりが大きい。

町内の幹線道路は、国道 33 号が高知市方面及び松山市方面に走り、国道 439 号が南に隣接する津野町及び東隣のいの町へ、国道 494 号が西の愛媛県久万高原町につながるほか、県道 18 号（伊野仁淀線）が東に延びて越知町に向かっている。そのほか県道 362 号（安居公園線）、363 号（中津公園線）等や、町道、農道、林道が山間集落へ通じている。

これらの道路のうち国道 33 号は連続雨量が 250mm を超えると通行止めになるほか、同 439 号及び 494 号や県道も連続雨量 200mm で通行止めとなる区間があり、迂回路がないため日常生活に支障を来すことが多い。その他の道路も含め、がけ崩れ等の災害により不通となった場合には、孤立する集落が多い。



道 路 路 線 図

(出典：高知県 土木部 道路課 HP『高知県道路管内図』)

5. 過去に発生した災害

<台 風>

台風は毎年 25 個～35 個程度発生し、例年では高知県に影響するのは 2～3 個である。一般に高知県では、台風が南方から北上して九州西部から四国中部を通ったときは特に風が強く、東シナ海から四国西部の間を通ったときは暖湿流が高知県に向かって流れ込み、豪雨となりやすい。また九州東部から四国東部を通ったとき、高潮がおこりやすいと言われている。したがって台風が九州東部から高知県中部を通るときは、高知県にとっては最悪のコースとなる。また台風となって四国地方に上陸するまでの日数は 7・8 月には 3～6 日、9・10 月には 4～6 日である。高知県への影響は、8 月と 9 月に集中している。

平成 16 年は日本に上陸した台風が 10 個あり、そのうち 6 個が四国を通過し、室戸市、大川村や徳島県木沢村など四国の各地に大きな被害をもたらした。日本に上陸する台風が多かったのは地球温暖化の影響であり、今後も同年のような状態が頻繁に起こり得るとも言われている。

仁淀川町では、昭和 50 年 8 月の台風 5 号をはじめ、集中豪雨によって、甚大な被害を受けている。

<雪・霜>

仁淀川町は、標高が高く、雪害や冷霜害も発生している。

雪害や冷霜害は、交通障害や人身被害はもとより、町の基幹作物である茶にも大きな被害を与えている。主な雪害としては、昭和 38 年 12 月の豪雪があり、吾川地区では、30 日に及ぶ連続降雪があり、池川総合支所付近では 50cm の積雪を記録している。また、昭和 60 年 4 月の冷霜害では、池川地区の茶畑 16ha に被害が出ている。

第3節 自然災害による被害履歴

1. 風水害による被害履歴

	概要	被害状況										雨量	備考	
		人的被害		家屋被害(棟)						道路 崩壊	橋梁 流失			土石流
		死者	負傷者 不明	全壊	半壊	流失	床上 浸水	床下 浸水						
暴風雨 1886 (M19). 9. 10	長者川で洪水。寺野で地すべり発生、40世帯200人近くが遭難。死傷者はなし。長者川は長者から森まで土砂で埋まった。			40以上										
非常水害 1890 (M23). 9	旧池川町で洪水7.43m。旧仁淀村奥合谷の奥で土石流発生。長者から森まで長者川は川原となり、歩いて行き来できるほど土砂が堆積した。旧仁淀村古生寺で地すべり発生。	池1 仁8?				仁5以上						多数	天皇皇后両陛下より御下賜金	
暴風雨 1911 (M44)	旧池川町で洪水7.43m。					池1	池3						同上	
台風 1918 (T7). 7. 12	2日連続の大雨となり仁淀川大洪水。旧仁淀村高瀬峰で3家族8人埋まる。	仁4	仁1									仁1以上		
豪雨 1919 (T8). 8. 1-4	長者で地すべり。													
雨台風 1927 (S2). 8. 26	旧池川町入江谷で死者多数。県内の死者40名。高岡郡、吾川郡では明治23年以来的の大水。長者で地すべり。	池16											仁淀川上流で600mm	
台風 1935 (S10). 8. 28	土佐清水市に台風上陸。高瀬和田で地すべり。仁淀川を一時せき止め、水が逆流し、旧吾川村で2人、旧仁淀村で3人溺死。	吾2 仁3												
雨台風 1943 (S18). 7. 24	台風が豊後水道を北上。21日～24日までの雨量長者1024mm、池川1010mm。森の滝脇橋流失。													
枕崎台風 1945 (S20). 9. 17	枕崎に上陸し、米子に抜けた猛烈な台風。旧仁淀村では別枝橋流失、仁淀川発電所別枝口堰堤倒壊。仁淀川増水し、長者川に逆流。森下町、湯之川の民家被害。大渡、突合せ、下町で民家流失。					複数					仁1	長者607mm 池川432mm		
豪雪 1963 (S38). 1. 6	旧池川町役場付近50cm、山地2m以上。2月中旬まで積雪。旧仁淀村泉では6m。													
台風9号 1963 (S38). 8. 9	四国南方海上を北北西進した。仁淀川大洪水。長者の堤防決壊、森の銀橋三橋流失。下川渡五所神社下手の地すべりで一時長者川をせき止めて下川渡右岸の田畑を流失し、川原と化した。県道大渡・長者・佐川線は浸水した箇所もあり交通途絶。										仁1	長者835mm 池川692mm		
台風15、24号 1965 (S40). 8. 5.、9. 13	台風15号、大雨強風。台風24号集中豪雨、旧池川町明戸岩、岩前地区被災。	2										台風25号 長者257mm 池川410mm 時間雨量50mm		

[illegible]

第4節 被害想定

本町の風水害による被害想定は、被害履歴を参考に実施した。その結果、被害等は表のとおりとなる。ここで示された死者及び負傷者の数は各々53人、30人となっている。

風水害による被害想定

	人的被害(人)			家屋被害(棟)				道路 崩壊 (箇所)	橋梁 流失 (橋)	土石流 (箇所)	がけ 崩れ (箇所)	ライフライン	
	死者	負傷者	行方 不明	全壊 流失	半壊	床上 浸水	床下 浸水					上水道 (戸)	電力 (戸)
	※1	※1	※2	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3		※4
吾川地区	20	11	1	22	17	58	44	265	47	9	200	－	162
仁淀地区	17	10	1	28	22	74	55	335	60	11	253	－	423
池川地区	16	9	1	38	29	99	74	450	80	15	340	－	414
合計	53	30	3	89	68	231	173	1050	187	35	793	－	999

注)・表中「-」は、上水道の供給が止まる可能性があることを表す。

- ・※1は、昭和2年(1927年)の台風による旧池川町の被害を基に各地区の人口比より想定。
- ・※2は、昭和50年(1975年)の台風5号による旧池川町の被害を基に各地区の人口比より想定。
- ・※3は、昭和50年(1975年)の台風5号による旧池川町の被害を基に各地区の面積比より想定。
- ・※4は、平成16年(2004年)の台風16号による被害実績。

第5節 防災組織

1. 仁淀川町防災会議

仁淀川町防災会議条例(平成17年仁淀川町条例第153号)によって設置された組織であり、この所掌事務は、本町における地域防災計画を作成し、この実施の推進を図るとともに災害発生時における情報の収集等を任務とする。

2. 仁淀川町災害対策本部

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び仁淀川町災害対策本部条例(平成17年仁淀川町条例第154号)による組織であり、町長を本部長とし、町長所属課のほか、町の各行政委員会事務局等の職員により構成し、町の地域に係る災害の予防、応急対策及び復旧・復興を実施する。

3. 仁淀川町水防本部

町長を水防管理者とし、町域内の水防を統括するため設置されている機関であるが、仁淀川町災害対策本部が設置されたときには、同本部の組織の一部として、その事務又は業務を処理する。

4. 指定地方行政機関

管轄地域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は防災対策実施のため必要な組織を設置し、災害の防除にあたる。

5. 指定公共機関及び指定地方公共機関

「4. 指定地方行政機関」に準ずる。

第6節 住民、事業所の責務

1. 住民

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には災害時要配慮者とともに早めに避難をするよう行動する。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力に努めるものとする。

2. 事業所

事業所は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直しなど防災活動の推進に努めるものとする。

【災害時に果たす役割】

- (1) 従業員や利用者等の安全確保
- (2) 事業の継続
- (3) 地域への貢献・地域との共生
- (4) 二次災害の防止

第7節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

仁淀川町は、住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災の第1次責任者として、仁淀川町、高吾北消防本部(署)、仁淀川町消防団、県関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、学校及びPTA、公共団体等、防災上重要な管理者及び住民の協力を得て災害予防、災害応急対策、あるいは、災害復旧・復興等防災活動を実施する。

防災関係機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
仁 淀 川 町	(1) 地域防災計画の作成 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成指導、その他の災害対策の促進 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災のための施設、設備の整備及び点検 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 避難の勧告又は指示及び避難所の開設 (9) 消防、水防その他応急措置 (10) 被災者に対する救助及び救護等の措置 (11) 緊急輸送の確保 (12) 食料、医薬品、その他物資の確保 (13) 災害時の保健衛生及び応急教育 (14) その他の災害発生の防御又は拡大防止のための措置 (15) 災害復旧・復興の実施
高 吾 北 消 防 本 部 (署)	(1) 防災に関する普及活動に関すること (2) 消防・水防その他応急措置に関すること (3) 避難及び救助に関すること (4) 災害に関する情報の伝達及び被害調査に関すること
仁 淀 川 町 消 防 団	同 上

県 関 係 機 関	
高知県	(1) 地域防災計画の作成
	(2) 防災に関する組織の整備
	(3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施
	(4) 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進
	(5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
	(6) 防災のための施設、設備の整備及び点検
	(7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
	(8) 仁淀川町が実施すべき避難の勧告、指示及び避難所の開設の代行
	(9) 水防その他応急措置
	(10) 被災者に対する救助及び救護等の措置
	(11) 緊急輸送の確保
	(12) 食料、医薬品、その他物資の確保
	(13) 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保
	(14) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
	(15) その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置
	(16) 災害復旧・復興の実施
	(17) 高知県中央西災害対策支部
中央西土木事務所越知事務所	補助国道・県道ほか関係施設の保全・災害復旧
中 央 西 林 業 事 務 所	林業災害に関すること
中 央 西 福 祉 保 健 所	高知県災害医療対策中央西支部の設置・災害時の保健福祉業務
中央西農業振興センター	農業災害対策に関すること
佐 川 警 察 署	(1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること
	(2) 避難誘導及び二次災害の防止に関すること
	(3) 救出救助・行方不明者の捜索及び遺体の検視に関すること
	(4) 緊急交通路の確保等交通上の措置に関すること
	(5) 被災地域における社会秩序の維持に関すること
指定地方行政機関	
大 渡 ダ ム 管 理 所	(1) 大渡ダム施設の保全・保安に関すること
	(2) 大渡ダムの放流等通知に関すること
佐 川 国 道 維 持 出 張 所	直轄国道ほか関係施設の保全・災害復旧

指定公共機関	
NTT 西日本高知支店	(1) 電気通信設備の保全及び災害復旧に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること
大崎郵便局 名野川郵便局 仁淀郵便局 長者郵便局 池川郵便局	災害時における郵便業務の確保に関すること
四国電力(株)中村支店 須崎営業所	(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること
学校及びPTA	
別府小学校 長者小学校 池川小学校 仁淀中学校 池川中学校	(1) 避難体制の整備及び避難訓練の実施 (2) 児童生徒の保護 (3) 避難所の管理・運営等への協力
別府小学校 P T A 長者小学校 P T A 池川小学校 P T A 仁淀中学校 P T A 池川中学校 P T A	(1) 避難所の管理・運営、炊き出し等への協力 (2) 義援金品募集への協力

公共団体等	
高知県農協吾川支所	(1)被害調査、対策指導への協力
高知県農協仁淀支所	(2)必要資機材の確保についての協力
高知県農協池川支所	(3)被災組合員に対する融資又はそのあつせん
仁淀川森林組合	同上
仁淀川町商工会	同上
高知県建設業協会高吾北支部	災害対策への協力
仁淀川町社会福祉協議会	(1)災害時要配慮者対策等の地域防災対策への協力に関すること (2)災害時の福祉施設の人材の斡旋 (3)災害ボランティアに関すること (4)生活困窮者に関する生活福祉資金等の貸付に関すること
仁淀川町食生活改善推進協議会	(1)救護所での救護活動補助 (2)炊き出し等への協力 (3)義援金品募集への協力
各地区自主消防団	消防団との連携による災害対策への協力
各自治会	災害対策への協力
各地区自主防災組織	各地区の自主防災に関すること
各地区女性防火クラブ	各地区消防分団の救助活動補助
町内医療機関	被災者の救護や保護対策についての協力

- 危険物施設等防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施するとともに、町その他の防災活動について協力するものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 災害予防対策を推進するための体制整備

◎【総務課・住民福祉課】

本町に係る災害予防対策を推進するため、防災会議を開催し、地域防災計画の作成、見直し及び実施を推進する。

(資料 26 防災関係条例・規則等)

第2節 災害危険区域

災害発生を予想し対策の万全を期するため予想される災害危険区域は次のとおりである。

1. 水害危険区域

過去の災害を参考にし、次の地域を水害危険区域とする。

(1) 吾川地区

寺村下条、川口

(2) 仁淀地区

長者、中ノ瀬、下川渡、森

(3) 池川地区

上土居第一区、上土居第二区、上土居第三区、下土居、日浦、見ノ越、安居土居

2. 土砂災害危険区域等

(1) 山地に起因する災害危険箇所

(資料 2 山地に起因する災害危険箇所)

(2) 地すべり防止区域

(資料 3 地すべり防止区域)

(3) 地すべり危険箇所

(資料 4 地すべり危険箇所)

(4) 砂防指定地

(資料 5 砂防指定地)

(5) 土石流危険溪流区域

(資料 6 土石流危険溪流区域)

(6) 大渡ダム貯水池地すべり地区

(資料 7 大渡ダム貯水池地すべり地区一覧)

(7) 急傾斜地崩壊危険区域

(資料 8 急傾斜地崩壊危険区域)

(8) 急傾斜地危険箇所

(資料 9 急傾斜地危険箇所)

(9) 土砂災害警戒区域

(資料 13 土砂災害警戒区域)

3. 火災危険区域

(1) 吾川地区 (2 地区)

大崎・川口密集地

名野川・正ノ石密集地

(2) 仁淀地区 (2 地区)

森密集地

長者密集地

(3) 池川地区 (2 地区)

上土居密集地

下土居密集地

4. その他

(1) 河川危険区域

(資料 10 河川危険区域)

(2) 異常気象時事前通行規制区間

(資料 11 異常気象時事前通行規制区間)

(3) 道路危険箇所

(資料 12 道路危険箇所)

5. 災害危険箇所の調査

◎【総務課・住民福祉課】

災害危険箇所については、前記「1. 水害危険区域」～「4. その他」の災害危険区域の常時点検を行うため各地区を通じ平素よりその実情を把握し、災害発生に備えるものとする。又、点検により災害危険区域の追加指定も併せて行う。

第3節 水害予防

1. 水害に対する評価と問題点

仁淀川やその支流に分布する谷底平野や低位段丘では、豪雨などの増水時には冠水することがあり、河川近くにおいては相当高い位置まで水位が上昇する可能性がある。これらの地域には、人家が数多く立地しており、水害を受ける危険性が高いので、大雨時や長雨時には河川の増水に留意し、急激に水位が上昇した場合などは、避難経路が安全なうちに、早めに安全な場所に避難することを心がける必要がある。

2. 治山・治水

◎【産業建設課・地域振興課】

治山・治水は本町の重要な課題である。荒廃林の整備、伐採の調整等とともに、砂防工事、地すべり防止対策事業等の防災事業を関係機関の協力のもと積極的に推進するとともに、水害を防止するための治水に万全を期する必要がある。

その他、本町は県内屈指の多雨地帯であり、台風および集中豪雨等の場合における異常出水に際して、洪水量の調整や林地荒廃による災害を未然に防止するため保安林整備事業を実施するとともに、重要水系である仁淀川等の河床の整備拡張、流水障害物の除去、各河川及び谷川の砂防堰堤の新設、堤防の整備強化を進める必要がある。

3. 危険区域の設定及び監視警戒

◎【総務課・住民福祉課】

異常降雨などにより河川の水位が上昇し、人命身体、財産に著しい被害の生ずる恐れのある地域を事前に把握しておき、危険区域の巡視警戒を行うよう、監視体制を整えておくものとする。

4. 工作物の防災管理

◎【産業建設課・地域振興課】

◎【総務課・住民福祉課】

農業用施設等の工作物の管理者は平常から点検、整備を十分にし、被害を拡大するような破損箇所については修理補強を行い、更に危険発生の場合の水防体制及び通信連絡の方法等について、あらかじめ検討しておくものとする。

5. 道路及び橋梁の防災管理

◎【産業建設課・地域振興課】

道路、橋梁の水害予防については、側溝、暗渠の整備、橋脚の補強等平常から維持補修に努め、災害の拡大防止、災害時の交通確保に留意する。

6. 水防活動

◎【総務課・住民福祉課】

◎【産業建設課・地域振興課】

水防活動については、I-5-1 ページ、「本編 第5章 水防計画」に準拠する。

7. 居住地等浸水防除施設対策

◎【産業建設課・地域振興課】

町は、宅地造成開発の町道、施設整備などにより、居住地等の浸水対策を促進する。

(1) 宅地造成開発の指導

居住地等浸水防除の視点から、宅地造成開発の適切な指導を実施する。

(2) 防災上重要な施設の安全性の確保

公民館やスポーツ施設等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、災害時要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、風水害に対する施設の安全性の確保に配慮する。

第4節 土砂災害予防

本町の地勢、地質、地盤や集落の実態等を十分調査し、がけくずれ等の危険が予想される箇所を把握するとともに避難体制づくり、土地所有者等に対する保安措置の指導、危険地域の崩壊防止工事、家屋の移転等、関係機関と緊密な連絡を保ち鋭意適切な予防措置に努める。

1. 土砂災害に対する評価

◎【産業建設課・地域振興課】

本町は地すべり、斜面崩壊、土石流といったほとんどのタイプの土砂災害が起こりうる。

地すべりの分布は地質条件と深い関係にあり、現在ある地すべり地の周辺では地すべりが起こりやすいという特徴がある。人家が地すべり地内に立地しているところもあり、その活動が人家へ直接影響する可能性もある。急傾斜地を背後に持つ人家においては、崩壊土砂に直接襲われる危険性もある。また、溪床に堆積した崩壊土砂が土石流となって河川を流下し、河川出口付近の人家に被害を与える可能性もある。特に、溪流の出口に沖積錐が発達するところでは土石流に注意する必要がある。

2. 危険予想箇所の把握

◎【産業建設課・地域振興課】

土砂災害危険箇所や区域に、町特有の地質、地形、地下水等の諸要因に危険度を加味して、特に危険な箇所については法の指定・公表を進めることなど、県に対して要望するとともに、県と連携し指定区域等を、ハザードマップ、ホームページ等を用いて住民へ周知し、情報伝達、警戒避難態勢等の整備に努める。

3. 土砂災害の早期発見

◎【産業建設課・地域振興課】

町は、土砂災害危険箇所等の巡視を行い、がけ崩れ等による危険の早期発見に努める。

4. 地すべり等防災対策

◎【産業建設課・地域振興課】

関係機関等は、常に危険地域の実態の把握に努めるとともに、降雨期には地域住民と協力し防災パトロール、排水等の応急対策が実施できる体制を確立する。

5. 急傾斜地崩壊防止対策

◎【産業建設課・地域振興課】

がけくずれ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとめるために、事前措置として関係機関が協力し危険箇所の把握と防災パトロールを定期的に実施する。

6. 予防措置の指導

◎【産業建設課・地域振興課】

危険が予想される区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対し、維持管理の徹底と危険を及ぼすような施設の管理者に対し、保安措置を実施するよう行政指導を行う。

(1) 安全な居住環境形成の誘導

町は、安全な居住環境の形成を誘導するため、用途地域制度等の積極的な活用を図る。

(2) 移転の促進

町は、土地利用に関する制限を受ける住宅を対象に、がけ地等近接危険住宅移転事業による所要の援助を行い、移転の促進を図る。

第5節 農林災害予防

農林施設の改修を実施し、施設の増強を図り、災害を未然に防止あるいは軽減するよう努める。

1. 農業対策

◎【産業建設課・地域振興課】

(1) 農業施設

ア 湛水防除対策

湛水による被害を未然に防止するため、排水機構の改善や排水路の改修等を行う。

イ 農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに側溝及び法面の整備を図る。

ウ 農地保全

町は、農地の浸食及び崩壊、用排水路等の農地防災事業を推進する。また、急傾斜又は特殊土じょう地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土じょうの流失や崩壊を防止する。

エ 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の措置をとるものとする。

(2) 農作物に対する措置

気象情報に留意して常に予防の措置を講ずる。農作物の風水害等予防については、時期別、作物別の技術的な面についての予防措置及び対策を指導するものとする。

(3) 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、病気の防疫(予防接種など)を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。

(4) 技術対策

農林産物を各種災害から防護するため、本町は関係機関と連携を密にし、気象条件に対応した技術指導の万全を期するよう指導するものとする。

災害発生の恐れがあるときは、凍霜害・雪害・干害・ひょう害・水害・風害・寒害等の予防技術対策を樹立し、関係機関、農家に指導徹底を図る。

(5) 病虫害防除対策

本町は、病虫害防除の徹底を図るため、病虫害防除適期決定に対する資料を提供するとともに、病虫害防除員を配置して農林産物害虫の防除を推進する。

2. 林業対策

◎【産業建設課・地域振興課】

治山施設及び林道等をあらかじめ調査、補強を行う等、適正な措置を図る。

第6節 建築物災害予防

建物の不燃化・耐震化の促進、住宅密集地域の環境整備の促進及び急傾斜地近接危険住宅の移転並びに危険区域における建築物の防災施設設置指導等により、建築物の災害予防対策を講ずるものとする。

1. 不燃性・耐震性建築の促進、避難施設の設置指導

◎【総務課・住民福祉課】

◎【産業建設課・地域振興課】

建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)等の基準により、関係機関と協力して建築物の耐火・耐震構造化の促進を図る。

特に官公庁、学校、病院、公民館等、公衆の集まる公共的建築物の建設に当たっては、その構造の安全かつ耐火・耐震化を進めていくものとする。また、避難諸施設の設置指導も併せて行う。

2. 急傾斜地の崩壊等による建築物の災害防止対策

◎【総務課・住民福祉課】

◎【産業建設課・地域振興課】

急傾斜地の崩壊、出水等による危険が予想される地域における住宅の防災対策を進めるとともに、住宅造成時に傾斜地の無理なカットにより生ずる危険箇所については、防災施設の設置を勧告するものとする。

第7節 火災予防

消防法(昭和23年法律第186号)の定めるところにより、消防団の年次計画に基づき火災予防の万全を図るとともに火災による被害の減少に努めるものとする。

1. 火災警報

◎【総務課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

高知地方気象台並びに県等が発表する火災に関する注意報があり、火災の予防上、町内の状況が危険と思われるとき、火災警報を発令又は伝達広報する。

高知地方気象台は、次の通報基準により、火災気象通報を県に通報し、町は県より火災気象通報の伝達を受ける。

- 高知県において
- ◇ 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%を下回り、最大風速7m/sをこえる見込みのとき
 - ◇ 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき
- ※ただし、降雨・降雪中は通報しないこともある。

2. 消防施設の整備、点検

◎【総務課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

(1) 消防機械器具

消防機械器具の整備については、団幹部会において年間計画及び年次計画をたて、国庫補助事業等については高吾北消防本部(署)を通じ、又独自の施策については町が整備を図るものとする。

保全については、年間定期点検計画に基づき定期点検を行い、機械器具の修繕については総務課・住民福祉課(消防担当)を通じて修繕するものとする。

(2) 消防水利

防火水槽・消防水利施設及び水防資材の整備は団幹部会において年次計画をたて、国庫補助事業等については高吾北消防本部(署)を通じ、又独自の施策については町及び地区が整備を図るとともに、保全については随時点検を行い必要な措置を講ずるよう努める。

ア 消防道の拡充

イ 簡易水道施設の消火栓の増強

ウ 簡易消火栓用ホースの配備

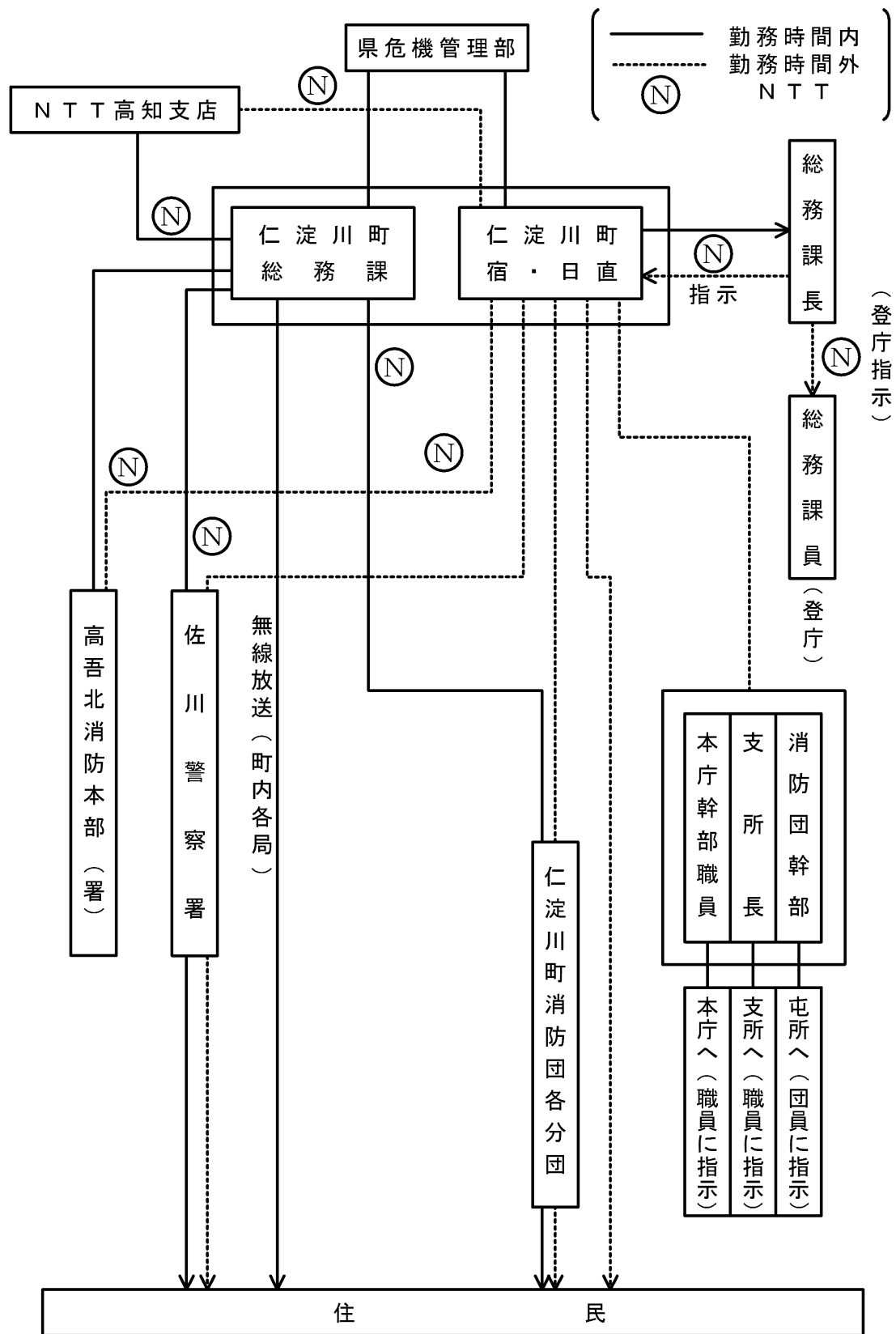
(3) 消防通信施設

ア 町内の通信施設は次の通りである。

N T T一般電話・公衆電話、消防無線、防災行政無線、衛星電話

イ 山林火災、水防時における近距離通信についてはトランシーバー等の利用を計画していくこととする。

【伝達系統図】



(4) 消防防災機械資材

(資料 20 消防力等の現況)

3. 火災予防対策の推進

◎【総務課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

- (1) 消防団の年次計画に基づき予防広報(パンフレット)の配布を行う等のほか、町が毎月発行する広報『によどがわ』に火災予防に関する記事を掲載し、火災予防の啓発を図る。
- (2) 消防団の年次計画に基づき、消防団による火災予防広報は消防団広報車両等で住民に呼び掛けを行う。
- (3) 町は、地域や職場における消火・避難訓練等、家庭や職場における火災の防止、初期消火、避難・誘導について講習会や訓練により徹底を図る。
- (4) 自主防災組織、女性防火クラブ、幼年少年消防クラブの育成を図る。
- (5) その他臨機に各種会合を利用して住民に広報する。

4. 防火管理者制度の確立

◎【総務課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

一定規模以上の対象物(老人ホーム等)には、消防法施行令に定める資格を有する防火管理者を選任し、訓練、講習会等を実施し自主防災体制の確立を進める。

5. 予防査察の強化と建築物の不燃化の促進

◎【総務課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

(1) 予防査察の実施

『消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第4条及び第4条の2』の規程に基づき、消防本部などは、計画的に防火対象物の予防査察を実施し、火災発生の危険箇所を明らかにし、火災の未然防止を図る。

(2) 不燃化の促進

町及び消防本部などは、建築物の不燃化を促進する。

6. 危険物など災害予防対策

◎【総務課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

6.1 計画の方針

町は、危険物を貯蔵し、取り扱う貯蔵所などの施設を対象に、関連する諸法令、規則に基づき、安全な製造、貯蔵、処理又は取扱いを徹底するとともに、これらに起因するあらゆる災害について、これを未然に防止するための対策を講ずる。

6.2 講習会、研修会などの実施

消防本部などは、関係団体と協力して講習会、研修会などを実施する。

6.3 防災訓練の実施

町、施設管理者及び消防機関などが連携し、防災訓練を実施する。

6.4 施設の調査

消防機関などは、施設への調査や検査を実施し、危険物の流出事故などに対する安全性の確保を図る。

6.5 検査及び指導の実施

消防機関などは、危険物による災害の発生及び被害の拡大を防止するため、次の事項を行い、保安体制の強化を図る。

(1) 製造施設、貯蔵所などの保安検査及び立入検査の実施

消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)第 2 条第 7 項に規定する危険物を貯蔵又は取り扱う施設(製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所」という。)は、消防機関により、その維持管理の状況調査を実施し、指導を行う。

(2) 各事業所の実状把握と自主保安体制の推進

取扱事業者は、特に次の事項などを整備し、安全確保に努める。

ア 危険物保安監督者の選任の励行

イ 危険物取扱者による貯蔵及び取扱いの保安監督の励行

ウ 危険物取扱者などによる施設点検の励行

エ 消火、警報設備の維持及び点検

オ 危険物運搬の安全確保

カ 一定規模以上の危険物製造所などの場合、自衛消防組織設置又は予防規程の制定

(3) 毒物、劇物の災害予防対策の推進

町は、毒物、劇物を保管又は業務上取り扱う施設や組織に対して、指導を行う。

ア 設備の設置

取扱い業者は、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示を明示し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、設備のさらなる安全性向上を図る。

イ 在庫数量の把握

取扱い業者は、災害発生時の流出、散逸などに備え、在庫数量の把握を徹底する。

ウ 貯蔵施設の安全確保

災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大する恐れのある貯蔵施設は、移転などにより安全が確保されるよう指導する。

(資料 14 危険物貯蔵所等)

7. その他防災機関との協力体制の強化

◎【総務課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

- (1) 消防団・自主防災組織及び女性防火クラブとの合同訓練
- (2) 消防機材器具の点検整備
- (3) 防火思想の普及徹底
- (4) 防災上必要な環境整備

8. 学校教育における防災教育

◎【総務課・住民福祉課・教育委員会・高吾北消防本部(署)】

- (1) 教育課程内の指導
災害の種類、原因、実態、対策など、防災関係の事項を取り上げる。
- (2) 防災訓練
学校行事などの一環として実施し、防災の実践活動、避難行動などを習得させる。
- (3) 教育課程外における防災教育
防災関係機関、施設並びに各種催しなどの見学を行う。

9. 消防力の強化

◎【総務課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

- (1) 消防計画の策定
町は、災害発生時に、現有消防力を最大限に活用し、被害を最小限に軽減することを目的として、総合的な消防計画を策定する。
- (2) 消防計画策定における検討事項
消防計画策定に当たっては、特に次の点について検討する。
 - ア 教育訓練計画（消防職員及び消防団員の教育訓練）
 - イ 災害予防計画（災害の未然防止・被害拡大防止のための査察及び指導）
 - ウ 情報計画（災害状況の把握及び関係機関への報告・通知）
 - エ 風水害など警防計画（災害発生時の職員非常招集及び関係機関との連携）
 - オ 避難計画（関係機関と連携した避難の誘導）
 - カ 救急救助計画（集団災害時の対応、医療機関などとの協力体制）

第8節 林野火災予防

本町は山林原野が約89%であり、その内国有林が13.1%を占めている。林野火災の消火活動は、地形的にも水利的にも条件が悪いため非常な困難を伴う。消火活動にあつては、下記事項について総合的な検討を加え、関係行政機関とも十分な連絡体制を保持していかなければならない。又、毎年行っている林野火災の火防宣伝等の広報活動を充実し、防火思想の普及を図るものとする。

1. 林野火災消防計画の確立

◎【総務課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

◎【産業建設課・地域振興課】

林野火災については、家屋の火災とおもむきを異にし、また発生の要因にも起因して消防計画の確立には困難が予想されるが、森林の状況、気象条件、地理水利の状況等を調査検討のうえ、次の事項について計画する。

- (1) 出動部隊の出動区域の決定
- (2) 出動順路と防御担当区域の決定
- (3) 消火器材、器具と水利の確保
- (4) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- (5) 応援隊、後援活動、応援部隊の集結場所及び誘導方法
- (6) 応急防火線の設定
- (7) 救急体制の確保

また、大規模な林野火災の場合は広域航空消防応援、自衛隊等を要請する。

2. 林道網の整備

◎【産業建設課・地域振興課】

林野火災の初期消火作業にも十分活用でき、また、防火線としての効果も発揮できる林道網の整備を図るものとする。

3. 林野所有者等の予防対策

◎【総務課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

◎【産業建設課・地域振興課】

本町は、林野の所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）に対し林野の火災予防のため、次の事項について指導を行うものとする。

また、所有者等は、所有又は管理する林野の火災予防責任、防火措置責任を有することを認識し、その責を果すとともに町の指導に従わなければならない。

- (1) 火の後始末の徹底

- (2) 防火線、防火樹帯の設置
- (3) 自然水利の活用等による防火用水の整備、確保
- (4) 林野の防火措置の明確化
- (5) たき火又は火災と紛らわしい煙若しくは、火災を発する恐れのある行為をしようとする場合にあっては、高吾北広域町村事務組合火災予防条例に定める事項の遵守
- (6) 林野火災の未然防止及び早期発見を図るための森林保全巡視員を設置し、林野火災の多発時期には、巡視を強化するとともに、指導啓発をあわせて行うものとする。
- (7) 森林経営計画の樹立にあたっては、可能な範囲で地域の実態に即した防火施設(防火線、防火樹帯、防火道、防火用水)の整備を加味した施業方法を取り入れ、被害の防止を図るものとする。
- (8) 林野火災の初期消火作業にも十分活用でき、また、防火線としての効果も発揮できる林道網の整備を図るものとする。
- (9) 各種事業の工作物と自然水を防火用として活用できるよう整備するものとする。
- (10) 林野火災の発生の危険性が高い地域に予防機材、初期消火機材等の配置を図るものとする。

第9節 気象業務

1. 気象観測施設の充実

◎【総務課・住民福祉課】

高知地方気象台が発する気象に関する予警報とともに町も雨量計を備え、更に国、県その他の機関の設置する観測機器から情報入手等により水防活動、避難勧告等を判断し得るよう気象測器の充実に努め、情報収集についても関係機関と協定しておく必要がある。

(資料 15 水位観測所及び雨量観測所)

2. 気象に関する注意報・警報及び特別警報

◎【総務課・住民福祉課】

気象等の現象によって被害が予想される場合又は重大な災害が起る恐れがある場合に発表される注意報・警報及び特別警報は、その都度高知地方気象台から県知事を通じ町へ通報される。又、台風その他の異常気象等についての情報も適時具体的に通報する。

(参考資料 1 気象台で発表する注意報・警報・特別警報の種類とその基準)

第 10 節 防災施設・設備等の整備

1. 通信連絡設備の充実

◎【総務課・住民福祉課】

災害時における各種情報の収集伝達等を迅速かつ的確に行うため、有線通信設備及び行政無線、消防無線等の無線設備及び警報用サイレン等の充実を図る。

2. 倉庫等の配置及び構造への配慮

◎【総務課・住民福祉課】

水防資材、援助物資等の備蓄倉庫については、現場到着時間、危険箇所との距離等を考えて配置するものとし、それら自体が被災することのないよう構造についても十分考慮し、専門的な知見・技術をもとにした耐震性のある堅固な場所に設置する。

3. 避難所等の選定

◎【企画課・町民課】

◎【総務課・住民福祉課】

災害時におけるり災者の避難場所及び避難所をあらかじめ選定し、住民に周知徹底しておく。また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握、あつせんする体制の整備を図る。

選定された避難施設は、災害時要配慮者が安心して避難できるよう、段差の解消やトイレの洋式化などのバリアフリー化、テレビ・ラジオ等の情報提供手段の整備に努める。

低位段丘上の避難地は、浸水の可能性があり注意が必要である。斜面上の避難地では土砂災害に要注意である。避難路や集落間の道路は土石流等による寸断の可能性があり、応急体制の確立を図る。避難所の選定に当たっては、二次災害等の被害が及ぶことがないよう、十分な検討を行うこと。

4. 資器材、物資の充実、点検

◎【総務課・住民福祉課】

災害応急対策の万全を期するためには、消防車、ジープ等の車両水防資材、救助物資、無線設備や非常用電源設備等の資器材、備蓄物資等を十分保有し整備しておくことが必要であるから、それらの充実及び適正配置を図り、災害時に有効に使用されるよう定期的に点検を行うものとする。無線設備や非常用電源設備については日ごろからの確な操作の徹底、専門的知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置を図る。

また、水防資材、救助物資等の資器材備蓄物資が不足する場合に対処するためそれらを緊急調達し得る体制を確立しておくものとする。

なお、現有の消防資機材等については、「資料 20 消防力等の現況」を参照。

第 11 節 防災知識の普及

1. 防災マップ等の整備

◎【総務課・住民福祉課】

洪水、土砂災害の危険区域を示した防災マップを整備するとともに、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準、伝達方法を明確にする。

(※避難勧告等：避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）)

2. 防災教育

◎【総務課・住民福祉課・教育委員会】

全ての住民の防災知識の日常化を目指して、防災教育の実施や災害教訓の伝承を行う。

職員に対する防災教育として研修会、講演会等を開催し、災害時における適確な判断力の養成あるいは防災上必要な知識及び技能の向上を図るとともに、パンフレット等を作成し配布するよう考慮する。

また、学校教育並びに成人学級等の社会教育においてもその学習内容に防災教育を組み入れ、防災に関する知識の普及と指導を行うよう考慮し、学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組み、及び教職員の防災研修を推進する。

(1) 職員に対する防災教育

ア 防災計画の内容の徹底

防災計画が的確有効に活用されるように、その内容、運用等を周知徹底させる。(気象、地質知識の習得、災害の種別と特性、防災体制と対策、県及び町の災害医療救護計画)

イ 研修会

災害対策関係法令及びその他の防災関係法令の説明研修会等を行い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに土木、水防、建築その他防災技術の習得に努める。

ウ 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い現況の把握と対策の検討を行う。

エ 印刷物

災害の原因、予防、応急対策、その他必要事項等をまとめた、パンフレット等を作成し配布する。

(2) 学校教育における防災教育

ア 教科指導

教科課程の中に災害の種類、原因実態及びその対策等防災関係の事項を取り上げ習得させる。

イ 防災訓練

学校行事等の一環として防災訓練を実施し、学校、家庭、地域等における防災の実践活動、避難行動について習得させる。

ウ 課外活動における教育

防災関係機関、防災施設や防災関係の催し等の見学を行う。

(3) 住民等に対する防災教育

ア 講座

防災に関係の深い気象学等の基礎教育、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得についての講座を系統的、計画的に実施する。

イ 実習

救助の方法、特に応急手当や救急救命に関する知識と技術について体得させる。

ウ 見学

防災関係機関、施設並びに防災展等の見学を行う。

(4) 危険物を有する施設などにおける防災研修

危険物を有する施設、病院、旅館、小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進する。

(5) 防犯の視点を取り入れた防災研修

被災地においては、窃盗などの犯罪の多発が予想されることから、自主防災組織等に対して、被災地での犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ取得などに関する防災研修を推進する。

3. 住民に対する広報

◎【総務課・住民福祉課・教育委員会】

(1) 町広報「によどがわ」・町ホームページほか

地域長・区長、町内全世帯を対象として毎月定期発行している町広報「によどがわ」・町ホームページ等を通じ、住民に災害対策の周知徹底を図る。

(2) パンフレット等の作成

防災に関するパンフレットを作成し、これを災害対策関係者はじめ住民に配布する。

また、県から配布された地震に関するビデオ、パンフレット等を学校、役場等に展示し、知識の普及を図る。

(3) 報道機関の協力

防災知識の普及啓発を図るために、報道機関に対しては積極的に協力を依頼するとともに、本町の災害対策についての計画等絶えず必要な情報の提供に努める。

(4) 普及の内容

ア 防災計画の概要の周知

防災計画に定められている中で、ことに住民に周知させ、又は注意を喚起する必要がある事項を周知させる。

イ 災害時における心得

災害の種別ごとの特徴をとらえ、住民が知っておくべき心得及び注意事項等を普及する。

ウ 災害発生原因に関する知識

エ 避難救助等の自主防災知識の普及

オ 主要防災施設や医療救護所の設置場所・概要等の周知

カ 消防団の活動

キ 気象予警報の種類と心得

一般気象災害の知識及び気象台等から発令される予警報の種類と内容の習得

ク 町域内で起こった過去の災害の紹介

過去に発生した大災害とその時の実状、対策をとりあげこれを紹介し、再び同じ災害を繰返さないように、住民に再認識させる。

第 12 節 防災訓練

町防災会議の機能を活用し、県・町・その他防災機関が行う災害発生時における業務の総合的訓練を実施し、防災計画の周知並びに適否検討と防災体制の基礎の確立を図るものとする。

又、実施については、現地における実地訓練のほか随時図上訓練により行うものとする。

1. 図上訓練

(1) 要領

ア 状況の想定

イ 研究問題の提起

ウ 県、町及び防災関係機関等において関係地域内の災害予防に関する施設・事業の概況を説明し、今後改善すべき点について研究するとともに災害応急対策の実施要領を検討し、これを図上において実施する。

(2) 実施

ア 町防災会議において適時実施する。

イ 消防団においては、幹部教養として機会あるごとに実施するものとする。

2. 実地訓練

想定した災害に基づき概況を次の区分により訓練の目的を効果的に達成し得る場所を選定し行うものとする。

(1) 消防訓練

消防技術の練磨・消防機械器具の整備点検等を目的として実施する。

(2) 水防訓練

水防工法応急修理について訓練する。

(3) 避難訓練

台風時における集中豪雨等による避難方法等について訓練する。

(4) 学校教育訓練

各小中学校において随時児童生徒を対象に火災・地震等による避難訓練を実施するものとする。訓練の時期、内容方法等具体的計画については、教育委員会、学校長、消防団等協議してその都度たてるものとする。

(5) 非常通信連絡訓練

関係機関（高吾北消防本部(署)・佐川警察署・中央西土木事務所越知事務所等）の協力を受け、非常時の通信方法・送受信技術の練磨に努める。

(6) 総合訓練

町長統率のもとに全職員・全機関参加して行うものとする。台風の襲来、火災発生
の時期等実施については充分留意するものとする。

(地震を想定した防災訓練については、Ⅱ-2-17 ページ、
「震災対策編 第2章 第4節 15.防災訓練の推進」を参照)

第 13 節 自主防災組織

◎【総務課・住民福祉課】

自主防災力は、地域ぐるみで高めていくことで組織的な力を発揮できるようになり、より有効性が高まる。そのため、町では組織率 100%を目指して啓発活動を行っている。今後、自主防災組織の活動能力の向上を図るため、リーダーの養成、資機材の整備・備蓄場所の確保、防災訓練等に関し、積極的に支援していく。

また、ビデオ、防災パンフレットの活用や研修会の実施などにより防災意識の高揚を図る。

第14節 事業所による自主防災体制の整備

事業所は、災害時に顧客の安全を確保するとともに事業の継続を図る等の社会的責任を果たすため、防災施設の整備、事業所の耐震化、自衛防災組織の育成強化、事業継続計画（BCP）の策定、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直しなど防災活動の推進等に努める。

1. 災害時に事業所が果たす役割

◎【総務課・住民福祉課】

- (1) 従業員や利用者等の安全確保
- (2) 事業の継続
- (3) 地域への貢献・地域との共生
- (4) 二次災害の防止

2. 事業所の自衛防災組織の防災活動

◎【総務課・住民福祉課】

- (1) 平常時の自衛防災組織の活動
 - ア 防災訓練の実施
 - イ 施設及び設備等の整備
 - ウ 従業員等の防災に関する教育の実施
 - エ 防災マニュアル(災害時行動マニュアル)の作成
 - オ 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力
- (2) 災害時の自衛防災組織の活動
 - ア 情報の収集伝達
 - イ 避難誘導
 - ウ 救出救護
 - エ 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

3. 事業継続計画（BCP）の策定・支援

◎【総務課・住民福祉課】

町は、事業所及び社会福祉関係の事業所が、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP, Business Continuity Plan）策定やその他の防災活動に資する情報提供等を進める。

第 15 節 災害時要配慮者対策

災害発生時には、高齢者や障害者、乳幼児など、危険の察知や迅速な行動が困難な者への特別な配慮が必要であり、町は、「災害時要配慮者避難支援プラン」及び「避難行動要支援者名簿」を作成して、災害に備えた要配慮者に関する情報共有、災害時の避難情報の伝達、避難誘導・援助、救助体制等の避難支援体制の整備を進めるとともに、必要な者には個別計画を作成してきめ細かく対応する。

1. 定義

(1) 災害時要配慮者

災害時要配慮者とは、高齢者、障害者、傷病者、子ども、妊産婦、外国人など、危険の察知や迅速な行動が困難な者で、災害時の避難行動等において特に配慮を要する者をいう。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする下記のいずれかの項目に該当する者をいう。

ア 介護保険法(平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号)による要介護認定 3～5 を受けている者

イ 身体障害者手帳 1 級～3 級(総合等級)を所持する者

ウ 療育手帳を所持する者

エ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者

オ 前各号に掲げる者に準ずる状態にある者で、その他町長が必要と認める者

(3) 避難支援等関係者

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、高吾北消防本部(署)、消防団、警察署、民生・児童委員、居宅介護支援事業者、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

2. 「災害時要配慮者避難支援プラン」の策定

◎【保健福祉課・住民福祉課】

町は、災害時要配慮者を支援するための基本方針、防災関係機関における役割分担、避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成、避難・誘導の方法、訓練の実施その他の支援体制を盛り込んだ全体計画(「災害時要配慮者避難支援プラン」)を策定する。

3. 「避難行動要支援者名簿」の作成・運用

◎【保健福祉課・住民福祉課】

町は、避難行動要支援者に該当する者を的確に把握するとともに、「避難行動要支援者名簿」を作成し、随時情報の更新に努める。

(1) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿を作成するに当たっては、避難行動要支援者に該当する者及び下記の個人情報を入手する必要がある。

このため、町で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するとともに、民生・児童委員等の福祉関係者、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の組織・団体と連携して広く必要な情報を収集するほか、町で把握していない難病患者に係る情報等を中央西福祉保健所より収集する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 情報の更新

要配慮者の状況は、日々変化していくことから、定期的に避難行動要支援者を把握する調査を実施し、名簿情報の修正（住所変更、自力避難の可否、避難支援等関係者の有無等）及び名簿対象者の新規追加・削除（本人の死亡、転出入、新たな要介護認定や障害認定、社会福祉施設等への長期間入所等）を行い、常に新しい情報に更新し、管理しておくものとする。

4. 「避難行動要支援者個別計画」の策定

◎【保健福祉課・住民福祉課】

避難行動要支援者名簿の登録者のうち、特に避難時に支援が必要な者を対象として、民生委員や自主防災組織などの地域住民の協力を得て、避難行動要支援者一人ひとりの情報伝達、救助・避難誘導の方法を具体的に記した「避難行動要支援者個別計画」を作成し、災害時の円滑な支援に備えるものとする。

なお、当該個別計画は、原則として本人及び家族の希望又は同意により作成される計画とする。

5. 避難支援等関係者間における情報共有

町は、避難支援等関係者に対し、あらかじめ名簿情報を提供しておくものとする。ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、町は、現に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害時要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

6. 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿情報の提供に際しては、町は、避難支援等関係者に守秘義務が課せられていることの十分な説明を行うとともに、必要以上の情報を提供しないなど、避難行動要支援者の個人情報が無用に共有、利用されないよう適切な措置を講ずるものとする。

7. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することを原則とする。

そのため、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となる恐れがあることを、避難行動要支援者に説明し理解を得ておくものとする。

8. 社会福祉施設における防災対策の推進

社会福祉施設の利用者は、災害時の迅速な避難行動が困難である場合も多いことから、町は、施設管理者に対して、防災設備等の整備、施設入所者の避難対策等の災害対策が講じられるよう指導・支援に努める。

特に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等に指定された区域内にある社会福祉施設等においては、施設管理者等が施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため避難確保計画を作成し、避難訓練を実施しなければならない。

9. 体制の整備

◎【保健福祉課・住民福祉課・社会福祉協議会】

◎【総務課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

(1) 消防団や地区団体（自主防災組織）、福祉関係者等の間の情報伝達体制の整備

災害時要配慮者支援に係る消防団や地区団体、福祉関係者等への情報伝達責任者は、保健福祉部及び住民福祉部とする。

消防団、地区団体（自主防災組織）は情報伝達網を整備する。

(2) 災害時要配慮者情報の共有

町は、避難支援体制の整備を進めるために必要な、災害時要配慮者に関する情報を収集し、関係課、地区団体（自主防災組織）、民生委員などの間で共有する。ただし個人のプライバシー保護に十分配慮する。

(3) 災害発生時の避難支援

迅速に避難できるよう、避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなど、町があらかじめ定めたマニュアル・計画に沿った避難支援を行う。

(4) 災害発生時の避難誘導、安否確認及び救出

ア 自主防災組織、地域住民、関係団体、福祉事業者などと連携して、消防団を中心とした情報伝達体制の整備、災害時要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画等の避難誘導体制の整備に努める。

イ 高吾北消防本部(署)や警察と連携して避難誘導や救出の体制を整備する。

(5) 平常時及び災害発生時の情報提供

ア 障害のある方に防災知識を普及する方法について検討する。

イ 緊急時の連絡方法について検討する。

10. 施設に入所(通所)する要配慮者への支援

◎【保健福祉課・住民福祉課・社会福祉協議会】

◎【総務課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

町は、施設の実態を把握し、防災上の課題の優先順位を整理した上で、経済的な防災対策に取り組む。

(1) 施設・設備の安全確保対策

ア 施設の耐震化

イ 安全確保に必要な設備の整備

(ア) 火災報知機、スプリンクラー、緊急地震速報受信機、防災行政無線戸別受信機

(イ) 避難設備（非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材等）

(ウ) その他法令等で定める設備

ウ 安全管理

(ア) 危険物の管理

(イ) 家具・書棚等の転倒防止対策

(2) 施設入所者の避難対策

ア 地域の災害特性の把握

施設の立地する地域の災害について、正しい知識、及び対応の方法について習得する。

イ 施設入所者の避難計画の作成

- (ア) 夜間休日における災害の発生を想定するなど、現実的な避難誘導計画を作成する。
- (イ) 夜間の勤務者数での訓練など実践的な避難訓練を実施する。
- (ウ) 災害時に職員が的確な判断ができるように図上訓練を実施する。
- (エ) 消防団や自主防災組織などと連携した避難体制を構築する。

ウ 長期的な避難と広域連携

入所者等一人ひとりについて、他事業者等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や機器等を整備する。

エ 介護職員等の応援派遣体制・受援体制の整備

- (ア) 避難生活の長期化等に備え、介護職員等の応援派遣体制の整備に努める。
- (イ) 各施設は、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援体制の整備に努める。

(3) 防災関係機関との連携

ア 災害時要配慮者入所施設等が土砂災害により被害を受ける場合を想定し、町及び施設管理者との連絡体制を確立する。

イ 消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導・助言を行う。

11. 障害者への防災知識の普及

防災知識の取得が困難な障害者に対しては、県等の協力を得て障害者向けパンフレットや講習等を実施し、防災知識の普及に努める。

12. 災害時要配慮者の円滑な避難に対する配慮

避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等の指示を発令するに当たっては、町は、できるだけ早い段階での通知に努めるとともに、高齢者や障害者等にも分かりやすい説明や、多様な手段の活用による着実な伝達を心がけ、災害時要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう配慮するものとする。

13. 福祉避難所の指定及び拡充

災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対しては、次の施設を災害時要配慮者用の避難所（福祉避難所）として開設し、必要なスタッフを確保する。

施設名	所在地	電話番号
仁淀川町デイサービスセンター「池川」	仁淀川町土居甲 9 2 1 番地 1	34-2069
仁淀川町デイサービスセンター「とちの木園」	仁淀川町大崎 2 6 4 番地 8	35-0255
仁淀川町デイサービスセンター「ひなた荘」	仁淀川町森 4 2 8 7 番地	32-1500
特別養護老人ホーム「もみじ荘」	仁淀川町岩丸 8 4 8 番地	34-2030

第 16 節 消防団を中心とした地域の防災体制整備

消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を行う。また、消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進める。

1. 体制整備

◎【総務課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

町は、青年層・女性層の消防団への参加を促進する等により消防団員の確保を図る。

2. 教育訓練

◎【総務課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

町は、消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災学習や訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量を高める教育を行う。

3. 環境整備

◎【総務課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

町は、消防団の施設・装備を充実し活動環境の整備に努める。また、被雇用者（サラリーマン）消防団員の消防活動を整備するため、勤務時間中の災害出動等について、事業所の理解・協力が得られるように努める。

4. 住民に対する消防団活動の周知

◎【総務課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

町は、広報誌・町ホームページ等を活用し消防団活動の周知を図る。

5. 自主防災組織等との連携

◎【総務課・住民福祉課・高吾北消防本部(署)】

町・消防団は地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たす。

第 17 節 自発的な支援への環境整備

大規模災害時には、本来なら自ら実施すべきことが、被災したために、実施できなくなる場合がある。そうした場合には、被災していない方やボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなる。こうした自発的な支援の環境整備を進める。

1. 関係者相互の連携の強化

◎【総務課・住民福祉課・社会福祉協議会】

町は、県、NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社などの災害発生時に連携する必要がある関係者で、定期的に災害発生時の役割分担など応急対策事項に関して協議を行う。

2. 自発的な支援を担う人材の育成

◎【総務課・住民福祉課・社会福祉協議会】

ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど、自発的な支援を担う人材の育成を行う。

3. ボランティアの受入れと活動支援体制の整備

◎【総務課・住民福祉課・社会福祉協議会】

ボランティア活動の活性化に向けた環境整備を推進する。

- (1) 災害ボランティア活動に関する普及啓発
- (2) ボランティアリーダー、ボランティアコーディネーターの養成
- (3) 災害ボランティアセンターの設置及び支援
- (4) 災害ボランティアセンターの活動拠点の整備
- (5) 必要資機材の貸出し

第 18 節 避難を可能にするサインの整備

◎【総務課・住民福祉課】

町は、災害の危険性や避難所、避難開始時期を知らせるサインの整備を進める。

- (1) 日常から危険性を知らせるサイン
 - ア 避難開始時期を示した水位表示板などの標識
 - イ ハザードマップなどの啓発資料
- (2) 避難所を知らせるサイン
 - ア 避難所を示す標識
 - イ 避難誘導標識
 - ウ 夜間に発光する誘導灯や表示灯
- (3) 避難の開始を知らせるサイン
 - ア 防災行政無線など施設管理者が状況を判断してから通知するための施設
 - イ 水位と連動したサインなど避難開始を自動的に知らせる設備
 - ウ 住民が避難開始時期を読み取れる水位表示板などの標識

第 19 節 孤立集落対策

本町では、多数の集落が急峻な山間部に位置しており、風水害や地震発生時には道路の寸断により多数の集落が孤立する可能性が高い。また町内の多くの集落は高齢化が進んだ地域であり、災害時要配慮者が多く、避難時には多くの困難が予想される。災害により孤立した集落が、救援活動がいきわたるまでの間、自立して生活できるよう対策を検討していくものとする。

1. 孤立集落と外部との通信の確保

◎【総務課・住民福祉課】

1.1 優先度の高い対策

孤立集落と外部との通信の確保のため、次の事項について対策を進める。

(1) 災害の発生を前提とした通信設備の運用

- ア 通信機器のための非常用電源及び燃料の確保
- イ 通信機器の落下防止のため、ベルトやボルト等による機器の固定
- ウ 防災訓練を通じ、これら通信機器や非常用電源の使用方法的の習熟

(2) 通信設備障害時におけるバックアップ体制の検討

- ア 発災時の被害状況把握のための自主防災組織を中心とした体制の構築
- イ 避難所における避難者からの情報収集
- ウ 通信の途絶している集落に対する優先的な情報収集

(3) 集落と町との間の通信確保

災害時の集落と町との間の通信を確保するため、孤立が懸念される集落には防災行政無線等の整備を進める。

1.2 今後対策を進めていく事項

次の事項について、対策を進める。

(1) 防災関連施設の耐震補強

災害対策本部や避難所等の防災関連施設の耐震性を確認し、不十分な場合は代替施設を選定しておくとともに、耐震性を強化する。

2. 孤立集落への物資供給、救助活動

◎【総務課・住民福祉課】

(1) 孤立集落の被災状況や住民ニーズの十分な把握

孤立集落の被災状況や住民のニーズを的確に把握するため、伝えるべき項目を予め整理しておく。次の項目について優先的に伝達する。

伝達項目： 負傷者の有無、負傷の程度、孤立集落内の人数、要配慮者の有無、備蓄状況（食料、水、医薬品、毛布）

また、長期間孤立した場合に備えて、孤立時に供給する医薬品を予めリストアップしておく。

(2) ヘリポートの整備

孤立する可能性のある集落のヘリポートの整備、及びヘリコプターの夜間離着陸設備の整備を進める。

また、ヘリポートや生地着陸の場所を確保するため、進入経路上にある電線、電柱等の障害物の移設を進める。（ヘリポート等については、I-3-14～16 ページ、「本編 第3章 第1節 6.6 災害派遣部隊の受入れ体制」参照）

3. 孤立に強い集落作り

◎【総務課・住民福祉課】

孤立した集落が1週間程度は自活できるような体制の整備を進める。

3.1 優先度の高い対策

(1) 備蓄の整備・拡充

町は、孤立の可能性に応じて、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。

また各自治会・自主防災組織等及び家庭においても備蓄を積極的に行う。

(2) 避難体制の強化

町は、集落の人口に応じた避難施設を指定するとともに、避難施設の地盤強度の点検及び、非常用電源の整備を行う。

また、防災マップを作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、住民への危険箇所、避難所を周知徹底する。

(3) 住宅の耐震化

町は、住宅の耐震化を積極的に支援する。

(4) 保険制度等の普及促進

町は、地震保険等の普及促進に努める。

(5) マニュアル等の整備

町は、施設管理者、自治会・自主防災組織等による避難所運営マニュアル等の策定を進める。

3.2 今後対策を進めていく事項

(1) 避難施設の拡充

集落単位での一時避難所、コミュニティ防災拠点等の避難施設を確保・整備するとともに、耐震化を推進する。必要に応じて、近傍のがけ崩れ対策などの土砂災害対策や基礎地盤の補強も行う。

(2) 孤立に備えたライフラインの拡充

太陽光発電、風力発電及び水力発電等による電源の確保を検討する。

飲み水確保のために、集落内の住民を賄える浄水装置を確保する。

(3) 孤立集落間での連携体制

近隣集落間での人的交流による情報の伝達、共有体制を強める。

アクセス可能な集落間で応援体制を構築する。

住民参加による危険度マップ作成や学校教育によって災害記録を伝承する。

第20節 避難計画

本町は、関係機関と連携して避難計画を予め策定する。

1. 住民との話し合い

◎【総務課・住民福祉課】

(1) 住民との話し合い

防災マップ等を活用し、以下の地域住民に災害の特性を説明する。

洪水、土砂災害危険箇所等

(2) 緊急避難場所

町は、住民の意見を反映して緊急避難場所の選定などを行う。

ア 緊急避難場所の選定

イ 避難経路

ウ 住民等への連絡方法

エ その他必要な事項

2. 避難計画の作成

◎【総務課・住民福祉課】

町は、(1)～(5)を避難計画としてとりまとめ、住民及び関係機関に周知する。

(1) 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

町は、自治会及び自主防災組織との連携を図り、被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努める。

(2) 警戒を呼びかける広報活動

ア 町は、災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努める。

イ 町は、気象警報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

(3) 避難勧告等の判断基準

ア 町は、洪水、土砂災害等の災害現象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成に努める。なお、避難勧告等の発令基準については、水位・雨量等の数値や警報・土砂災害警戒情報・指定河川洪水予報等の防災情報を用いた客観的・具体的な基準とする。

イ 施設の管理者は、町の避難勧告等の判断基準の設定に対して助言する。

(4) 消防団による避難誘導の計画

町は、高吾北消防本部(署)と連携し、消防団による住民の避難誘導の計画を作成するよう努める

(5) 土砂災害警戒区域の指定がある場合

ア 町は、土砂災害警戒区域ごとに、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を定め、警戒避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布等により周知する。

イ 町は、高知県防災情報システム、気象庁防災情報提供システム等を活用し、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報を収集し、必要な情報について防災行政無線等を活用して、対象地域の住民に伝達を行うものとする。

なお、住民に対する情報の伝達は、第3章第6節「災害広報」に定める。

ウ 町は、土砂災害が発生するおそれがあるときに、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、防災関係機関等の協力を得て、避難誘導等を行うものとする。なお、避難情報の発令及び伝達、避難誘導等については、第3章第10節「避難」に定める。

また、土砂災害警戒区域内の主として社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設については、施設管理者に対して情報伝達手段を周知する。また、避難確保計画の作成を指導するなど、警戒避難体制を整備するものとする。

資料編	〔土砂災害警戒区域〕	要配慮者利用施設（土砂災害警戒区域）一覧
-----	------------	----------------------

3. 避難訓練の実施

◎【総務課・住民福祉課】

町は、関係機関と連携し住民と消防団による避難訓練を実施する。

4. 避難についての広報

◎【総務課・住民福祉課】

町は、広報誌・町ホームページ等により避難計画を周知する。

第 21 節 避難体制の整備

◎【総務課・住民福祉課】

災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、あらかじめ緊急避難場所や長期の避難生活にも対応できる拠点避難所の整備、避難計画の作成、避難所の開設・運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全の確保に努める。

1. 避難計画の作成・更新

町は、次の内容を盛り込んだ町全体の避難計画を作成するとともに、自主防災組織等が行う住民個々の実情や地域状況を踏まえた地区避難計画の作成を奨励し、支援する。

- (1) 災害発生時の地域の状況を早期に把握する体制づくり
- (2) 警戒を呼びかける基準又は条件の設定
- (3) 避難勧告等の判断基準
- (4) 消防団による避難誘導の計画
- (5) 国土交通大臣が指定する浸水想定区域における洪水予警報の伝達方法、避難場所
- (6) 土砂災害警戒区域ごとの情報伝達、避難、救助等の必要な事項

2. 避難場所及び避難所の整備

町は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合にその危険から逃れるための避難場所（指定緊急避難場所）や、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設（指定避難所）の整備を進め、その内容を住民に周知する。

3. 自主的な避難

住民は、自主防災組織などの活動を通じ、自らの経験や過去の災害事例などから避難開始の目安（避難開始の基準）づくりに努め、早めの自主避難に努めるものとする。

町及び防災施設管理者は、目安の設定に対する助言、住民への周知等、積極的な支援を行う。

4. 拠点避難所の運営体制づくり

町は、自主防災組織との協働により避難所を適切に開設・運営できるよう、鍵の開閉、通信機器の操作、資機材の搬出入、災害時要配慮者の受け入れ方法などについて、マニュアルを作成して手順を共有するとともに、実地訓練の実施による検証を行うなど、避難所の運営体制づくりを進める。

5. 広域一次滞在場所の準備

津波被害を受けない本町においては、後方支援地域として、沿岸部からの多数の避難者を受け入れる必要が生じる可能性がある。こうした他市町村からの避難者の受け入れ場所や手順をあらかじめ定めて関係者と共有するなど、必要な準備を進めておくものとする。

6. 愛玩動物との同行避難体制の準備

東日本大震災では、住民は緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残され、飼い主とはぐれたペットが放浪状態となった例が多数生じた。また、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、動物が苦手な避難者や、アレルギーを有する避難者との共同生活において、一緒に避難したペットの取り扱いに苦慮する例もみられた。

このような状況に陥ることがないように、町は、同行避難を前提とした避難所体制を整備するとともに、飼い主に対する啓発を行い、災害時における飼い主の安心と動物の安全を確保するものとする。

(1) ペットとの同行避難の支援

町は、犬や猫などのペットと同行避難した者が、動物と一緒に避難生活を送ることができるよう、あらかじめペットと避難できる避難所を指定しておくとともに、同行避難における留意点などを住民に周知する。

(2) 飼い主の役割

ペットの飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努めるものとする。

7. 事業所や観光施設の避難体制の準備

町は、町内の各事業所及び観光施設が、来客者や従業員、観光客の安全を確保するための避難誘導方法、避難所及び避難経路等をあらかじめ定めておくとともに、訓練等によりその実効性を確認しておくよう啓発・支援を行うものとする。

第 22 節 情報の収集・伝達体制の整備

◎【総務課・住民福祉課】

災害発生時に気象等の観測情報、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努める。また、住民への情報提供を行う。

1. 体制整備

- (1) 「高知県防災行政無線システム」の適切な管理運営
- (2) 「防災行政無線」の整備充実
- (3) 独自の防災情報システムの整備充実
- (4) 消防救急無線の整備充実
- (5) 防災監視カメラ及び画像伝送システムの整備充実
- (6) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の適切な管理運営
- (7) その他、多様な情報収集・伝達手段の整備充実

2. 住民への情報提供

- (1) 多様な広報手段の整備
インターネットの活用など多様な広報手段の整備を図る。また、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディアやワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- (2) 放送事業者による被災者等への情報伝達
ア 災害時における放送要請について体制を整備する。
イ 放送事業者を通じ被災者等に提供すべき情報を整理する。
参考 「災害時における放送要請に関する協定」、「災害時緊急放送要請マニュアル」
- (3) 発災から復旧・復興の各時点に応じ、対応方法や必要情報の収集を工夫しながら、住民からの問い合わせ等に対する広聴体制を整備する。

3. 被災者への情報提供

- (1) 災害時要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、住宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等の情報入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (2) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難元と避難先の市町村間で情報を共有する仕組みの整備を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織体制

1. 町における意思決定の基準

意思決定の順位

- ア 町における風水害時の災害対策に係る意思決定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき町長(災害対策本部長)が行う。
- イ 町長(災害対策本部長)が意思決定できない場合(出張等により即座に連絡が取れない場合を含む)の職務の代理者は、次のとおりとする。

順位	職名
第1順位	町長
第2順位	副町長
第3順位	教育長
第4順位	総務課長

- ウ 本庁と各総合支所の間の通信が途絶するなどして相互の連絡が取れない場合は、連絡が取れるまでの間、各総合支所においては支所長が当該支所管内の災害対策に係る意思決定を行う。
- エ また、支所長が意思決定できない場合の職務の代理者は、住民福祉課長、地域振興課長の順とする。

(資料26 防災関係条例・規則等)

2. 災害対策本部

(1) 災害対策本部設置の決定

- ア 町内に一般災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、町長がその必要を認めるときに設置する。
- イ 原則として防災担当課長(総務課長)の収集した気象予警報、被害情報等に基づき、副町長の報告を基に町長が状況判断をし、決定する。
- ウ 町長は、交通、通信途絶の恐れのある場合、又は災害が一定地区に限られているときは、職員を派遣し現地災害対策本部を編成させることができる。

(2) 具体的な設置の基準

- ア 大雨暴風雨その他の警報及び特別警報が発令され、災害の発生が予想され警戒を必要とするとき。
- イ 町域に大規模な火災、爆発その他重大な人為的災害が発生し、その必要を認めるとき。

ウ 県内に気象業務法(昭和 27 年 6 月 2 日法律第 165 号)に基づく風雨、大雨、洪水注意報が発令され、その必要があると認めるとき。

エ その他災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合であって、特にその対策又は防災の推進を図る必要があると認めるとき。

(3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は町域について、災害の発生する恐れが解消し、又は応急対策が完了したと認めた場合には解散する。

(4) 設置及び解散の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を所掌事項により通知及び公表するとともに災害対策本部の標識を町庁舎に掲示する。

なお、解散した場合の通知は設置したときに準じて行う。

(5) 本部編成の修正

本部編成は毎年 4 月 1 日現在をもって必要な修正を行うものとする。

(6) 水防本部との関係

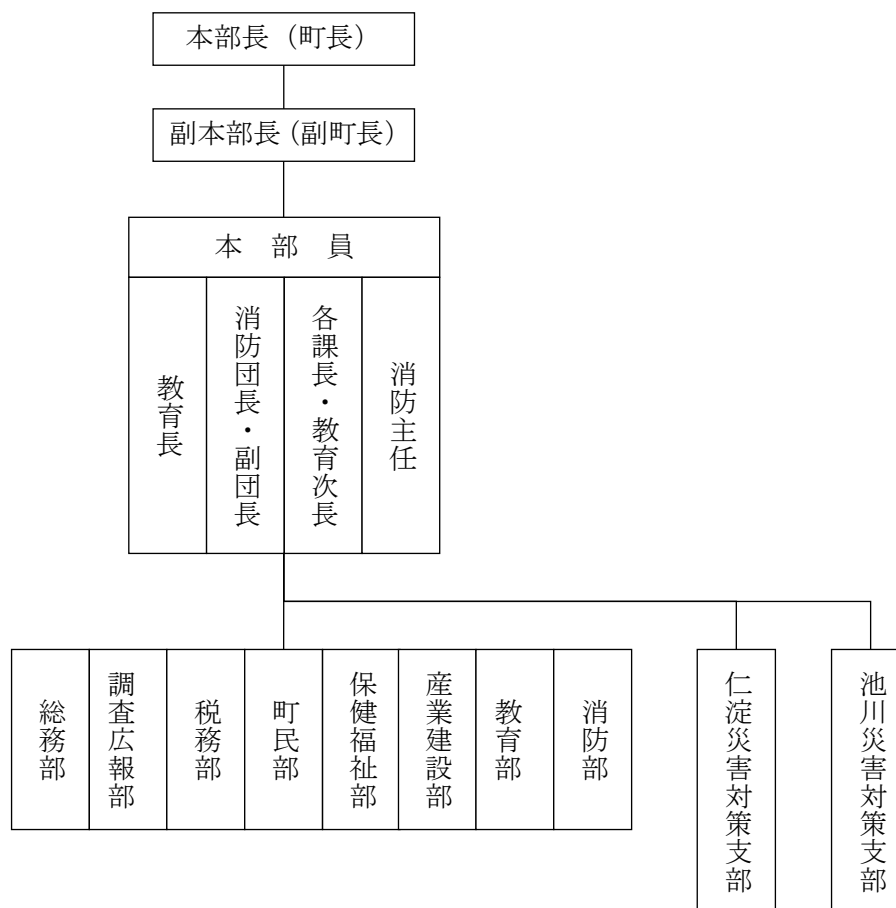
仁淀川町水防本部の組織は、「第 3 章 第 2 節 動員配備」に基づき編成され、災害対策本部が設置された場合には、同本部に統合される。

(7) 災害対策支部

設置及び解散の手続きは、本部に準ずる。

3. 災害対策本部の組織及び担当事務

(1) 災害対策本部の組織



○本部員会議

応急対策などの迅速な防災活動を実施するときの基本方針を協議し、早急に必要な事項を決定するため本部員会議を設置する。

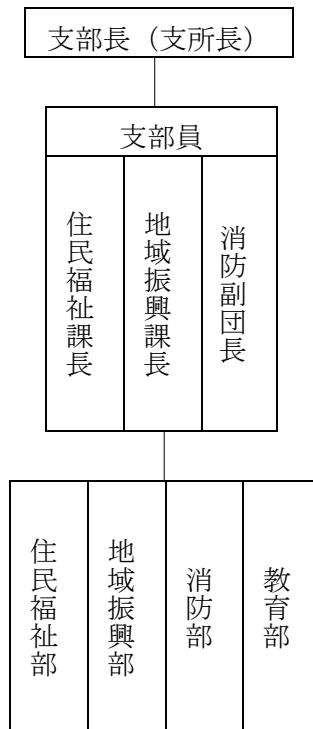
○部長及び副部長

部長は部の中核となり、本部長の指令その他連絡事項を所属の部に伝達するとともに、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動に必要な情報をとりまとめて、本部に連絡することを任務とし、副部長は、部長を補佐する。

○本部支部連絡責任者

本町の災害対策に関し、災害対策本部と仁淀災害対策支部及び池川災害対策支部間で情報の共有、救助活動に関する協力等密接な連絡を確保するため、本部支部連絡責任者を置き、消防主任がこれに当たる。

(2) 仁淀災害対策支部及び池川災害対策支部



○支部員会議

応急対策などの確迅速な防災活動を実施するときの基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定するため支部員会議を設置する。

○部長及び副部長

部長は部の中核となり、支部長の指令その他連絡事項を所属の部に伝達するとともに、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動に必要な情報をとりまとめて、支部に連絡することを任務とし、副部長は部長を補佐する。

○本部支部連絡責任者

本町の災害対策に関し、災害情報の提供、救援活動に対する協力等、住民と災害対策本部との密接な連絡を確保するため、支部連絡責任者を置き、住民福祉課消防担当者がこれに当たる。

4. 災害対策本部の所掌事項

(1) 仁淀川町災害対策本部の事務分掌

部の名称 (部長)	副部長	担当課・係	事務分掌
総務部 (総務課長)	議会事務局 長・総務課 長補佐	総務課 議会事務局	1. 災害全般に関すること 2. 災害対策本部に関すること 3. 本部長命令の下達に関すること 4. 各部に対する指令情報の伝達に関すること 5. 各部との連絡調整に関すること 6. 関係機関との連絡調整に関すること 7. 職員の動員配備に関すること 8. 災害の予報、警報に関すること 9. 被害情報の集計に関すること 10. 他機関への応援要請に関すること 11. 県災害対策本部への報告に関すること 12. 災害予算その他財政に関すること 13. 避難の勧告等及び避難誘導に関すること 14. 災害応急工事の契約に関すること 15. 防災行政無線に関すること 16. 災害ボランティアに関すること 17. 労務の需給調整に関すること
調査広報部 (企画課長)	企画課長補 佐	企画課	1. 被災地との連絡に関すること 2. 災害情報の収集調査集計に関すること 3. 住民への広報及び報道対応に関すること 4. 気象情報の調査 5. 被災事業者への災害情報提供 6. 状況に応じて各部の補佐にあたること
税務部 (税務課長)	出納室長・ 税務課長補 佐	税務課 出納室	1. 被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関すること 2. 義援金の受け入れに関すること 3. り災者に対する税金減免に関すること 4. 被災者生活支援金に関すること 5. 状況に応じて各部の補佐にあたること
町民部 (町民課長)	町民課長補 佐	町民課	1. 避難所の設置・運営(炊き出し含む)に関すること 2. り災者名簿の作成に関すること 3. り災証明(火災証明を除く)等の災害に関する諸証明の発行に関すること 4. 義援金の配分に関すること 5. し尿及び廃棄物の応急処理に関すること 6. 水道施設の応急復旧に関すること 7. ゴミ処理に関すること 8. 犬・猫・特定動物等の保護及び管理に関すること
保健福祉部 (保健福祉課長)	保健福祉課 長補佐	保健福祉課 診療所	1. 医療救護活動に関すること 2. 公衆衛生に関すること 3. 防疫・防除に関すること 4. 遺体の処理、火葬に関すること 5. 災害時要配慮者の支援に関すること 6. 福祉避難所の運営に関すること 7. 災害救助法の適用に関すること

部の名称 (部長)	副部長	担当課・係	事務分掌
産業建設部 (産業建設課長)	産業建設課長補佐	産業建設課	1. 食料品、生活必需品等の物資の調達・管理・搬送 2. 農林産物の災害対策 3. 災害時における病虫害の防除に関する事。 4. 農林関係の災害現場調査及び災害対策に関する事 5. 造林及び林業施設の災害対策に関する事 6. 災害対策用木材の確保に関する事 7. 農業用資材の確保に関する事 8. 農林業者に対する業態証明及び融資に関する事 9. 物資車両等の確保に関する事 10. 災害対策のための土木建設業者に対する連絡調整 11. 施設設備の応急修復に関する事 12. 重要道路及びヘリポートの確保に関する事 13. 町道、林道、農道及び橋梁の被害調査に関する事 14. 仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事 15. 二次災害の防止に関する事 16. 被害宅地の判定基準及び宅地被害状況の調査に関する事 17. 宅地及び建物の危険度判定に関する事
教育部 (教育次長)	教育次長補佐	教育委員会	1. 児童・生徒・園児の安全確保に関する事 2. 教育施設の防災及び復旧に関する事 3. 災害救助法に基づく学用品の給与に関する事
消防部 (消防団長)	副団長	消防団	1. 消火、警戒に関する事 2. 河川の巡視警戒に関する事 3. 地すべり・山崩れの巡視警戒に関する事 4. 避難誘導に関する事 5. 被災者等の安否確認に関する事 6. 行方不明者の捜索及び死体の収容並びに負傷者の救出 7. その他災害予防に関する事

○各部の任務は原則この表のとおりとするが、事務の繁閑性を考慮し、随時各部の事務を応援(補佐)するものとする。

○部長に事故があるときは、副部長が代行する。

○本表に定めがない事項等で必要があるものについては、本部長がその都度指示を行う。

○各部の職員は各自の所掌事項を十分把握し、動員発令によりいつでも活動できるよう態勢を整えておくものとする。

○参事・副参事は所属する部の副部長となる。

(2) 仁淀災害対策支部及び池川災害対策支部の事務分掌

部の名称 (部長)	副部長	担当課・係	事務分掌
住民福祉部 (住民福祉課長)	住民福祉課 長補佐(総務担当)	住民福祉課	1. 災害全般に関すること 2. 災害対策支部に関すること 3. 防災行政無線に関すること 4. 支部長命令の下达に関すること 5. 各部に対する指令情報の伝達に関すること 6. 各部との連絡調整に関すること 7. 関係機関との連絡調整に関すること 8. 災害の予報、警報に関すること 9. 被害情報の集計に関すること 10. 他機関への応援要請に関すること 11. 町災害対策本部への報告に関すること 12. 災害ボランティアに関すること 13. 災害情報の収集調査集計に関すること 14. 被災地との連絡に関すること 15. 住民への広報及び報道対応に関すること 16. 職員の動員配備に関すること 17. 被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関すること 18. 義援金の受け入れに関すること 19. り災者に対する税金減免に関すること 20. り災証明(火災証明を除く)等の災害に関する諸証明の発行に関すること 21. 被災者生活支援金に関すること 22. 避難所の設置・運営に関すること 23. り災者名簿の作成に関すること 24. 義援金の配分に関すること 25. 避難の勧告等及び避難誘導に関すること 26. 労務の需給調整に関すること 27. 水道施設の応急復旧に関すること 28. し尿及び廃棄物の応急処理に関すること 29. ゴミ処理に関すること 30. 災害廃棄物の応急処理に関すること
住民福祉部 (住民福祉課長)	住民福祉課 長補佐(健康福祉担当)	住民福祉課	1. 医療救護活動に関すること 2. 公衆衛生に関すること 3. 防疫・防除に関すること 4. 遺体の処理、火葬に関すること 5. 災害時要配慮者の支援に関すること 6. 福祉避難所の運営に関すること 7. 災害救助法の適用に関すること 8. 犬・猫・特定動物等の保護及び管理に関すること

部の名称 (部長)	副部長	担当課・係	事務分掌
地域振興部 (地域振興 課長)	地 域 振 興 課 長補佐	地域振興課	1. 食料品、生活必需品等の物資の調達・管理・搬送 2. 被災事業者への災害情報提供 3. 農業用資材の確保に関する事 4. 農林産物の災害対策 5. 災害時における病虫害の防除に関する事。 6. 農林関係の災害現場調査及び災害対策に関する事 7. 造林及び林業施設の災害対策に関する事 8. 災害対策用木材の確保に関する事 9. 農林業者に対する業態証明及び融資に関する事 10. 物資車両等の確保に関する事 11. 災害対策のための土木建設業者に対する連絡調整 12. 施設設備の応急修復に関する事 13. 重要道路及びヘリポートの確保に関する事 14. 町道、林道、農道及び橋梁の被害調査に関する事 15. 仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事 16. 水道施設の応急復旧の支援に関する事 17. 二次災害の防止に関する事 18. 被害宅地の判定基準及び宅地被害状況の調査に関する事 19. 宅地及び建物の危険度判定に関する事
教育部		教育事務所	1. 児童・生徒・園児の安全確保に関する事
消防部 (副団長)		消防団	1. 消火、警戒に関する事 2. 河川の巡視警戒に関する事 3. 地すべり・山崩れの巡視警戒に関する事 4. 避難誘導に関する事 5. 被災者等の安否確認に関する事 6. 行方不明者の捜索及び死体の収容並びに負傷者の救出 7. その他災害予防に関する事

○各部の任務は原則この表のとおりとするが、事務の繁閑性を考慮し、随時各部の事務を応援(補佐)するものとする。

○部長に事故があるときは、副部長が代行する。

○本表に定めがない事項等で必要があるものについては、支部長がその都度指示を行う。

○各部の職員は各自の所掌事項を十分把握し、動員発令によりいつでも活動できるよう態勢を整えておくものとする。

○参事・副参事は所属する部の副部長となる。

5. 災害対策本部・災害ボランティアセンター本部のスペース

災害対策本部を設置する場合、以下のスペースを確保する。所定の場所に確保できない場合は、被災を逃れた最寄りの公共施設等に設置する。

[災害対策本部・災害ボランティアセンター本部]

スペースの名称	設置場所	機能等	設置の条件
本部会議室	本庁 2 階防災対策室	・本部会議及び災害対策調整会議を開催するためのスペース	必ず確保
本部室	同上	・情報の集約・分析のためのスペース 【配置備品】 ・白地図 ・ボード ・無線機他	必ず確保
臨時本部 会議兼本部室	高吾北消防署 仁淀川分署	・本部会議及び災害対策調整会議を開催するためのスペース ・情報の集約・分析のためのスペース 【配置備品】 ・白地図 ・ボード	本部会議室が被災して使用できない場合
災害ボランティア センター本部	仁淀川町福祉センター (社会福祉協議会事務所)	・ボランティアの受入れ及び活動調整等を行うスペース	状況に応じて確保

[仁淀災害対策支部・災害ボランティアセンター支部]

スペースの名称	設置場所	機能等	設置の条件
支部会議室	会議室	・本部会議及び災害対策調整会議を開催するためのスペース	必ず確保
支部室	同上	・情報の集約・分析のためのスペース 【配置備品】 ・白地図 ・ボード ・無線機他	必ず確保
臨時支部 会議兼支部室	仁淀多目的研修集会施設	・本部会議及び災害対策調整会議を開催するためのスペース ・情報の集約・分析のためのスペース 【配置備品】 ・白地図 ・ボード ・無線機他	支部会議室が被災して使用できない場合
災害ボランティア センター支部	農業者トレーニングセンター 仁淀川町デイサービスセンター「せいらん荘」 (社会福祉協議会仁淀支所)	・ボランティアの受入れ及び活動調整等を行うスペース	状況に応じて確保

[池川災害対策支部・災害ボランティアセンター支部]

スペースの名称	設置場所	機能等	設置の条件
支部会議室	1 階会議室	・本部会議及び災害対策調整会議を開催するためのスペース	必ず確保
支部室	同上	・情報の集約・分析のためのスペース 【配置備品】 ・白地図 ・ボード ・無線機他	必ず確保
臨時支部 会議兼支部室	池川小学校体育館ミーティングルーム	・本部会議及び災害対策調整会議を開催するためのスペース ・情報の集約・分析のためのスペース 【配置備品】 ・白地図 ・ボード ・無線機他	支部会議室が被災して使用できない場合
災害ボランティア センター支部	池川保健福祉センター (社会福祉協議会池川支所)	・ボランティアの受入れ及び活動調整等を行うスペース	状況に応じて確保

6. 他機関に対する応援要請及び受入れ

6.1 応援協定

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。

- (1) 高知県内市町村災害時相互応援協定
- (2) 西部四国山地消防相互応援協定
- (3) 高知県消防防災ヘリコプター支援協定
- (4) 高吾北消防連絡協議会
- (5) 高知県中央地区消防相互応援協定
- (6) 災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定
- (7) 災害時における救援物資提供に関する協定
- (8) 災害時における応急生活物資の供給に関する協定
- (9) 災害時における電気設備等の復旧に関する協定
- (10) 災害時における情報交換及び支援に関する協定
- (11) 高知県被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定
- (12) 災害時の協力に関する協定
- (13) 災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協力に関する協定
- (14) 災害時における応急対策業務に関する協定
- (15) 災害時等における福祉避難所の設置運営に関する協定
- (16) 災害時における広域福祉避難所(障害児者)の設置運営に関する協定

6.2 県、他市町村への応援要請及び受入れ(消防関係及び自衛隊を除く)

- (1) 災害応急対策の実施に当たって必要な場合、町長(本部長)は、県及び他市町村に対して応援を要請し、これを適切に受け入れる。
- (2) 各部及び各支部は、応援が必要と判断した場合、総務部を通じて町長(本部長)に申し出る。
- (3) 応援要請及び受入れは所管課が個別に協定を締結している場合を除き総務部を窓口として行う。
- (4) 応援部隊到着後の活動の調整は、各所管部が行う。

【要請先】

要請先	地上無線		地上無線(FAX)		衛星電話	固定電話
	平常時	災害時	平常時	災害時		
県災害対策本部	72-9320	72-2180	80-620	80-640	080-1995-7746 080-1990-5157	088-823-9320 088-823-9699

6.3 緊急消防援助隊等の応援要請及び受入れ

- (1) 町長(本部長)は、自らの消防力のみで対処できないと判断した場合、知事に対して緊急消防援助隊等の応援を要請し、これを適切に受け入れる。
- (2) 町長(本部長)は、自らの消防力のみで対処できないと判断した場合、協定を締結している他の消防機関に対して応援を要請し、これを適切に受け入れる。
- (3) 応援要請及び受入れは、総務部が消防部と協議して調整する。
- (4) 応援隊到着後の活動の調整は、総務部が消防部と協議して行う。

6.4 自衛隊の災害派遣要請依頼及び受入れ

災害により人命又は財産保護のため必要な応急対策又は災害復旧を実施するため急を要し、かつ、町において実施不可能あるいは困難であると認めた場合は、町長は知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請に当たっては人命救助及び財産保護のための緊急の措置を必要とする場合行うものとし、概ね次の基準による。

- ア 人命救助のための応援を必要とするとき
- イ 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- ウ 主要道路、堤防、護岸の応急復旧に応援を必要とするとき
- エ 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

6.5 災害派遣要請要領

(1) 災害派遣要請依頼

各部長及び支部長は自衛隊の災害派遣を要する場合は町災害対策本部長あてに依頼する。

(2) 災害派遣要請

災害対策本部長は、前記の依頼があった場合は速やかに本部会議に諮り、必要事項を検討して直ちに災害派遣要請書を知事へ提出するものとする。なお、緊急を要するときは口頭又は電話等により連絡し、事後派遣要請書を提出する。

また、町は県に対する災害派遣要請ができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知するものとする。なお、緊急を要するときは口頭又は電話等により連絡し、事後派遣要請書を提出する。

【自衛隊連絡先】

名 称	所 在 地	連 絡 先
第 14 旅団 第 50 普通科連隊	高知県香南市香我美町 上分字坂川 3390	0887-55-3171

※高知県（危機管理・防災課）：088-823-9320

6.6 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 受入れ準備

知事から災害派遣の通知を受けたときは次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期する。

ア 自衛隊の宿泊施設(場所)及び車両の保管場所を準備する。

イ 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名する。

ウ 部隊到着後速やかに活動が開始できるように、内容、所要人員及び資器材等の確保について計画をたてておく。

エ ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受け入れに必要な準備をする。なお、次頁の「ヘリポート及びヘリポート使用可能広場」より、ヘリポートとして使用可能な箇所をあらかじめ選定しておく。

(2) 派遣部隊到着の措置

派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し調整のうえ必要な措置をとるとともに到着後及び必要に応じて次の事項を県に報告する。

ア 派遣部隊の長の官職氏名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業内容及び進捗状況

【災害派遣部隊の活動拠点】

名 称	所 在 地	連 絡 先
旧吾川中学校グラウンド	大崎	0889-35-0111
仁淀中学校グラウンド	川渡	0889-32-1111
森の越グラウンド	高瀬	0889-32-1111
池川中学校グラウンド	竹ノ谷	0889-34-2111

【ヘリポート】

名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
葛原ヘリポート	葛原	0889-35-0111	
二ノ滝ヘリポート	二ノ滝	0889-35-0111	
狩山ヘリポート	狩山	0889-34-2111	
津江ヘリポート	津江	0889-35-0111	
安居ヘリポート	安居	0889-34-2111	
長者ヘリポート	長者	0889-32-1111	
大野ヘリポート	大野	0889-34-2111	
寺村ヘリポート	寺村	0889-35-0111	
大渡ダム場外離着陸場(ヘリポート)	高瀬	0889-32-2120	大渡ダム管理所 常時使用可能であるが、 日の出～日没まで
休場ヘリポート	休場	0892-21-2411	久万高原町消防本部
久喜ヘリポート	久喜	0889-35-0111	
加枝ヘリポート	加枝	0889-35-0111	
遅越ヘリポート	遅越	0889-35-0111	
用居ヘリポート	用居	0889-34-2111	
相ノ谷ヘリポート	相ノ谷	0889-34-2111	
大植ヘリポート	大植	0889-32-1111	

【ヘリポート使用可能広場】

名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
町民グラウンド	大崎	0889-35-0111	
旧吾川中学校グラウンド	大崎	0889-35-0111	
森の越グラウンド	高瀬	0889-32-1111	
仁淀中学校グラウンド	川渡	0889-32-1111	
別府小学校グラウンド	森	0889-32-1111	
長者農村広場	長者	0889-32-1111	
池川山村広場	竹ノ谷	0889-34-2111	
ツボイ（緑の広場）	ツボイ	0889-34-2111	
吾川スカイパーク	上名野川	0889-35-0111	
田村多目的広場	田村	0889-35-0111	

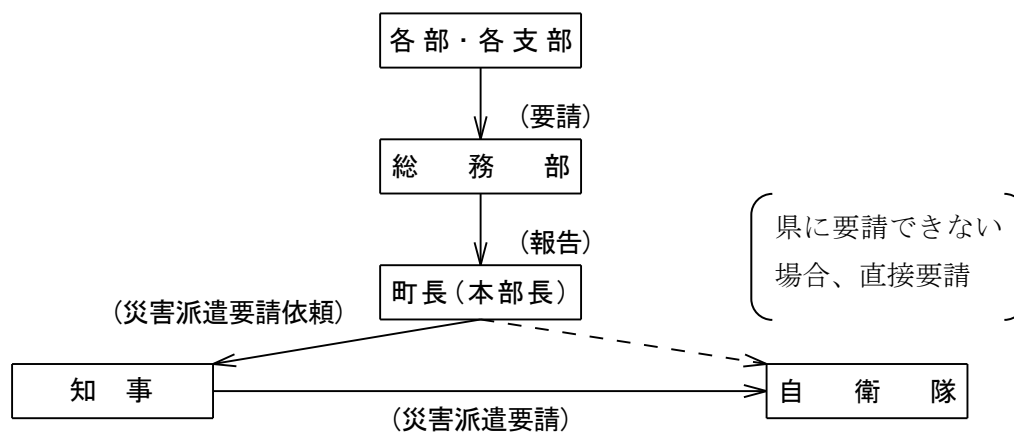
【物資投下候補地】

名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
旧寺村小学校グラウンド	寺村	0889-35-0111	
旧名野川小学校グラウンド	名野川	0889-35-0111	
旧下名野川小学校グラウンド	下名野川	0889-35-0111	
加枝地区集会所広場	加枝	0889-35-0111	
森山地区農村公園	森山	0889-35-0111	
別枝広場	別枝	0889-32-1111	
長者小学校グラウンド	長者	0889-32-1111	
泉川多目的集会施設前広場	泉川	0889-32-1111	
池川中学校グラウンド	竹ノ谷	0889-34-2111	
池川小学校グラウンド	下土居	0889-34-2111	
大野コミュニティセンター広場	大野	0889-34-2111	
高齢者総合福祉施設「用居集いの館」広場	用居	0889-34-2111	
瓜生野集会所広場	瓜生野	0889-34-2111	
田村多目的広場	田村	0889-35-0111	

6.7 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは以下の派遣要請手続きに準じて行う。

【災害派遣(撤収)要請依頼の流れ】



6.8 費用の負担区分

派遣部隊の装備及び携行品(食料、燃料、衛生材料等)以外に必要とする物品はすべて町において負担する。

7. ボランティアとの連携体制

災害対策本部を設置した場合、ボランティアとの連携を図るため、社会福祉協議会は必要に応じて「災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティア活動の調整等を行う。

医療ボランティア、防災エキスパート、応急危険度判定士等専門技能を持つボランティアについては、それぞれ関係する部が活動の調整を行う。

(様式 16 ボランティア受付名簿)

ボランティア活動支援本部は災害対策本部と連携し、次の活動をする。

- ア ボランティアの要請、受入れ、登録
- イ ボランティアに対するニーズの把握
- ウ ボランティアに対する情報提供
- エ 活動の調整、指示
- オ 活動に必要な物資の確保と配布

【災害ボランティアセンター事務局】

名 称	所在地	施設管理者	連 絡 先
仁淀川町社会福祉協議会 (仁淀川町福祉センター内)	大崎	仁淀川町社会福祉協議会	0889-35-0207

【災害ボランティアセンター・サテライト設置場所】

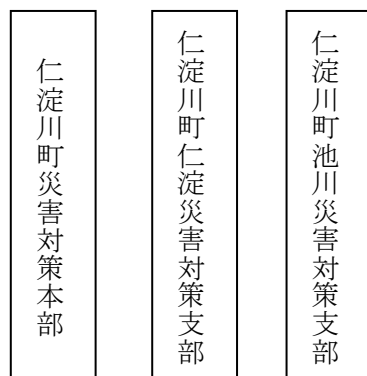
地区名	名 称	所在地	施設管理者	連 絡 先
吾川	旧吾川中学校及びグラウンド	大崎	仁淀川町	なし
	大崎駅周辺			なし
	中央公民館(1 階駐車場)			0889-35-0019
仁淀	農業者トレーニングセンター	森		0889-32-1041
	仁淀川町デイサービスセンター 「せいらん荘」 (社会福祉協議会仁淀支所)	長者		0889-32-2238
池川	池川保健福祉センター (社会福祉協議会池川支所)	下土居		0889-34-2235

【ボランティアへの協力依頼事項】

- ア 災害ボランティアセンター本部及びサテライト設置場所の運営に関する事項（早期に被災地入りした団体に依頼する）
- イ 避難所の運営に関する事項
- ウ 災害時要配慮者関連施設の支援に関する事項
- エ 救援物資の仕分け、運搬、配布に関する事項
- オ 広報活動に関する事項（張り紙・チラシの配布・貼付等）
- カ その他

8. 災害対策本部の標識等

災害対策本部及び支部設置を示すために、下図の標識板を掲示する。



第2節 動員配備

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための必要な人員を動員配備し、災害の種類規模を勘案して、本部開設前にあつては町長の、開設後にあつては本部長の命によって行う。

◎ 【総務部・住民福祉部】

1. 配備区分

町長（本部長）は、災害の種類・規模等を勘案し、所属の部に対し次の区分により必要な職員の配備体制をとらせるものとする。

区分 (体制)		状 況	動 員 基 準	
			本 庁	支 所
第 1 配 備 (準備体制)	風水害等	1 大雨暴風その他警報の発令が予想されるとき 2 県水防指令 1 3 仁淀川及び各支流の増水が予想されるとき	・総務課長 ・消防防災担当者	・支所長 ・消防防災担当者
		1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき		
第 2 配 備 (警戒体制)	風水害等	1 大雨暴風その他の警報が発令されるなど、災害の発生が予想され警戒を必要とするとき 2 県水防指令 1、2、3、4 号 3 河川が警戒水位及び堤防決壊、溢流の恐れがあるとき	・課長及び教育次長 ・消防防災担当者	・支所長及び課長 ・消防防災担当者
	震災	1 町内に震度 4 又は震度 5 弱の地震が発生したとき		
第 3 配 備 (非常体制)	風水害等	1 現に災害が発生しつつあり、又は相当規模の災害が発生する恐れのあるとき 2 土砂災害警戒情報が発令されたとき 3 県水防指令 2、3、4 号 4 堤防に亀裂が生じ又溢流の恐れがあるとき 5 避難所開設の必要が生じたとき	・課長及び教育次長 ・消防防災担当者	・支所長及び課長 ・消防防災担当者

区分		状 況	動 員 基 準	
			本 庁	支 所
第 4 配備 (緊急非常体制)	風水害等	1 町全域に大災害が発生し、又は発生 の恐れがあるとき、並びに全域 でなくても被害が特に甚大と予 想されるとき 2 県水防指令 5 号 3 特別警報が発令されたとき 4 堤防に亀裂が生じ又溢流の恐れ があるとき	・ 本庁全職員	・ 支所全職員
	震災	1 町内に震度 5 強以上の地震が発生 したとき 2 震度 5 弱以下の地震により被害が 発生し、町長が必要と認めたとき 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地 震注意及び巨大地震警戒）が発表 されたとき		
解除		1 災害の危険が解消したとき 2 水位が危険以下となったとき 3 県水防指令が解除されたとき 4 南海トラフ地震臨時情報が一時 解除されたとき	1 住民に周知 2 解散 3 備えを確認し、配備解除	

※1：必要に応じて本部長（町長）又は、支部長（支所長）が命じた職員を動員することができる。

※2：水防本部を設置する場合は、第 1 配備以上とする。

※3：災害対策本部を設置する場合は、第 2 配備以上の体制をとるものとする。

2. 動員命令

- (1) 動員は予想され又は発生した災害の種類、規模等を勘案し災害対策本部開設前にあつては町長、開設後にあつては本部長の命令によって行うものとする。
- (2) 通信手段の途絶等により本庁と支所の連絡が取れない場合、必要に応じて総合支所長の判断により災害対策支部を編成できるものとする。
- (3) 待機すべき職員の指示等は、総務課長が上司の指示を受け各課長と協議し、待機人員範囲等の必要な調整を行うものとする。
- (4) 配備職員は執務時間内外、休日を問わず、本部からの指示に直ちに応ずることができるように心掛けなければならない。

3. 配備編成計画

- (1) 配備体制の編成については、迅速な災害応急対応が図れるよう留意すること。また、災害対策本部が設置され、避難準備情報以上の発令を行う第 2 配備及び第 3 配備の編成については、十分な人員を確保すること。
- (2) 毎年 4 月 1 日現在をもって必要な修正を行うこと。

4. 動員の配備体制の伝達

(1) 平常勤務時

町長の指示により、副町長・総務課長又は支所長が各配備区分により職員に出動を命じる。

(2) 勤務時間外

町長の命を受け、総務課長又は支所長が各配備区分により職員を召集する。

(3) 配備場所

原則勤務地の庁舎とするが、災害の状況等により、実情に適していない場合等は、配置場所を変更して職員に指示する。

(4) 職員の確認等

各課等の長は、配備についての職員の氏名を確認したあと、本庁は総務課長に、支所は支所長に報告する。

(5) 招集方法

招集は、原則電話で行い、状況により防災行政無線等で行う。

(6) 連絡先一覧の更新

各配備体制の人員名簿及び連絡先一覧は別途作成しておき、変更があったときは速やかに更新する。

第3節 予警報等の受領・伝達

気象、水防、火災等に関する予警報及び災害情報は災害応急対策の万全を図るうえにおいて欠くことのできないものであるから、その受領、伝達を迅速、的確に行うため受領及び伝達系統について定めておくものとする。

1. 受領

◎【総務部・住民福祉部】

気象台、その他関係機関の発する予警報は、災害対策本部が設置されているときは本部が、その他の場合は総務課あるいは当直者が受領し、内容に応じた適切な措置をとる。

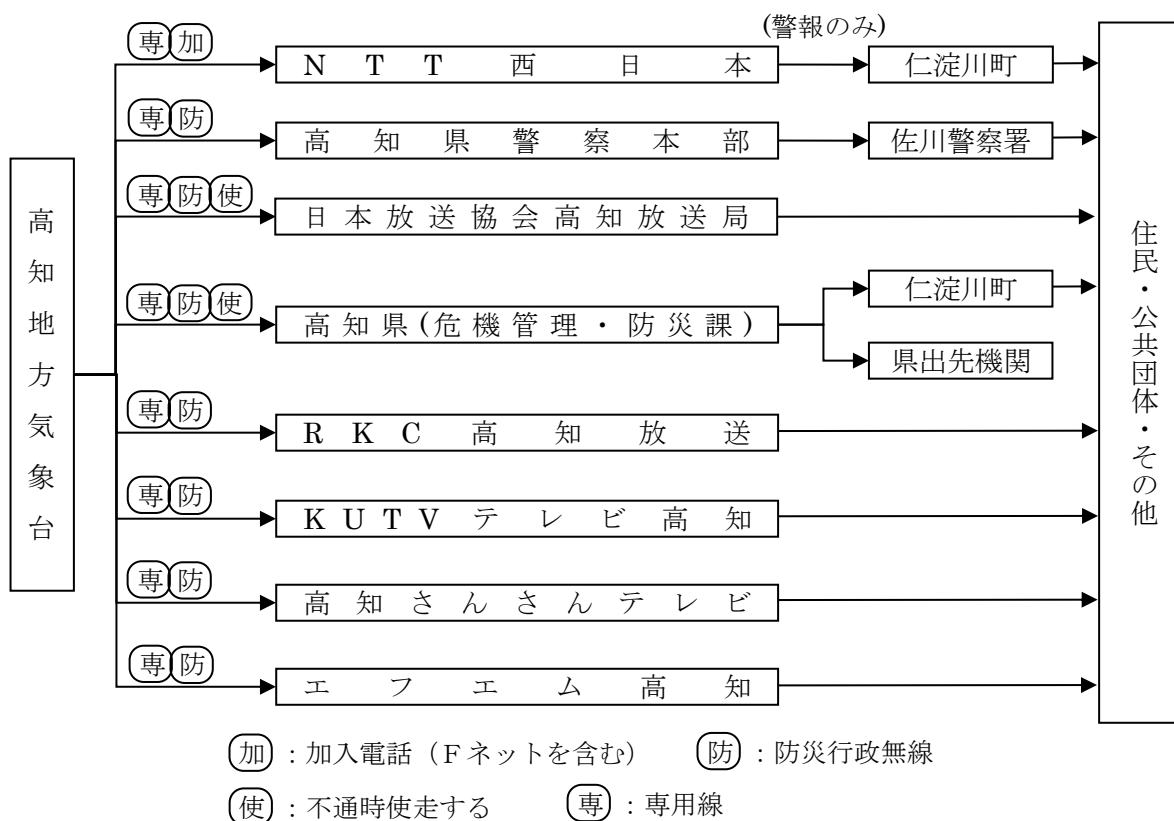
2. 伝達

◎【総務部・住民福祉部】

町は、防災行政無線、広報車などを利用し、住民に対して予警報等を伝達する。

また、自主防災組織等の住民組織と連携して広く周知するものとし、災害時要配慮者への周知については、特に配慮する。

※気象予警報等の伝達系統



第4節 災害情報等の収集・伝達

◎【総務部・調査広報部・住民福祉部】

1. 災害情報の収集・通報

- (1) 災害が発生し又は発生が予想される場合は、発生地の区長・自主防災組織又は発見者より総務課又は住民福祉課に速報する。高吾北消防本部(署)に速報された情報はでき得る限りの方法で総務部が収集する。
- (2) 災害が発生し又は発生が予想される場合、必要に応じ消防団を出動させ、又は災害調査班を編成し、情報を収集する。
- (3) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第54条第1項により、災害が発生する恐れがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長、各総合支所長、警察官に通報するとともに他の住民への周知徹底を図る。通報を受けた者は、その旨を速やかに町長に、また町長は必要に応じ高知地方気象台、県（危機管理・防災課）及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図る。

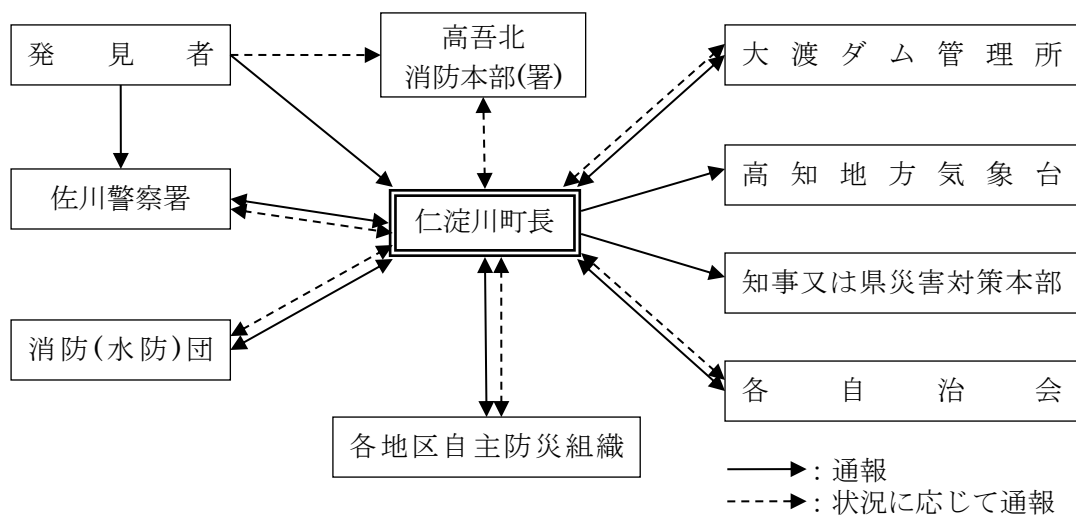
ア 水害

河川沿いの構造物や地盤等の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水など。

イ 土砂災害・山地災害

山鳴り、降雨時の河川水位の低下及び流れのにごりや流木の混在、地面のひびわれ、谷川や井戸水のにごり、斜面からの水の噴き出し、わき水の濁り又は量の変化、がけの亀裂、小石の落下など。

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 54 条に基づく通報系統図は次のとおりである。



通報受領電話

本庁 総務課 : 0889-35-0111

仁淀総合支所 住民福祉課 : 0889-32-1111

池川総合支所 住民福祉課 : 0889-34-2111

2. 災害調査班の編成

- (1) 台風や豪雨により激甚な災害が発生した場合、災害直後に被害報告を正確に捕えることは困難であり、状況次第によっては早急に応急対策を講じ、迅速適切な災害復旧を図るため被害報告を速やかに的確にそれぞれの災害復旧事業項目に従って行う必要があり、災害調査班を編成し調査を行うものとする。
- (2) 調査班の編成表は概ね下記のとおりとし、調査職員は編成のつど任命する。

【災害調査編成表】

(吾川地区)

構 成	調査職員	調 査 区 域 内
第 1 班	編成時任命	大板、岩戸、峯岩戸、寺村、蕨谷
第 2 班	〃	寺村西浦、葛原、中村、大崎、加枝
第 3 班	〃	田村、宗津、本村、長屋、藤ノ野、鹿森、桜
第 4 班	〃	川口、橘谷、引地、遅越、相能、二子野、久喜、向口、上久喜
第 5 班	〃	峠ノ越、潰溜、森山、大尾、鷺ノ巣、橘、秋葉口、別枝口
第 6 班	〃	竹屋敷、正ノ石、大渡、崎ノ山
第 7 班	〃	名野川、名野川大平、北川、下北川、中、二ノ滝
第 8 班	〃	下名野川地域、上名野川、津江、長坂

(仁淀地区)

構 成	調査職員	調 査 区 域 内
第 1 班	編成時任命	森区
第 2 班	〃	川渡区
第 3 班	〃	長者区
第 4 班	〃	泉川区
第 5 班	〃	高瀬区
第 6 班	〃	別枝下区
第 7 班	〃	別枝上区

(池川地区)

構 成	調査職員	調 査 区 域 内
第 1 班	編成時任命	上土居第一、上土居第二、上土居第三、上土居第四、 上土居第五、岩丸、川内谷
第 2 班	〃	北浦、下土居、竹ノ谷
第 3 班	〃	相ノ谷、坂本、白髪、寄合、ツボイ
第 4 班	〃	東竹ノ谷、池川大渡、明戸岩、大西、岩柄
第 5 班	〃	百川内、大野、椿山
第 6 班	〃	用居、出丸、舟形、桧谷、折尾、瓜生野
第 7 班	〃	大平、楮原、日浦、見ノ越
第 8 班	〃	余能、入江谷、安居土居、成川、吉ヶ成、坪井川、宮ヶ平、大屋、樫山

(注) 災害調査班の編成は災害の状況によって変更することがある。

3. 被害状況調査報告

災害が発生した場合の被害状況報告は、次の区分により県に対して行うものとする。通信途絶等により県に報告できない場合には、消防庁に直接報告を行う。県への報告は、高知県総合防災情報システムを優先して使用する。

3.1 報告の区分

(1) 概況即報

報告すべき災害等を覚知したとき災害発生後 30 分以内に第一報を報告し、以後判明したものから逐次報告する。ただし、災害発生以前においても災害対策本部を設置したとき若しくは災害の発生が免れないと予想される時は、その概要を報告するものとする。

ア 発生の日時

イ 発生場所

ウ 災害種別

エ 被害の概要

(ア) 人的被害・住居被害など

(イ) ライフラインの被害状況

オ 応急対策の状況

(ア) 応援の必要性

(イ) 災害対策本部の設置及び解散

(ウ) 消防、水防、緊急救助等消防機関の活動状況

(エ) 避難の勧告・指示の状況

(オ) 避難所の設置状況（自主避難の状況含む）

(カ) 実施した応急対策

カ その他参考となるべき事項

(様式 1 災害即報)

(2) 中間報告

災害の拡大等に伴い被害の状況を調査集計した都度行うものとする。

(様式 2 災害中間・災害確定報告)

(3) 確定報告

応急対策が終了し、被害が確定したときにおいて遅滞なく(20 日以内に)行うもので、災害復旧対策事業の基礎資料とする。

(様式 2 災害中間・災害確定報告)

3.2 報告すべき災害の範囲

県に報告すべき災害の範囲は次のとおりとする。

- (1) 災害救助法(昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号)の適用基準に合致するもの(資料 23 災害救助法適用基準)。
- (2) 町が災害対策本部を設置したもの。
- (3) 災害が 2 県以上にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- (4) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。
- (5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(1)、(2)の要件に該当する災害に発展する恐れのあるもの。
- (6) 地震が発生し、町内で震度 4 以上を記録したもの。
- (7) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの。

3.3 県への報告伝達経路

【被災情報伝達経路表】

被害区分			報告元	経由機関	県主管課
1	人的・住家・非住家被害		総務部		危機管理・防災課
2	田・畑		産業建設部	農業振興センター	農業政策課
3	文教施設		教育部	教育事務所	教育委員会教育政策課
4	病院		病院	福祉保健所	医療政策課
5	道路・橋りょう・河川・砂防		産業建設部(市町村管理分)		防災砂防課
			土木事務所(県管理分)		
6	清掃施設		管理者		環境対策課
7	崖崩れ	県管理	土木事務所		防災砂防課
		林野庁所管	産業建設部	林業事務所	治山林道課
		農村振興局所管	産業建設部	農業振興センター	農業基盤課
8	水道		町民部	福祉保健所	食品・衛生課
9	電話・電気		管理者		危機管理・防災課
10	ガス	プロパンガス	管理者		消防政策課
11	ブロック塀等		総務部		危機管理・防災課
12	り災世帯・り災者				
13	火災発生		総務部		消防政策課
14	公立文教施設		教育部	教育事務所	教育委員会教育政策課
15	農林水産施設	農業	産業建設部	農業振興センター	農業基盤課
		林業	産業建設部	林業事務所	治山林道課
16	公共土木施設		産業建設部	県各出先機関 土木事務所	防災砂防課、港湾・海岸課、治山林道課
17	その他の公共施設		産業建設部、県各課室		危機管理・防災課
18	農産被害		産業建設部	農業振興センター	環境農業推進課
19	林産被害		産業建設部	林業事務所	林業環境政策課
20	畜産被害		産業建設部	家畜保健衛生所	畜産振興課
21	商工被害		産業建設部		商工政策課
22	災害対策本部の設置		総務部		危機管理・防災課
23	災害救助法の適用		保健福祉部		地域福祉政策課
24	消防職・団員出動延人数		総務部		消防政策課

注) 県災害対策支部を経由しての伝達経路は存在しない。

4. 国（総務省消防庁）の連絡先

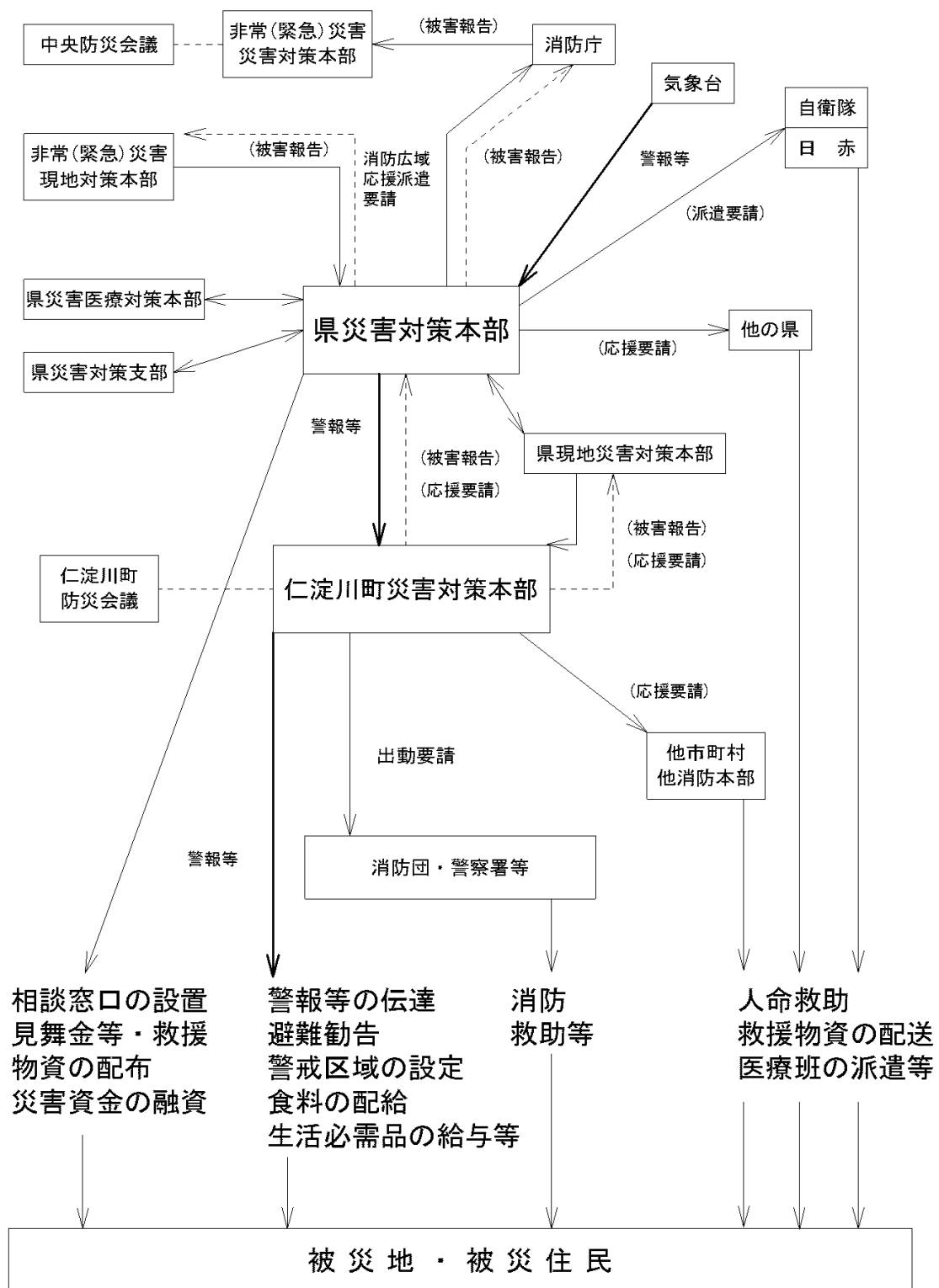
平日（9:30～17:45）

◇消防庁窓口	: 消防庁応急対策室
◇N T T回線	: 03-5253-7527（電話）
	: 03-5253-7537（FAX）
◇地域衛星通信ネットワーク	: T N-048-500-7527（電話）
地域衛星通信ネットワーク	: T N-048-500-7537（FAX）

夜間（上記以外）

◇消防庁窓口	: 宿直室
◇N T T回線	: 03-5253-7777（電話）
	: 03-5253-7553（FAX）
◇地域衛星通信ネットワーク	: T N-048-500-7782（電話）
地域衛星通信ネットワーク	: T N-048-500-7789（FAX）

○県等の活動体制



5. 非常通信計画

仁 淀 川 町	①通常ルート	——— 高知県庁（災害対策本部）
	②消防ルート	・ ・ ・ 高吾北消防署—高吾北消防本部(署)—仁淀消防組合—高知市消防局——高知県庁 仁淀川分署 消防本部 (使送) (消防(県共)) (消防(県共)) (消防(県共)) (市移)
	③警察ルート	・ ・ ・ 佐川警察署———高知県警察本部~~~~~ 高知県庁 (使送) (警察) (専用・相互)
	◇記号	—— 無線区間 ~~~ 有線区間 ・ ・ ・ 使送区間

【関係機関電話番号】

高知県災害対策本部（危機管理・防災課）	088-823-9320
中央西地域本部	088-892-6580
仁淀川町総務課	0889-35-0111
高吾北消防本部(署)	0889-26-2111
高吾北消防署仁淀川分署	0889-35-0017
仁淀消防組合消防本部	088-893-3221
高知市消防局	088-822-8151
高知県警察本部（災害対策課）	088-826-0110
佐川警察署	0889-22-0110

第5節 災害通信

災害の発生が予想されるとき又は災害が発生した時の気象に関する予報、警報その他の情報等の災害関係の通信連絡については迅速的確に伝達し、情報の共有を図るものとする。

◎【総務部・住民福祉部】

1. 機能の確認と応急復旧

災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた際の復旧を行う。

2. 通信連絡の方法

災害時における通信連絡は高知県総合防災情報システムを優先して利用し迅速かつ適確に行うものとする。

(1) 県、町、高吾北消防本部(署)の窓口

県…災害対策本部 防災行政無線

地上無線 72-9320 (平常時)

72-2180 (災害時)

80-620 (災害時専用電話)

80-640 (災害時専用 FAX)

88-605 (中央西地域本部)

中央西土木事務所 越知事務所 20-603

20-639(FAX)

本庁…総務課 電話 0889-35-0111

防災行政無線

地上無線 423611

423710 (FAX)

仁淀総合支所…住民福祉課 電話 0889-32-1111

池川総合支所…住民福祉課 電話 0889-34-2111

高吾北消防本部(署) 電話 0889-26-2111

高吾北消防署 仁淀川分署 電話 0889-35-0017

(2) 町の衛星電話

本庁 080-2990-0689

池川総合支所 080-2990-0692

仁淀総合支所 080-2990-0693

(3) 高吾北消防本部(署)の衛星電話

消防本部 080-2970-3021

仁淀川分署 080-2970-3022

(衛星電話：NTT ドコモ ワイドスターⅡ)

3. 高吾北消防署仁淀川分署との通報連絡

災害の発生が予想されるとき又は災害が発生した時の通信連絡については迅速的確にして緊密な連絡体制を整えるため、高吾北消防署仁淀川分署と災害対策本部（設置前は総務課又は宿日直者）の間は電話等により通信連絡を行い災害状況について把握する。

4. 災害通信の庁内伝達要領

- (1) 県からの気象通報を受けたときは、災害対策本部（本部設置前においては総務課、配備編成計画により配備体制が発令された場合においては配備職員）において受領するものとする。
- (2) 庁内及び災害対策支部への伝達は災害対策本部（本部設置前は総務課）連絡責任者において伝達するものとする。
- (3) 夜間休日等勤務時間外における伝達は状況により副町長、総務課長又は消防主任のいずれかが関係のあると認められる各部の非常連絡責任者に通知し伝達するものとする。
- (4) 災害対策本部の設置又は解散及びこれに伴う災害時の配備その他台風情報等の伝達は災害対策本部連絡責任者を通じて行うものとする。

5. 災害時における通信が途絶した場合

- (1) トランジスターラジオ、トランシーバーの整備、アマチュア無線局要請
- (2) 県・町防災無線及び広域消防、警察署等の無線機の使用、N T T衛星電話使用、携帯電話使用
- (3) 土砂災害情報相互通報システム
- (4) 徒歩による連絡員の任命

第6節 災害広報

災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧情報など最新の災害関連情報を、住民及び報道関係者に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。

◎【調査広報部・住民福祉部】

1. 住民に対する広報の方法

- (1) 住民への広報の責任者は、調査広報部長・住民福祉部長とする。
- (2) 調査広報部及び住民福祉部は、災害発生が予想されるとき又は発災当日の段階においては、町防災行政無線（同報系）、町ホームページ、広報車、消防車等により逐次住民に情報を提供する。
- (3) 発災当日以降、必要に応じ、各部の協力を得て被害状況や対策の状況を記した広報誌（原則としてA3版片面のチラシ形式）を作成し、避難所等で配布する。
(参考資料5 広報誌（チラシ）第1号のひな形)
- (4) 上記のほか、町で利用し得るあらゆる広報手段を用いて広報活動を行い、必要に応じて報道機関にも広報を依頼するものとする。
- (5) 在宅要配慮者及び外国人への広報に当たっては、民生・児童委員、ボランティア等を通じてきめの細かい広報に努める。

2. 広報の内容

- (1) 被害状況
 - ア 人的、物的被害
 - イ 公共施設被害など
- (2) 安否情報
- (3) 避難準備及び避難の勧告、指示
- (4) 救護活動及び災害応急対策の状況
- (5) 生活情報・住宅情報
- (6) 医療情報・福祉情報
- (7) 交通関連情報
- (8) 環境情報
- (9) ボランティア情報
- (10) 災害対策本部の設置・解除
- (11) 気象情報、余震情報

(12) 災害による被害を最小限にとどめるための事前対策

(13) 被害状況の写真等

3. 庁内広報

住民からの問い合わせに対し、誤った情報の提供による混乱のないよう、適宜の方法により、職員に対し災害の規模、今後の動向及び予想を知らせるものとする。

4. 報道対応

(1) 報道対応の責任者は調査広報部長・住民福祉部長とする。

(2) 報道機関からの取材については、調査広報部・住民福祉部長を窓口として対応する。

第7節 消防

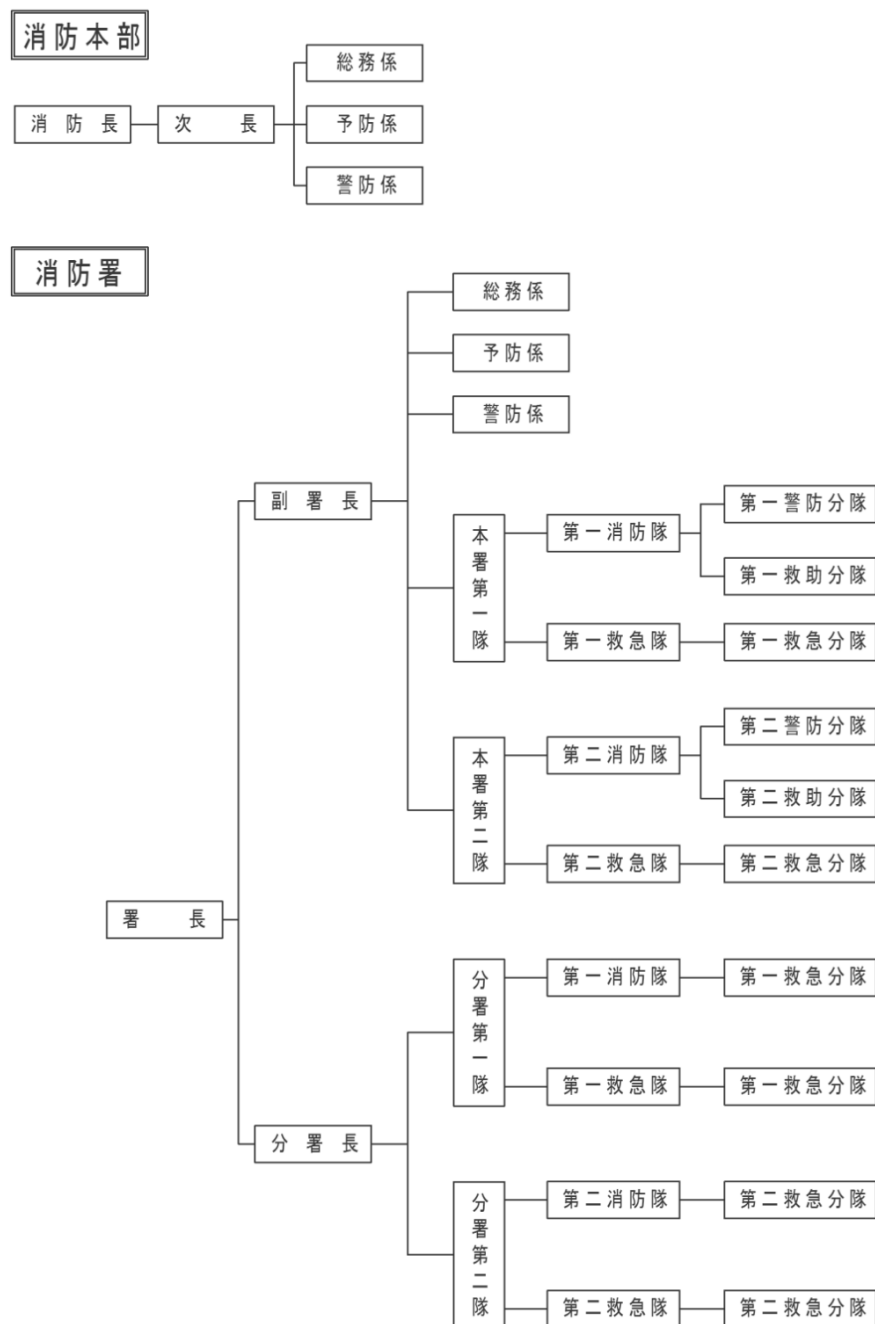
火災等が発生した場合においては、保有消防力の全機能を発揮して、その被害を最小限度に防止し、よって住民の生命、身体及び財産を保護し、災害による被害を軽減するものとする。

◎【消防部(消防団)】

1. 消防組織

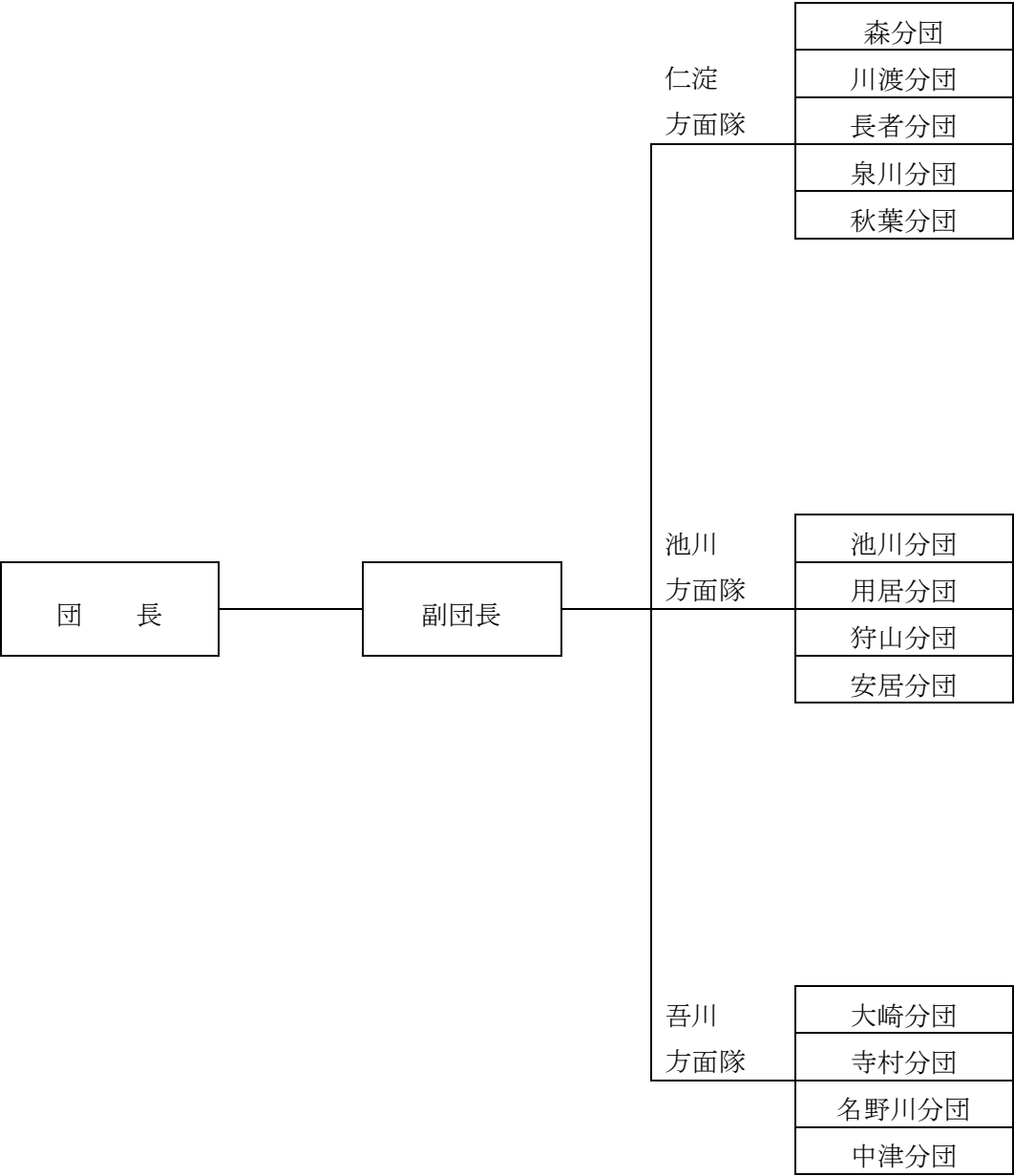
消防組織は、高吾北消防本部(署)及び仁淀川町消防団をもって編成する。

(1) 高吾北広域町村事務組合消防本部組織図（仁淀川町関係分のみ）



(2) 仁淀川町消防団組織図

ア 消防団組織



(3) 組織事務分掌

消防団の任務を遂行するため消防団に本部、吾川方面隊、仁淀方面隊、池川方面隊を置き、事務処理は町役場総務課（消防主任）内において行う。

ア 消防団本部は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の定めるところにより消防団運営に関する全般的な計画・立案・審議を行い方面隊及び分団を指揮し、法令・条例及び規則の定める職務の遂行に努める。

イ 消防分団は分団長の統率の下に、本部の命を受け、法令・条例及び規則に定める消防団の職務を誠実に履行する。

ウ 総務課は消防団事務のうち消防予算及び経理に関すること、物品の調達支払に関すること、団員の給与手当に関すること、団員の公務災害補償に関すること、火災報告に関すること、消防施設の営繕管理に関すること、団員処遇に関すること、その他事務手続一切を行う。

（資料 20 消防力等の現況）

(4) 消防団の部隊編成

ア 火災時における部隊編成

火災時においては高吾北消防本部(署)と一体となり、消防ポンプ自動車又は小型動力ポンプを有する分団（班の集合体）はそのまま一部隊として出動する。

イ 災害（水害含む）時における部隊編成

災害対策本部及び災害対策支部設置と同時に消防団長・副団長は災害対策本部に集合し、高吾北消防本部(署)と緊密な連絡の基に本部長の指示を受け、方面隊・分団長を指揮する。各分団員は分団ごとに屯所に待機し、消防団長及び副団長・分団長の指示を受け、地区内の警戒巡視・避難誘導・負傷者の救出等の活動体制を取り、本部との連絡を密に災害予防に努める。

2. 実施内容

- (1) 住民、自主防災組織等は、周辺地域の初期消火に努める。
- (2) 消防機関は、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施する。
- (3) 必要に応じて、他市町村及び県に応援の要請をする。

3. 火災警報の発令及び解除

県下に乾燥注意報等が発令され、火災の予防上危険であると判断されるとき、又は火災の予防上必要があると認めるとき、町長が火災警報を発令する。

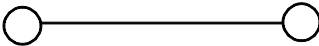
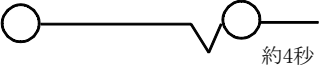
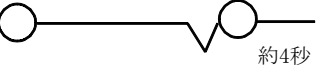
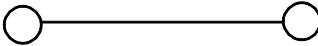
この場合、防災行政無線や広報車等を活用して、警報が発令された区域内にいる住民に対し、警報が解除されるまで、条例等で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発令を広報する。

4. 招集

消防団員の招集は、訓練、演習、その他必要のある場合、及び災害が発生したとき又は、被害が拡大する恐れがあるとき、団員を招集する。

5. 連絡、信号

消防団員の招集及び鎮火等を周知させるため、サイレンを吹鳴するものとし、その信号の種類は次のとおりとする。

区 分 種 別		サイン信号 (余いん防止付)	吹鳴回数	備 考
招 集	訓練、演習 搜索等	 約20秒	2回	招集内容は放送で示す
	建物火災	約5秒  約4秒	5回	
	林野火災	約6秒  約4秒	3回	
鎮 火		 約30秒	1回	
緊急避難信号		 3秒 V 1秒 3秒 V 1秒	3回	全員退避

6. 出 動

消防団の出動区分は、次の 5 種とする。

- (1) 第 1 次出動
火災・捜索・その他の災害等（以下、「火災等」という。）の出動の場合
- (2) 第 2 次出動
第 1 次出動による消防力では、なお不足を生じると判断される火災等の場合
- (3) 第 3 次出動
第 2 次出動による消防力では、なお不足を生じると判断される火災等の場合
- (4) 応援出動
他の市町村に応援出動する場合
- (5) 状況出動
管轄区域内において発生した火災等を、同区域内の消防分団が認知して出動する場合

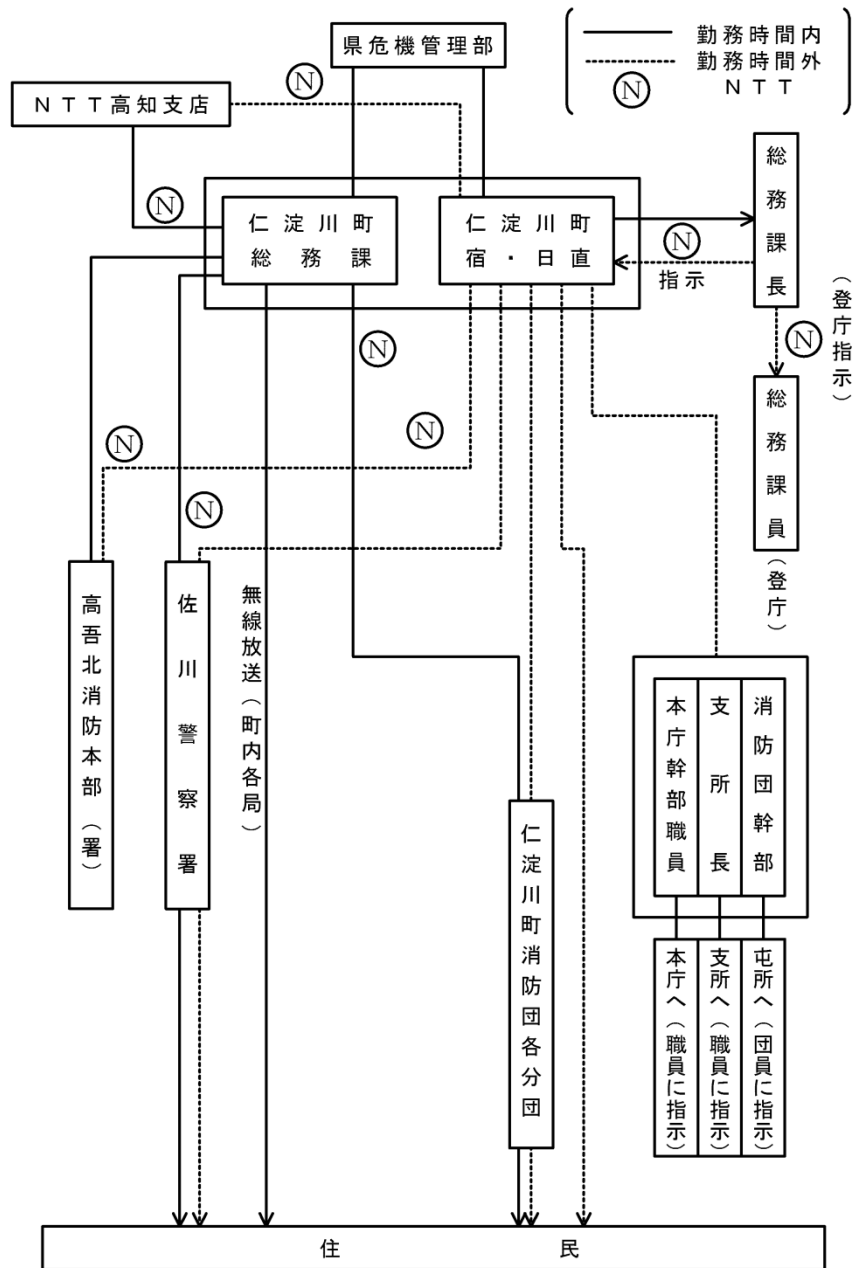
7. 出動指令

出動指令は、事前命令によるものとする。ただし状況出動に関してはこの限りではない。

8. 指令方法

出動指令は、サイレン吹鳴、電話及び無線機等による。

9. 関係機関伝達系統図



10. 相互援助計画

町長（本部長）は、町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定に従い、応援を要請するものとする。

- (1) 高知県内市町村災害時相互応援協定
- (2) 西部四国山地消防相互応援協定
- (3) 高知県消防防災ヘリコプター支援協定

- (4) 高吾北消防連絡協議会
- (5) 高知県中央地区消防相互応援協定
- (6) 災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定
- (7) 災害時における救援物資提供に関する協定
- (8) 災害時における応急生活物資の供給に関する協定
- (9) 災害時における電気設備等の復旧に関する協定
- (10) 災害時における情報交換及び支援に関する協定
- (11) 高知県被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定
- (12) 災害時の協力に関する協定
- (13) 災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協力に関する協定
- (14) 災害時における応急対策業務に関する協定
- (15) 災害時等における福祉避難所の設置運営に関する協定
- (16) 災害時における広域福祉避難所(障害児者)の設置運営に関する協定

第8節 火災の応急対策

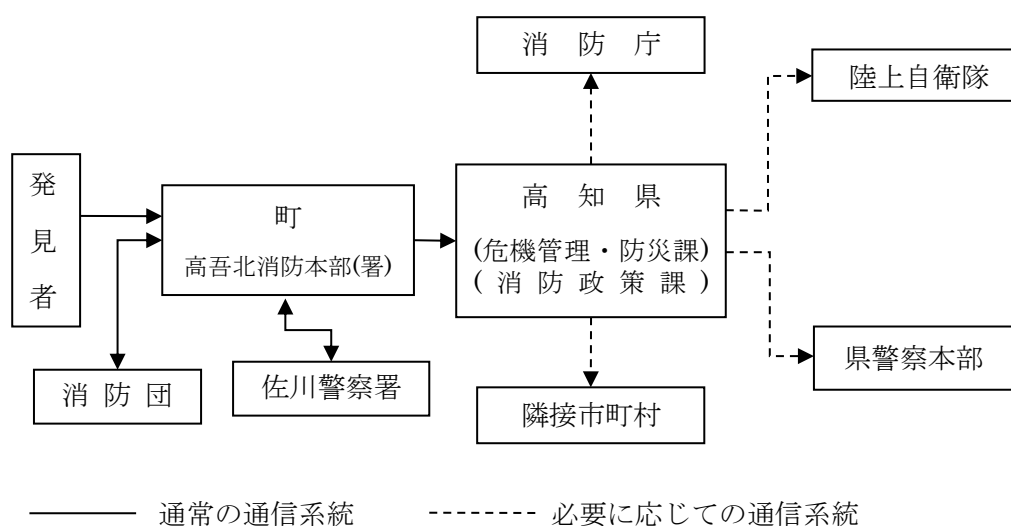
大規模な火災が発生した場合において、町は県及び防災関係機関と相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

◎【総務部・住民福祉部・消防部】

1. 情報の収集と伝達

- (1) 火災の発生状況や被災状況等の情報収集と県への報告を行う。
- (2) 火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づく総務省消防庁及び県への即報を行う。

※大規模な火事災害時の通報・通信系統図



2. 消火活動等

- (1) 町及び消防機関は、火災の災害状況に応じ応急措置を実施する。
 - ア 県警察等と連携した火災防御活動
 - イ 現地指揮本部の設置
- (2) 火災が拡大し、町単独での消火が困難なときに応援要請をする。
 - ア 県への空中消火の要請
 - イ 他の市町村への応援要請
前ページ、「本章 第7節 10.相互援助計画」参照。
 - ウ 消防庁長官への応援要請
「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」
「緊急消防援助隊要綱」

3. 危険物災害応急対策

(1) 町

- ア 関係機関と密接な連携を図り、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を行う。
- イ 施設管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を図るため自衛消防隊組織による災害状況把握と安全措置を指導するとともに、消火、救出、医療・救護活動、警戒区域の設定、避難、広報等の必要な応急対策を実施する。

(2) 施設管理者の責務

- ア 町に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告する。
- イ 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。
- ウ 消防機関の到着に際しての車両誘導、爆発、引火、有毒性物品の品名、数量、保管場所等の報告を行う。
- エ 大量の危険物が河川等に流出した場合は、必要な資機材を用い、危険物の拡散防止等の流出を最小限に抑える措置を講じる。

第9節 林野火災応急対策

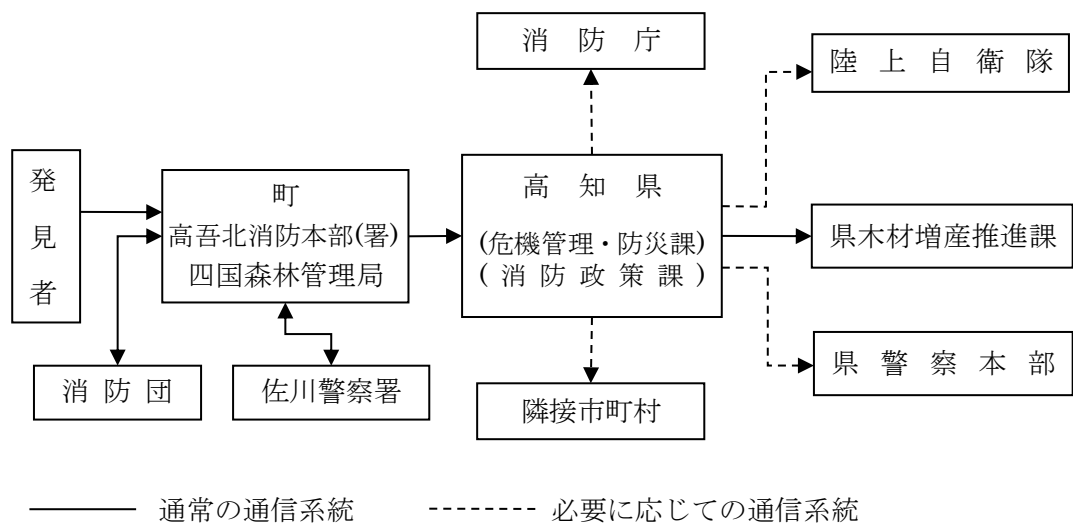
林野火災が発生した場合において、町は県及び防災関係機関と相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

◎【総務部・住民福祉部・消防部】

1. 情報の収集と伝達

- (1) 火災の発生状況や被災状況等の情報収集と県への報告を行う
- (2) 火災・災害等即報要領に基づく総務省消防庁及び県への即報を行う。

※林野火災時の通報・通信系統図



2. 消火活動等

- (1) 町及び消防機関は、火災の災害状況に応じ応急措置を実施する。
 - ア 県警察等と連携した火災防御活動
 - イ 現地指揮本部の設置
- (2) 火災が拡大し、町単独での消火が困難なときに応援要請をする。
 - ア 県への空中消火の要請
 - イ 他の市町村への応援要請
I-3-41～42 ページ、「本章 第7節 10.相互援助計画」参照。
「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」
 - ウ 消防庁長官への応援要請
「緊急消防援助隊要綱」
 - エ 自衛隊の災害派遣要請の県への要求

第 10 節 避難

避難の勧告・指示、警戒区域の設定、屋内での待機等の安全確保措置は、各根拠法令に基づき町長が実施する。町長が実施できない場合は、各根拠法令に基づき知事、警察、知事の命を受けたもの（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官等が実施する。これらの機関による勧告・指示等の実施状況は、総務部・町民部、住民福祉部が実施機関と緊密な情報交換を行い把握する（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条、自衛隊法第 94 条）。

◎【総務部・町民部・住民福祉部】

1. 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

町長(本部長)は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、特に必要があると認めた場合には、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）を発令し、避難所の開設又は誘導を行う。

2. 避難勧告、避難指示（緊急）が発令される場合の例示

- (1) 気象台関係官公署から豪雨・台風・地震等災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。
- (2) 河川が警戒水位を突破し、洪水の恐れがあるとき。
- (3) 地すべり・山崩れ・土石流発生・水害・火災・地震・その他により著しい危険が切迫しているとき。
- (4) 火災の延焼により危険が迫っているとき。
- (5) 土砂災害警戒情報が発令された場合。

3. 住民の自主的な避難

住民は災害発生時又は発生の恐れが予想される場合には、予め町、自主防災組織等で決めた、避難の目安を使い、安全な集会施設や安全な場所等へ自主的に避難することを基本とする。

4. 「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の定義

(1)指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合にその危険から逃れるための避難場所(災害対策基本法 第 49 条の 4)。

(2)指定避難所

指定避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設(災害対策基本法 第 49 条の 7)。

5. 避難所の設置方法

災害救助法の適用を受けた時は災害救助法施行細則の定める基準により、又同法を適用しないときはその細則の定める基準に準じ、この計画によって定めるものとする。

6. 避難所の所在・名称・概要等

- (1) 町が開設する避難所は、その地域の災害発生状況を充分把握し二次災害等が発生しないよう十分注意して開設するものとする。(資料 22 指定緊急避難場所・指定避難所)
- (2) 避難所の所有者又は管理者は災害に際し、いつでも避難所として使用でき得るよう処置を講じておくものとする。

7. 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の基準等

(1) 基準

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等発令基準

種別	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
豪雨・台風等に関する情報	・数時間後に避難経路(国道、県道等)の事前通行規制等の基準値に達することが想定されかつ災害発生の恐れのあるとき。 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝までの間に大雨警報が発令されかつ災害発生の恐れがあるとき。 ・大雨警報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過したとき。 ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。	・気象台等関係官公署から豪雨・台風災害等に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。 ・土砂災害警戒情報が発令されたとき。 ・大雨警報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報土壌雨量指数基準を超過し、更に降雨が継続する見込みであるとき。 ・記録的短時間大雨情報が発令されたとき。 ・大雨特別警報が発令されたとき	・気象台等関係官公署から豪雨・台風地震等災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。 ・土砂災害警戒情報が発令されたとき。 ・土砂災害警戒情報が発令され、かつ土砂災害警戒情報を捕捉する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過したとき。 ・記録的短時間大雨情報が発令されたとき。 ・大雨特別警報が発令されたとき。
河川に関する情報	仁淀川、土居川、安居川、長者川等の水位が上昇し、警戒巡回員より水位雨量の報告等から総合的に避難準備の必要があると認めたとき。	仁淀川、土居川、安居川、長者川等の水位が上昇し、更に増水の恐れがあるとき。	仁淀川、土居川、安居川、長者川等の水位が急激に上昇し、人命に著しい危険が切迫しているとき。
地すべり・山崩れ・土砂災害に関する情報	地すべり・山崩れ・土砂災害の発生が現れ、被害が予想されるとき。	・地すべり・山崩れ・土砂災害発生により被害を受けたとき又は著しい危険が一部の人家又は集落全域切迫したとき。 ・土砂災害の前兆現象(湧水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見されたとき。	・地すべり・山崩れ・土砂災害発生後、更に一部の人家又は集落全域に大きな被害が起こることが確定的なとき。 ・山鳴り、流木の流出の発生が確認されたとき。 ・土砂災害が発生したとき。

火災に関する 情報	火災が発生し、気象状況その他により火災が拡大し被害が大となる恐れのあるとき。	火災が発生し、延焼により危険が迫っているとき。	火災が発生し、一部の人家又は集落全域の家屋の延焼が確定的になったとき。
地震に関する 情報	—	大地震が発生し、その後も更に余震等により、人命、人家等に被害を受ける恐れがあるとき又は、がけ崩れや地滑り等が発生し、著しい危険が切迫したとき。	大地震が発生し、その後も更に余震等により、人命、人家等に被害を受ける恐れがあるとき又は、がけ崩れや地滑り等が発生し、一部の人家又は集落全域に著しい危険が切迫したとき。
大雪に関する 情報	—	大雪により、住家等の倒壊が発生し又は発生の恐れのあるとき。	大雪により、雪崩など人家に著しい危険が切迫したとき。
その他	上記のほか、災害が発生し又は発生の恐れがある場合において、特に必要があると認めたとき。	上記のほか、災害が発生し又は発生の恐れがある場合において、特に必要があると認めたとき。	・避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要があるとき。 ・上記のほか、災害が発生し又は発生の恐れがある場合において、特に必要であると認めたとき。

※発令対象区域は、状況に応じて設定するものとし、特に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等の指定を受けている地域に対しては、自治会、自主防災組織等と連絡を密にし、降雨状況、前兆現象、近隣の災害発生等の情報収集に努め、適時・的確な発令を行うものとする。

(2) 伝達方法

避難のための避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示（緊急）は本部長が行い、時期を失しないよう住民に迅速かつ確実に周知させる。

ア 広報車他広報使用可能な車両

イ 防災行政無線(同報系)及び地区放送等

ウ 報道機関への協力要請

エ 特に災害時要配慮者に対して、あるいは夜間停電時及び豪雨、暴風雨時には警察官、消防団員、自治会、自主防災組織等に協力を依頼し各戸を訪問

オ そのほか、警鐘、サイレン等

(3) 伝達事項

防災気象情報警報レベル5段階

警戒レベル	避難行動等	避難情報（発令元）
警戒レベル1	災害への心構え・準備。	早期注意情報（気象庁）
警戒レベル2	避難に備え、自らの行動の確認。	大雨・洪水注意報（気象庁）
警戒レベル3	避難に時間を要する人は避難を行う。 その他の人は避難の準備。	避難準備・高齢者等避難開始 （仁淀川町）
警戒レベル4	速やかに避難先に避難（全員避難対象）	避難勧告・避難指示（緊急） （仁淀川町）
警戒レベル5	既に災害が発生している。命を守るために最善の努力をする。	災害発生情報 （仁淀川町）

※上記警戒レベルを基準に、下記事項を含め避難準備情報から町が伝達する（気象庁の発表するレベルと仁淀川町の発令するレベルが同一にならない場合もある）。

ア 避難を必要とする理由

イ 対象となる地域

ウ 町開設避難所

(4) 県・関係機関への報告、連絡

県に報告するとともに、必要に応じ防災関係機関等に対して連絡を行う。

ア 国、県等の関係出先機関

イ 警察署又は駐在所

ウ 避難所として利用する学校等の施設の管理者

【案文】

こちらは防災仁淀川町です。

仁淀川町災害対策本部より 警戒レベル4 避難開始。

土砂災害の危険があるため、避難勧告（指示）を発令します。〇〇地区の方は〇〇〇の指示に従って〇〇へ避難してください。

（繰り返す）

8. 避難の順位

- (1) 一次避難 病人、高齢者、身体・知的・精神障害者、乳幼児、妊婦、小学生等
- (2) 二次避難 一次・三次以外の者全員
- (3) 三次避難 水防・防災・警戒、その他防災に関する作業に従事するもの

9. 携帯品の制限

避難者は、立退きに当たっては、安全な避難を第一として携帯品は最小限に制限し、過度な携行品及び避難後調達できるものは除外する。

10. 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項を周知徹底しておくものとする。

- (1) 火気危険物等の始末
- (2) 大雨、洪水に備えての家屋の補強、家財の移動
- (3) 事業所、工場にあつては、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置
- (4) 携帯品の準備
- (5) 氏名票(住所、氏名、年令、血液型等)の準備

11. 避難の誘導

避難は原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては実施責任者が誘導する。また、町の体制が整う前に危険が目前に迫っているとき、消防団は町長(本部長)の命令により住民を避難誘導するものとする。なお、避難の誘導については次の点に留意する。

- (1) 総務部、住民福祉部があたり、警察官、消防団員及び民間協力機関等の協力により実施するものとする。
- (2) 避難の順位(前述「7.避難の順位」)
- (3) 避難所を住民に周知させるため、広報伝達する事は勿論、経路の要所ごとに標示板によって経路を図示するよう努める。特に危険地点には、縄張り等により危険防止をするほか、必要に応じ誘導者を配置する。

12. 災害時要配慮者の円滑な避難に対する配慮

避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等の指示を発令するに当たっては、町は、できるだけ早い段階での通知を努めるとともに、高齢者や障害者等にも分かりやすい説明や、多様な手段の活用による着実な伝達を心がけ、災害時要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう配慮するものとする。

13. 警戒区域の設定

町長(本部長)は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合には、災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域を設定するものとする。

町長(本部長)は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りの制限・禁止、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

14. 移送の方法

避難は各自行うことを原則とするが、移送のため車両等を必要とするときは、現地で調達できる場合を除き、直ちに消防部・総務部・住民福祉部が確保する。

15. 避難所の指定及び開設等

災害により住宅を失った者、土砂災害等により住家が二次災害に見舞われる可能性のある者、高齢者、障害者等で停電、断水等により日常生活に支障をきたす被災者については、避難所を開設し、保護する。

(1) 避難所の指定

避難所を開設したときは、直ちに公示及び広報等により、被災者に場所を周知させる。

(2) 受入れ期間

受入れ期間は、被災者が住宅を修理、新築する等住宅を確保することができるまでの期間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの期間とする。ただし、教育施設等に関しては、学校教育の実施に支障のない範囲及び期間とするよう配慮する。

(3) 避難所の開設及び管理

避難所の開設及び管理は、町民部長又は住民福祉部長を責任者とし、各避難所運営委員会との連絡を密にし、管理及び収容者の保護にあたる。

(4) 要配慮者用窓口の設置

避難所の管理者は、必要に応じて要配慮者用の窓口を設置し、要配慮者からの相談対応、確実な情報伝達を実施する。

(5) 避難所の防疫

避難所の防疫活動は、保健福祉部又は住民福祉部が実施するものとし、感染症等の発生防止を図る。

(6) 避難所での広報・健診等

避難所においては、調査広報部が作成する広報紙（チラシ）等を通じて逐次避難者に情報を伝達する。

必要な場合、保健福祉部・住民福祉部に医療救護班の避難所への派遣を依頼し、健診等を実施する。

避難所の運営に当たっては、ボランティアの協力も積極的に受ける。

(7) プライバシー等への配慮

避難所においては、プライバシーの保護、災害時要配慮者の特性及び男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。

(8) 避難状況の記録

避難所担当職員は、次の各種記録を行うものとする。名簿により、避難人員、傷病者

の有無、その他必要な事項を確認し、必要事項を本部長（町長）に報告するとともに、食料品、飲料水、生活必需品、学用品等の要供給数把握に活用する。

ア 避難者カード(様式 3)

イ 避難者名簿(様式 4)

ウ 避難所用物品受払簿(様式 5)

エ 避難所日誌(様式 6)

オ 支払及び受払証拠書類

(9) 避難所の設置報告

管理責任者は、避難所を開設したときは直ちに次の事項を本部長(町長)に報告しなければならない。

ア 開設の日時、場所及び施設名

イ 収容人員

ウ 給食の要否及び給食の必要量

(I -3-60 ページ、「本編 第3章 第14節 災害時要配慮者支援対策」参照)

16. 避難所の運営

避難所の運営については、南海トラフ巨大地震対策等に関する市町村課題検討会避難所運営マニュアルワーキンググループ作成の「避難所運営のための手引き」を参考に避難所運営マニュアルを作成し、自主防災組織等を中心として円滑な避難所運営に努める。

- (1) 避難所を迅速に開設し、周知徹底する。
- (2) 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- (3) プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるように努める。
- (4) 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースや、周囲に迷惑をかけずに飼い主と家庭動物が同じ避難所で生活ができるように隔離用のテント、飼育用のゲージの確保に努める。
- (5) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (6) 集団的な避難生活に適応できない災害時要配慮者のために、避難所内に福祉避難スペースを設置するとともに、状況によって、福祉避難所等への移動を調整する。

- (7) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等への移動を避難者に促す。
- (8) 避難生活に不足する物資の調達を行う。
- (9) 避難所は、避難者の協力を得て、運営を図る。
- (10) 避難者の総合的な相談窓口を設置する。

17. 避難のあとの警備

避難後の住家・財産等の保護は、民生安定に寄与するところが大きいのので、その対策は警察署等と協議のうえ、警察官若しくは災害対策本部長の指定した者がこれにあたるものとする。また、避難所における秩序保持も同様とする。

18. 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校、社会福祉施設、病院、保育園等多数の児童、乳幼児、病人を収容している施設にあつては、平常時において避難計画を立て、町、消防署、警察署等との連絡を密にしておくものとする。

学校等の管理者は、避難の勧告、指示（緊急）の伝達を受けたときは、所定の避難所に避難させるものとし、その要領については当該管理者においてあらかじめ定めておくものとする。

(1) 学校

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領、措置
- オ 避難者の確認方法
- カ 保護者等への引渡方法

(2) 社会福祉施設等

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の時期(事前避難の実施等)
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領、措置(車両の使用による搬出等)
- オ 避難所の設定及び収容方法
- カ 避難者の確認方法
- キ 家族等への引渡方法
- ク 避難誘導者名簿

19. 避難勧告、避難指示（緊急）をした場合の県及び関係機関への報告

(1) 担 当

総務部

(2) 報 告

ア 知事及び警察署長に対する報告通知

避難のための立退きを勧告し、若しくは指示したときは、速やかに、その旨を知事に報告するとともに当該区域を管轄する警察署長に通知すること。

(ア) 避難の勧告、避難指示（緊急）の発令者

(イ) 発令日時

(ウ) 発令の理由

(エ) 避難対象地域

(オ) 避難対象世帯数及び人員数

(カ) 避難先

イ 関係機関との連絡

避難の勧告、指示（緊急）は、警察官と相互に緊密な連絡をとりながら行う。

なお、警察官等が単独で避難の指示を行ったときは、直ちにその旨の通知を受けるものとする。

20. 避難勧告、避難指示（緊急）の解除

当該住民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められた時とする。解除の伝達方法は勧告、指示する際の方法を準用する。

第 11 節 災害救助法の適用

大規模な災害が発生し、町における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合、町長（本部長）は知事に対して災害救助法適用の要請を行う。

◎【保健福祉部・住民福祉部】

◎【町民部・税務部・住民福祉部】

1. 災害救助法の適用基準

災害救助法は市町村の人口に応じて一定の基準に達したときに適用される。

（資料 23 災害救助法適用基準）

2. 災害救助法による救助の対象とならない小災害の救助基準

災害救助法による救助の対象とならない小災害の場合においても、り災の状況により、町長の責任において救助を実施する。

3. 救助の内容

（資料 24 災害救助法による救助の程度、方法及び期間）

4. り災者台帳等

災害が発生し、救助を必要と認める被害を受けた者があるときは、り災者台帳を整備し、必要があるときはり災証明書等を発行するものとする。また常に地域住民の実態を把握し、災害時における救助の円滑と適正を図るため住民調査を実施する。

(1) り災者台帳等

ア り災者台帳の作成

町長は、法による救助を必要と認める災害により、り災した者があるときは、その被害状況を調査のうえ、り災者台帳を整理し、これに登録する。

イ り災証明書の発行

町長は、り災者に対し必要があると認めたときは、り災者台帳に基づき、り災証明書を発行する。必要な場合、避難所等でも申請を受け付けることのできる体制をとる。

（様式 7 り災者台帳）

（様式 8 り災証明申請書兼証明書）

（I-4-9 ページ、「本編 第 4 章 第 5 節 2. り災証明書の交付」参照）

(2) 応急救助の実施状況等の報告

災害救助法を適用し応急救助を実施した場合は、その実施状況を次により報告するものとする。

ア 救助実施記録日計票の作成等

災害対策本部及び支部の各部は、救助実施記録日計票を作成する。(以下「日計票」という。)

なお、「日計票」の作成、取りまとめ等の事務処理については、それぞれの実情にあった方法を採用し、適宜運用してさしつかえない。

(様式 9 救助実施記録日計票)

イ 救助実施状況等

災害対策本部各部及び各支部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日救助の実施状況を保健福祉部に報告する。

なお、この報告は、前記の事項をできる限りの範囲内で掌握し、電話等の方法により報告し、保健福祉部において取りまとめ、町域全般の救助の実施状況を掌握するとともに、その結果を総務部及び県に報告する。

【申請・報告先】

県地域福祉政策課

TEL 088-823-9090

FAX 088-823-9207

防災行政無線

地上無線

TEL 72-9090

FAX 72-9207

厚生労働省 社会・援護局 災害救助・救援対策室

TEL (03) 3595-2614

FAX (03) 3595-2303

第 12 節 救出活動

災害により、生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対し、搜索又は救出、保護するための活動を行う。

◎【総務部・住民福祉部・消防部】

1. 対象者

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者と、次のような状態にある者

- (1) 火災時に火中に取り残された者
- (2) 災害の際に水と共に流された者や、孤立した地点に取り残された者
- (3) 倒壊家屋の下敷になった者
- (4) 山津波、地すべり等により生埋めになった者
- (5) 大規模な爆発、交通事故による集団的大事故の発生のため救出を要する者
- (6) その他これらに類する者で救出を要する者
- (7) 災害のため生死不明の状態にある者で、次のような状態にある者
 - ア 行方不明の者で生存していると推定される者
 - イ 行方は判っているが生死が明らかでない者

2. 救出隊の設置

災害のため救出を要する者が生じた場合、本部長の指示により、消防部に救出隊を設置する。
救出隊の人員は災害の規模により、本部長又は消防部長（消防団長）が指示する。

3. 救出方法

町は、県、警察署、住民、自主防災組織等と協力して救出活動を実施する。

救助後は速やかに病院又は医療機関へ収容等救助者の救護に当たる。負傷者多数の場合はその状況を本部へ通報し、更に救急車の派遣を要請するものとするが、救急車の派遣が得られないときは、一般車両の協力要請を本部と協議して決定する等適宜臨機の処置を行う。

4. 関係機関等との協調

(1) 自衛隊派遣要請

災害等により緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊において救出困難と認められるときは、自衛隊の派遣を要請する。

(2) 警察との連絡

り災者救出については、佐川警察署と十分な連絡をとり円滑な活動を実施する。

(3) 医療機関との連絡協調

救出業務を実施するに当たり、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調については、高知県医師会、吾川郡医師会等を通じ、協力体制の確立を期するものとする。

5. 費用の限度額及び期間

(「資料 24 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照)

6. 記録等

救出を実施した場合に、整備保存すべき記録等は次のとおりとする。

- (1) 救出状況記録等
- (2) 救出関係支払証拠書類
- (3) 救出用燃料受払簿
- (4) 救出用機械器具修繕費支払簿

第13節 孤立集落対策

災害による道路の寸断のため孤立した集落に対して、適切な情報収集、応急対策を実施する。

◎【各部】

1. 情報収集

- (1) 調査広報部及び住民福祉部は、固定電話、防災行政無線、携帯電話等で情報収集に努める。
- (2) 連絡が取れない場合は、重大な被害が生じている可能性があるので、被害調査班を優先的に派遣する。
- (3) 町長(本部長)は、自らの情報収集能力では孤立集落の情報が収集できないと判断したときには、県に応援要請を行い、防災ヘリコプター等による情報収集等を要請する。

【情報収集項目】

負傷者の有無、負傷の程度、孤立集落内の人数、要配慮者の有無、備蓄状況(食料、水、医薬品、毛布)、不足している物資、その他住民ニーズ等

(I-3-12 ページ、「本編 第3章 第1節 6. 他機関に対する応援要請及び受入れ」参照)

2. 物資供給および救援

- (1) 県及び自衛隊等のヘリコプター等による物資供給・救援を依頼する。
- (2) 孤立集落における消防団員による連絡、災害時要配慮者の支援等を行う。
- (3) 担当は総務部・住民福祉部及び産業建設部・地域振興部とする。

3. 集団避難の勧告

町長(本部長)は、孤立した集落については、人的被害の発生状況、家屋の被害状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じ集団避難の勧告あるいは指示をする。

4. 道路寸断への対応

- (1) 町災害対策本部は、道路の被災情報を速やかに収集して県災害対策本部と情報を共有し、優先的に警戒・復旧すべき被災箇所への迅速な対応を行う。
- (2) 担当は産業建設部及び各支部地域振興部とする。

第 14 節 災害時要配慮者支援対策

町、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、ボランティア、地域住民などが連携し、災害時要配慮者避難支援プラン及び避難行動要支援個別計画に基づき、災害発生後、速やかに災害時要配慮者の安否確認、避難誘導を行うとともに、必要な生活支援を行う。

1. 災害時要配慮者の安否確認

災害発生後、町は、避難行動要支援者名簿と被災者台帳を照合するなど、災害時要配慮者の安否確認を行う。

安否がわからない災害時要配慮者については、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、電話確認や家庭訪問などによる対面確認を行う。

2. 在宅災害時要配慮者の緊急的な入院や施設での保護

被災により、居宅、避難所等では生活ができない在宅の災害時要配慮者について、本人又は保護者の意思を尊重しながら、医療機関や福祉施設での受け入れを要請する。

受け入れ先が決定したら、搬送協力など可能な支援を実施する。

3. きめ細かな支援情報の提供

聴覚や視覚などに障害がある避難者にも的確に伝えられるよう、支援情報は、多様な手段できめ細かに提供する。

4. 避難施設に関する配慮

(1) 避難所環境の整備

一般の避難所は災害時要配慮者に配慮した構造ではなく、常に介護が必要な者にとっては、生活に支障が生じることが考えられるため、町は、福祉避難所の開設など、災害時要配慮者の避難状況に応じて環境を整備するなどの配慮に努める。

なお、一般の避難所に滞在する災害時要配慮者に対しては、個々のニーズに配慮した環境づくりに努めるものとする。

(2) 福祉避難所の充実

町は、既に民間医療機関が災害時に開設する福祉避難所のほかにも、災害時要配慮者が安心して生活ができる体制が整備された福祉施設などを、福祉避難所として開設できるよう、施設の管理者などと事前協定を結び、あらかじめ福祉避難所の指定など整備を進める。

5. その他の特別な配慮が必要な避難者への対応

コミュニケーション能力に困難が想定される外国人や、身体的機能の虚弱な乳幼児、思春期の多感な児童・生徒など、特別な配慮が必要な避難者に対しては、避難生活による支障や弊害などが生じないよう配慮するものとする。

6. 福祉サービスの維持

町は、災害時においても、地域全体として必要な福祉サービスが維持できるよう、障害福祉サービス事業者やボランティア団体と連携し、通所介護、訪問介護など、福祉サービスの早期再開に努めるとともに、代替的な方法を検討する。

第 15 節 食料供給

災害時における食料の供給計画は災害及び復旧に要する作業状況より決定する。

◎【産業建設部・地域振興部】

1. 対象者

- (1) 避難所への避難者
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- (4) 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- (5) 救助活動に従事する者<注>(法による救助にはならない。)
- (6) 通常の配給機関が一時的に麻痺し主食の配給の受けられない者

2. 給食基準

- (1) 食品の給与は被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- (2) 配給品目は米穀、乾パン又は麦製品(乾うどん等)及び副食品
- (3) 配給数量は炊出し用として配給する場合、原則として一人一食精米 200g 以内とする。
通常の配給機関を通じないで配給する場合、原則として1日当たり 400g、副食品の数については制限しない。
- (4) 一時縁故先へ避難する者については3日分以内を現物により支給する。

3. 給食の方法

- (1) 現場ごとに実施責任者を定め炊き出し及び食品の給与を実施する。
- (2) 避難所、給食センター等で町民部・住民福祉部の指導により女性防火クラブ・自主防災組織・婦人会・PTA・ボランティア等の協力を得て炊き出しを実施する。
- (3) 配給数量は炊出し用として配給する場合、原則として一人一食精米 200g 以内とする。
通常の配給機関を通じないで配給する場合、原則として1日当たり 400g、副食品の数については制限しない。
- (4) 本部長は、町において炊き出しの実施が不可能な場合は、地元団体又は自衛隊等に依頼する。

4. 食料品の調達

- (1) 町備蓄物資の放出
- (2) 町内食料品店（パン、弁当等）の業者
- (3) 県を通じての調達

5. 食料の配布

- (1) 町は、対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。
- (2) 配布に当たっては、自主防災組織・女性防火クラブ・婦人会・PTA・ボランティア等の協力を得て、迅速、正確、公平に配布する。特に、要配慮者への配布には配慮する。

6. 費用の限度額及び期間

（資料 24 災害救助法による救助の程度、方法及び期間）

7. 記録等

炊出しの状況（場所数及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分）とともに次の必要な帳簿、書類を整備保存しておくものとする。）

- (1) 炊出し受給者名簿
- (2) 食料品、現品給与簿
- (3) 炊出し、その他による食品給与、物品受払簿
- (4) 炊出し用物品借用簿
- (5) 炊出しの協力者、奉仕者名簿

第 16 節 被服等生活必需物資供給

災害により生活上必要な被服、寝具その他日常用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する。

◎【産業建設部・地域振興部】

1. 対象者

住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水の被害を受け、被服、寝具その他生活必需品を喪失は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。床上浸水には、土砂の堆積により一時的に居住することができない状態になったものを含む。

2. 給与又は貸与の方法

- (1) 衣料・その他生活必需品の給付又は貸与は高知県災害救助法施行細則の定める範囲内において災世帯の程度を勘案して決定し、現物を支給するものとする。
- (2) 被害程度及び世帯構成員に応じた配給するが地区長、民生委員等の協力を得て迅速かつ正確に実施する。

3. 物資の調達

下記の方法により調達する。

- (1) 町備蓄物資の放出
- (2) 流通物資の確保及び供給
- (3) 県を通じた調達及び供給
- (4) 日本赤十字社高知県支部からの調達
- (5) 他市町村からの調達（応援協定）
- (6) 義援物資の活用等

4. 費用及び期間

(資料 24 災害救助法による救助の程度、方法及び期間)

5. 救援物資の集積場所

県から送付され、又は町において調達した救援物資は定められた場所に集積し、期間中の保管、管理については万全を期する。

【救援物資の集積場所】

地区名	名 称	所在地	電話番号
吾川	旧大崎小学校体育館	大崎 158	0889-35-0152
仁淀	別府小学校体育館	森 2449	0889-32-1017
池川	池川小学校体育館	土居甲 927	0889-34-3025

6. 給与又は貸与の記録等

救助物資について記録するため次の簿冊を整理保存する。

- (1) 物資購入(配分)計画表
- (2) 物資給与及び受領簿
- (3) 物資購入関係支払証拠書類
- (4) 物資受払簿
- (5) 備蓄物資払出証拠書類

第 17 節 給水

災害により飲料水が枯渇又は汚染して現に飲料水を得ることができない者に対し供給するとともに飲料水の確保を図るものとする。

◎【町民部・地域振興部】

1. 対象者

災害のために現に飲料水を得ることができない者

2. 給水量、給水方法

給水量、給水方法は災害の規模、場所等によりその都度本部長が指示するものとする。なお、町のみで対応が困難な場合は、他の水道事業者等に応援を要請する。

(1) 水の確保

仁淀川、土居川、長者川等の水のろ過装置を使用して確保するか、山合に水源を求めビニールパイプ等応急布設する。

(2) 給水量と期間

1 人 1 日当たりの所要給水量は 3 ℓ 程度とする。期間は原則として 7 日以内であるが、被害状況及び復旧状況により必要な場合は延長する。

(3) 給水方法

給水タンクによる拠点給水を原則とする。

避難所、医療救護所、特別養護老人ホーム等災害時緊急給水対象施設については、給水タンク等で個別に給水する。

個別給水でないため、特に高齢者や障害者にとっては水の運搬が大きな負担となる。そこで、必要な場合は、災害ボランティアセンターに登録しているボランティアに対し、在宅要配慮者への支援を要請する。

3. 給水施設の応急復旧

応急復旧は、配水池への送水管路、医療機関、医療救護拠点、地域防災拠点への管路及び給水区域拡大のための仮設配水管路の順とする。

4. 給水のための費用

(資料 24 災害救助法による救助の程度、方法及び期間)

第 18 節 住宅対策

◎【産業建設部・地域振興部】

◎【税務部・町民部・住民福祉部】

1. 住家・宅地被害調査

税務部及び住民福祉部は、被害状況判定基準に基づき住家被害調査を行い、その結果を町民部及び住民福祉部は、税務部と協力してり災者台帳（様式 7）としてまとめる。また、産業建設部及び地域振興部は、被害宅地判定基準に基づき宅地被害調査を行う。被災世帯が多数で迅速な処理が困難な場合は、各部の協力を得て体制を拡大する。また、調査方法等に高度な専門知識・技術が求められる場合は、学識経験者等の協力を得てより客観的な調査に努める。

2. 住宅ニーズの把握及び住宅相談の実施

産業建設部及び地域振興部は、町民部及び住民福祉部が作成したり災者台帳を基に住宅ニーズを把握する。また、必要に応じて住宅相談窓口を本庁及び各総合支所に設置し、被災者の住宅ニーズの把握及び情報提供に努める。

3. 住宅対策の実施方針

住宅対策（災害にかかった住宅の応急修繕、障害物の除去及び応急仮設住宅の設置）は、災害救助法が適用された場合には、同法及び高知県災害救助法施行細則に則って実施する。災害救助法の対象とならない災害については、災害の状況に応じて対策を実施する。所管は産業建設部及び地域振興部とする。

対策の種類	対 策 の 概 要
住 宅 の 応 急 修 繕	住宅が半壊又は半焼し、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分の応急修理を自己資力でなし得ない者を対象にその部分の応急修理（修繕）を実施するものとする。
障 害 物 の 除 去	災害によって、土石、竹木等の障害物が住家等に運び込まれ、日常生活を営むのに支障を来している者に対して、障害物を除去し保護する。
応 急 仮 設 住 宅 の 設 置	災害により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を供与する。必要に応じて、身体障害者、高齢者等に配慮した福祉仮設住宅を建設する。

4. 県への協力要請

- (1) 自己の資力で被災した住宅の再建又は補修を行おうとし、住宅金融支援機構資金等の融資を希望する者に対しては、町は積極的に指導を行うとともに県に対し協力を要請する。
- (2) 町は災害状況により災害公営住宅(国庫補助3分の2)の建設等を検討し、県に対し協力を要請するものとする。

5. 公営住宅等のあっせん

必要な場合、町民部及び住民福祉部は公営・民間住宅等の空き家情報を収集し、状況に応じてあっせんを行う。

6. 建物の基準

応急仮設住宅は、原則として高知県災害救助法施行細則の基準とする。
構造は1戸建・長屋建・アパート式建築のいずれでもよい。

7. 応急仮設住宅の建物・運営管理

(1) 応急仮設住宅の建設

- ア 災害により居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることが出来ない方に対して、速やかに応急仮設住宅を建設する。
- イ 応急仮設住宅の建設に際しては、高齢者、障害者等災害時要配慮者に配慮した構造、設備とする。
- ウ 応急仮設住宅の入居に際しては、円滑な入居ができるよう努める。

(2) 資材等の確保

- ア 建設・修理を実施する建築業者が資材・労務等の確保が困難な場合は、県と協力して町があっせんする。
- イ 資機材が不足し調達が必要がある場合には、県を通じて国に資機材の調達を要請する。

(3) 応急仮設住宅の運営管理

町は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するため、地域のつながりに配慮した入居など心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

8. 着工期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、1 ヶ月以内に完了するように努めることとする。

9. 供与期間

工事完了日から 2 ヶ年以内とする。ただし、特別な事情により必要と認める場合は、この限りではない。

10. 入居対象者

応急仮設住宅の入居基準は、住居が全壊・全焼又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

11. 記録等

応急仮設住宅を設置し、り災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し、保管しておかなければならない。

- (1) 応急仮設住宅入居者台帳
- (2) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- (3) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等
- (4) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

【町内製材所】

事業所	所在地	電話
池川林材㈱	下土居	34-2101
池川木材工業(有)	下土居	34-2015
仁淀川森林組合木材センター	葛原	35-0116

第 19 節 障害物除去

災害により住居又はその周辺に運ばれた木石等のため生活に支障をきたす障害物の除去や交通の支障となる道路上の障害物の除去についての措置を定める。

◎【産業建設部・地域振興部・消防部】

1. 道路上の障害物の除去

(1) 道路、河川等にある障害物の除去はその道路、河川等の維持管理者が行う。

(2) その他の施設の障害物の除去はその施設の所有者又は管理者が行う。

国道、県道…………… 国土交通省、高知県

町道、農林道等…………… 仁淀川町

電柱、架線…………… N T T、電力、交通機関

2. 住居内の障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石竹木等の除去を行う場合の対象は次の場合に限るものとする。

(1) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれていて
るため一時的に居住できない状態にある者

(2) 自らの資力をもって当該障害物を除去することができない者

(3) 住家が半壊又は床上浸水を受けた者

3. 除去の方法

(1) 道路交通を緊急に確保する範囲内において実施する。

(2) 住居内の障害物の除去については、必用最小限の日常生活を営み得る状態とする。

4. 除去した障害物の集積場所

公用地であって交通並びに住民生活に支障のない場所を原則とする。ただし災害の規模が大きい場合は民有地についてもその所有者と協議のうえ、一時集積場所とする。

また、最終の処理は用地を確保のうえ埋立てする等実情にあった処置をとるものとする。

5. 労力、資材、器材の調整確保

あらかじめ所有者との間に必要な協定を締結して供給を受けるほか、必要に応じて地区民の協力、又は自衛隊の派遣を要請するものとする。

6. 除去の費用及び実施期間

(資料 24 災害救助法による救助の程度、方法及び期間)

7. 記録等

障害物の除去を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておくものとする。

- (1) 障害物除去の状況記録
- (2) 障害物除去費用支出関係証拠書類
- (3) 障害物除去用機械器具修繕費支払簿

第 20 節 医療救護

「高知県災害医療救護計画」及び「仁淀川町災害医療救護計画」に基づき、災害時の医療救護活動を実施する。

◎【保健福祉部・住民福祉部】

1. 対象者

- (1) 直接災害による負傷者
- (2) 医療の中断が致命的となる患者及び日常的に発生する救急患者

2. 医療救護所

- (1) 地区ごとに医療救護所を次のとおり設置する。

地区名	設置場所	管理者	電話	FAX
吾川	国保大崎診療所	国保大崎診療所長	0889-35-0211	0889-35-0008
仁淀	西村医院及び 別府小学校又は グラウンド	西村医院長	0889-32-1125	0889-32-1477
池川	安部病院	安部病院長	0889-34-2011	0889-34-2495

(注) 仁淀地区においては、川渡コミュニティセンター、長者小学校体育館、泉川多目的集会施設、仁淀川町観光センター、沢渡多目的集会施設、別枝上区多目的集会施設のそれぞれについて傷病者を医療救護所へ搬送するまでの間応急措置が取れる体制をとり、速やかに医療救護所へ搬送することとする。

- (2) 医療救護所では、救護病院等後方病院へ円滑に医療救護対象者を搬送するため、原則として中等症患者及び重症患者に対する応急措置を行う（収容は行わない）。
 - ア 重症患者：生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者
 - イ 中等症患者：多少治療の開始が遅れても生命に危険はないが入院治療を必要とする者
 - ウ 軽症患者：上記以外の者で医師の治療を必要とする者
- (3) 医療救護所の設置期間は、3日間程度の応急処置が概ね完了するまでの間とする。
- (4) 医療救護所において、緊急に歯科治療が必要な医療救護対象者が生じたときは、国保大崎診療所歯科医師、中内歯科診療所医師等で対応する。

3. 救護病院

救護病院は、次のとおりとする。

病院名	住所	電話	FAX	備考
佐川町立高北 国民健康保険病院	佐川町甲 1687 番地	0889-22-1166	0889-22-7414	
山崎外科 整形外科病院	越知町越知甲 2107 番地 1	0889-26-1136	—	
山崎病院	越知町越知甲 2041 番地	0889-26-1123	0889-26-3260	
前田病院	越知町越知甲 2133 番地	0889-26-1175	—	
北島病院	越知町越知甲 1662 番地	0889-26-0432	0889-26-3600	
岡本内科	越知町越知甲 1678 番地	0889-26-1121	—	
若槻産婦人科 クリニック	越知町越知甲 1725 番地 1	0889-26-1132	—	診察・応急措置など (入院不可・出産不 可)

4. 遺体検案所・安置所

大規模な災害により、多数の遺体が発生した際は、町は、検案所・安置所を設置し、県に報告する。

検案所・安置所は、公共施設の中から、災害の規模により選定する。

5. 運営体制

- (1) 各医療救護所職員及び町災害対策本部員は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に実施できるよう医療救護設備の点検を行うなど準備する。
- (2) 各医療救護所を担当する医療チーム及び立ち上げ要員は、災害発生後、町災害対策本部長の指示のもと速やかに自らの所属する医療救護所に集合し医療救護活動を開始する。
- (3) 医療救護所における医療救護活動は原則として 24 時間体制とし、原則として 2 交替制を取る。
- (4) 医療救護所の管理者は、被災等によりその機能に支障を生じたと認める場合は、町災害対策本部に必要な措置を要請する。
- (5) 医療救護活動が町内体制で対応できない場合は、町災害対策本部長は県災害医療対策支部に対し応援班の派遣要請を行う。
- (6) 医療チーム等の給食・給水等については、町災害対策本部が避難所に係る措置と併せて行う。

【医療救護所の組織】

地区名	設置場所	管理者	運営担当者	医療チーム編成
吾川	国保大崎診療所	国保大崎診療所長	国保大崎診療所医師等医療チーム及び町災害対策本部員で編成する医療救護班	医師 1 人、看護師 3 人、補助者 2 人の計 6 名を標準とし、その他に可能な限り医療介助者を加える。
仁淀	西村医院及び別府小学校又はグラウンド	西村医院長	西村医院医師等医療チーム及び医療救護班	
池川	安部病院	安部病院長	安部病院及び酒井医院医師等医療チーム及び医療救護班	

【各医療救護所の施設】

地区名	施設
吾川	国保大崎診療所
仁淀	西村医院及び別府小学校又はグラウンド
池川	安部病院

【各医療救護所の設備】

- ① テント
- ② 医療器材
- ③ 担架、発電機、投光器、机、椅子、掲示板、殺菌ペットボトル(水)、通信機、トリアージタグ、ロープ、文具等消耗品

6. 通信体制

町災害対策本部長は、医療救護所の救護体制の状況について県災害医療対策支部を経由して県災害医療対策本部に報告する。できる限りファックスを使用することとする。

7. 負傷者の搬送体制

(1) 搬送区分

- ア 負傷者を被災場所から町の各医療救護所へ搬送する場合
- イ 町内の重症患者、中等症患者を他市町村に所在する救護病院(佐川町立高北国民健康保険病院)等又は災害支援病院、広域災害支援病院へ搬送する場合
- ウ 重症患者をヘリコプターにより搬送するため、各医療救護所から最寄りのヘリポートまで搬送する場合
- エ 医療救護所の遺体を遺体安置所に搬送する場合

(2) 搬送の組織

次に掲げる組織が町災害対策本部の指示により相互に連携を図り、搬送体制に不備がないように努める。

- ア 自主防災組織
- イ 町災害対策本部員
- ウ 高吾北消防本部(署)
- エ 仁淀川町消防団

(3) 搬送方法

搬送は、被害状況、地理的条件に応じて次の方法を組み合わせ効率的に実施する。

- ア 人力による方法
担架等
- イ 車両による方法
現有救急車、町が指定した緊急車両、消防団が所有する車両等
- ウ ヘリコプターによる方法
高知県消防防災ヘリコプター等

(4) 搬送の実施

- ア 災害発生時に患者搬送を円滑に行うため、町は必要な車両、搬送要員、機材及びヘリポート等の確保に努め、実施に当たっては自主防災組織が行う救急業務を含め弾力的に対応する。
- イ 町は、ヘリポートを指定した場合は、あらかじめ県災害対策本部に報告する。
- ウ 災害発生時には、安全管理体制を整えた使用可能なヘリポートを県災害対策本部に報告する。

8. 助産

(1) 対象者

災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して最善の措置を行う。

(2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 助産実施期間

災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者に対して行う。

9. 広域的な応援体制

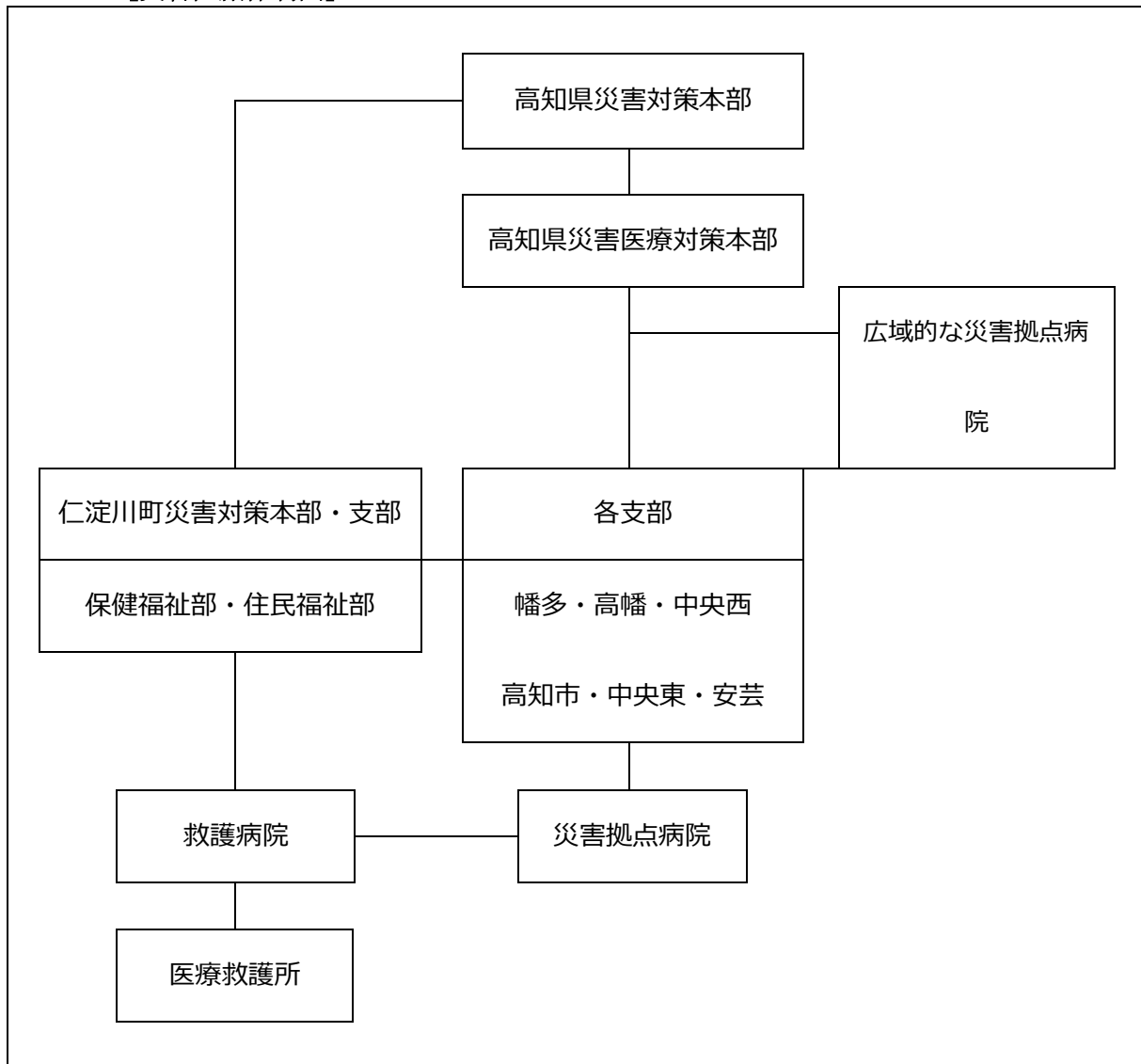
医療救護活動が町内体制で対応できない場合は、本部長は、県災害医療対策支部に対し応援の要請を行う。

10. 記録等

医療及び助産を実施した場合に整備すべき記録等は次のとおりとする。

- (1) 救護班診療記録
- (2) 救護班医療品衛生材料使用簿
- (3) 救護班の編成及び活動記録
- (4) 医薬品衛生材料受払簿
- (5) 病院、診療所、医療実施状況
- (6) 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (7) 助産台帳
- (8) 助産関係支出証拠書類

[災害医療体制図]



第 21 節 遺体の搜索及び収容・埋葬

◎【保健福祉部・住民福祉部・消防部】

1. 対応

(1) 搜索

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。

(2) 処理

災害により死亡した者についてその遺族等が混乱期のため遺体識別等のため洗浄・縫合・消毒の処理、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合にこれらの処理を実施する。

(3) 埋葬

災害により死亡した者に対し、その遺族が資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難であり又は遺族がいない場合に行う。

2. 遺体の搜索

遺体の搜索については警察と連携を図り、消防団がこれに当たるものとするが、搜索能力の限度を超えている場合は隣接町村等の応援を求めて搜索を行うものとする。消防団は遺体発見した場合或いは遺体発見の届出を受けた場合は警察に届出、法令の定めるところにより必要な処置を講ずるものとする。

3. 遺体の検案

遺体の検案は「高知県災害医療救護計画」に基づき、原則として県警察の検視班の指示により町の指定する遺体安置所で実施する。ただし、所轄警察署の指示により必要に応じて病院内で医師が行う。また、遺体安置所の管理・運営は、保健福祉部及び住民福祉部が行う。

遺体の検案後、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、遺体の一時保存及び遺体処理台帳の整備を行う。

遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は安置所に集め一時保存する。

4. 遺体の埋葬

- (1) 火葬場や、柩等埋葬に関する手配を速やかに行う。
- (2) 災害の際、死亡した者の遺族が埋葬を行うことが困難な時又は遺族がいない場合には火葬により応急的な埋葬を行うものとする(災害救助法が適用された場合は高知県災害救助法施行細則に定めるところによる)。
- (3) 遺族が判明していない場合は、寺院等に一時保管を依頼する。また、遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬する。

5. 費用及び期間

(資料 24 災害救助法による救助の程度、方法及び期間)

6. 記録等

遺体搜索、処理及び埋葬を行ったときは、次の書類、帳簿を整備保存しておくものとする。

- (1) 遺体搜索状況記録簿
- (2) 遺体処理台帳
- (3) 埋葬台帳
- (4) 遺体搜索、遺体処理及び埋葬関係支払証拠書類
- (5) 遺体搜索用機械器具燃料受払簿
- (6) 遺体搜索用機械器具修繕費支払簿

第 22 節 防疫及び保健衛生

◎【保健福祉部・住民福祉部】

1. 実施方針

浸水等により防疫活動が必要になった場合、保健福祉部及び住民福祉部は、中央西福祉保健所の指導を受け防疫活動を実施する。

町のみで対応が困難な場合は、県を通じて他市町村等に応援を求める。

2. 防疫活動

保健福祉部及び住民福祉部は、被災状況及び感染症等の発生又は発生が予想される地域等を迅速に把握して対策方針を決定の上、下記を目安に防疫班を編成し、防疫活動を実施する。

【防疫班編成の目安】

防疫班長（保健福祉部長・住民福祉部長）

- － 総務係
- － 情報収集係
- － 消毒・害虫駆除係
- － 患者収容係

○総 務 係：人員配置「感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律」に基づく消毒方法、清潔方法の指示及び班の活動に必要な予算並びに経理等を行う。

○情 報 収 集 係：災害情報の収集及び患者発生情報を収集する。

○消毒・害虫駆除：被災地区の家屋並びに避難場所等の消毒及び害虫駆除を行う。

3. 防疫の種類及び方法

被災地域の衛生状態を把握した上で、消毒活動の実施計画を作成（必要人員、物資調達等）し、関係機関の協力を得て、防疫活動を実施する。

(1) 検病調査及び健康診断

避難所、たん水地域など衛生条件の悪い地域を県の診療班と協力し、検病、検水を行う。

(2) 臨時予防接種

災害地の感染症発生を予防するため、種類、対象期間を定めて県と協同して予防接種を実施する。

(3) 消毒方法

防疫班は、浸水家屋、井戸、下水の消毒及び避難所の便所、その他不潔な場所の消毒を実施する。

なお状況によって、そ族、昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。

(4) 各世帯における家屋等の消毒

床上浸水地域に対しては被災直後、各戸に防疫用薬剤を配布して、床、壁の拭浄、便所の消毒及び衣服類、食品等の消毒について衛生上の指導を行う。

4. 患者等に対する措置

(1) 隔離収容

災害地に感染症患者が発生し、又は保菌者が発見されたときは、速やかに公立の施設に隔離収容の措置をとる。

(2) 自宅隔離

隔離施設へ収容措置をとることができない保菌者に対しては自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導し、必要あるときは治療を行う。

5. 防疫資材の確保

消毒剤、薬剤散布用器機、運搬器具などの確保を図り、防疫の万全を期するものとする。

6. 食品衛生監視

食品衛生監視については、県の権限に属するので中央西福祉保健所に依頼する。

7. 保健衛生活動

被災地域の住民の健康状態を把握した上で、心のケアを含めた保健衛生活動の実施計画（必要人員、物資調達等）を作成し、関係機関の協力を得て、保健衛生活動を実施する。その際、要配慮者には、特に配慮する。

8. 記録等

防疫のため、予防接種を行った場合は次の書類、帳簿を整備保存しておくものとする。

- (1) 災害状況及び防疫活動状況報告書
- (2) 検病調査及び健康診断状況記録簿
- (3) 清潔及び消毒状況記録簿
- (4) 防疫薬品資材受払簿
- (5) 臨時予防接種状況記録簿
- (6) 防疫関係支払証拠書類等払出し証拠書類
- (7) 防疫関係機械器具修繕支払簿

第 23 節 犬・猫・特定動物等の保護及び管理

災害発生による動物等の保護及び危害防止に対応するため、県、町、住民等が協力して実施する。

◎【町民部・住民福祉部】

実施内容

- (1) 被害動物についての相談を受け付けるとともに災害死した動物の処理を行う。
- (2) 逸走した特定動物については、県災害対策本部に報告し、危害の発生防止に努める。
- (3) 家庭動物と同行避難した人が、家庭動物と一緒に避難生活できるよう支援する。

第 24 節 上下水道施設対策

被害を受けた施設の復旧を速やかに実施する。

◎【町民部・住民福祉部】

実施内容

- (1) 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施する。
- (2) 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報する。
- (3) 町内水道業者等の協力を得て復旧を実施する。

第 25 節 し尿及び廃棄物の収集処理

災害により排出され又は処理量の増加した廃棄物等を迅速確実に収集処理し環境衛生の万全を期する。

◎【町民部・住民福祉部】

1. し尿の処理

- (1) 町民部及び住民福祉部は、集落排水施設の被害等によりトイレが使用不能になった場合、備蓄している簡易トイレ等のほか、リース業者から仮設トイレを借り上げ、避難所その他必要と認められる個所に設置する。
- (2) し尿の収集・処理は、高吾北広域事務組合の委託業者に依頼する。
- (3) し尿の処分は、高吾北衛生センターで行う。
- (4) 町のみで対応が困難な場合は県を通じて他市町村に応援を要請する。

2. ごみ処理

- (1) 町民部及び住民福祉部は、災害後必要な場合は、通常の収集場所のほか、避難所等に仮設収集場所を設置する。
- (2) ごみの収集・処理は、高吾北広域事務組合の委託業者に依頼する。
- (3) ごみの処分は、高吾北広域清掃センターで行う。
- (4) 処理施設の機能に障害を与えないよう、可燃物及び不燃物の分別排出の徹底について、町防災行政無線（同報系）、衛星電話、広報紙（チラシ）を通じて住民に周知する。
- (5) 一度に処理できない場合は、学校の校庭、公園等の中から一次保管場所を選定する。
- (6) 町のみで対応ができない場合は県を通じて他市町村に応援を要請する。

3. 災害廃棄物の処理

町民部及び住民福祉部は災害時に発生したがれき等(災害廃棄物)の処理に関しては以下の点に注意し、必要に応じて指導にあたる。

- (1) 処理対象は、個人住宅等から排出されるがれき等とする。なお、公共・公益施設及び大規模企業の事業所等から発生する災害廃棄物は、それぞれ自己処理を原則とする。
- (2) 災害廃棄物の収集・処理は、高吾北広域事務組合の委託業者に依頼する。
- (3) 災害廃棄物の処分は、届出又は許可を受けた処理施設で行う。
- (4) 仮置き場等は、倒壊家屋数等から災害廃棄物の発生量を予測し、必要な機材や仮置き場を確保する。
- (5) 災害廃棄物の破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

第 26 節 道路施設災害対策

災害により町の管理する道路施設が決壊、流失、埋没その他により交通が途絶した場合の応急対策は次の方法により実施する。

◎【産業建設部・地域振興部】

1. 道路施設の応急対策

救助活動及び応急対策活動を安全かつ円滑に実施するための、道路、橋梁について重点的に実施するものとする。

(1) 道路、橋梁等の応急工事

道路が決壊、流失、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち比較的僅少な被害で応急対策により、早急に交通の確保が得られる場合は仁淀川町建設業協会等の協力を得て道路の補強、盛土、又は埋土の除去、橋梁部の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図る。

(2) 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に附近の適当な場所を選定し、一時的付替道路を開設し、道路交通の確保を図る。

(3) 一路線の交通が相当な程度途絶する場合は、道路管理者は附近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。

(4) 道路施設の被害が広範囲にわたり代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は同地域の道路交通の最も効果的で、しかも比較的早期に応急対策が終了する路線を選び労務供給計画、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置とともに集中的応急対策を実施することにより必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。

(5) 積雪による道路交通の障害に対しては、県、町が協力してブルドーザー等により除雪に努め交通の確保を図るものとする。

(資料 28 仁淀川町建設業者一覧表)

2. 災害応急対策を必要とする交通施設の種別、所在、名称、危険箇所

(資料 11 異常気象時事前通行規制区間)

(資料 12 道路危険箇所)

【町内の重要道路】

道路の種類	路線名	道路管理者連絡先	電話番号
国 道	国道 33 号	国土交通省土佐国道事務所 佐川国道維持出張所	0889-22-1022
	国道 439 号 国道 494 号	県中央西土木事務所越知事 務所	0889-26-1161
県 道	主要地方道伊野仁淀線 (18 号線) 一般県道安居公園線 (362 号線) 一般県道中津公園線 (363 号線)		
町 道		産業建設課・地域振興課	—

第 27 節 交通規制

災害時において道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、又は復旧工事のため止むを得ないと認める場合は、町長(道路管理者)は次の各号により交通規制を行うものとする。

◎【産業建設部・地域振興部】

(資料 11 異常気象時事前通行規制区間)

1. 被災地付近の交通規制

産業建設部及び地域振興部は被災地及びその付近の現地状況を調査するとともに警察署長に連絡し交通規制、迂回等の応急対策を講じる。

2. 緊急輸送確保のための交通規制

被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認める時は、県公安委員会（佐川警察署）と連絡・調整して次の処置をする。

- (1) 交通が輻湊し、緊急輸送の円滑を阻害している状況にあるときは、緊急の度合に応じて車両別通行規制をする。
- (2) 前項の規制により通行を制限された車両に対しては、迂回路の設定等して対応する。

3. 交通規制の周知

道路の状況により通行止め、車両通行止め、車種別通行止め等の通行規制をした場合には適当な分岐点、迂回路線に指導標識板を設置するとともに速やかに広報車による広報活動及び報道機関を通じて住民等に周知徹底する。

4. 道路占用工作物の保全措置

道路占用工作物(電力、通信、水道その他)等に被害があった旨の情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者にその安全措置を命じ道路の保全を図る。

5. 緊急通行車両の証明

交通規制中、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送車両の通行確保については、知事又は県公安委員会に申出て緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

第 28 節 緊急輸送活動

災害時における被災者の避難、災害対策用資材及び救助物資の輸送の方法等について次のとおり定める。

◎【産業建設部・地域振興部】

1. 輸送力の確保

- (1) 町有車両、又は直接調達できる車両等で輸送を行う。

なお、輸送の確保が困難な場合においては、県その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

- (2) 被災者または緊急物資の輸送に際しては、高知運輸支局と連絡をとり、公共企業体及び業者所有の車両を活用するとともに、状況により自衛隊ヘリコプター等の出動を要請するものとする。

2. 輸送の優先順位

次の活動に必要な人員及び物資の輸送を優先する。

- (1) 第 1 段階

- ア 救助・救急活動
- イ 消防・水防活動
- ウ 国及び地方公共団体の応急対策活動
- エ ライフライン事業者の応急復旧活動
- オ 緊急輸送施設の応急復旧、交通規制活動

- (2) 第 2 段階

- ア 第 1 段階の継続
- イ 給食・給水活動
- ウ 負傷者等の被災地外への輸送活動
- エ 輸送施設の応急復旧活動

- (3) 第 3 段階

- ア 第 2 段階の継続
- イ 復旧活動
- ウ 生活救援物資輸送活動

3. 記録等

車両人夫等を借上げて物質及び人員を輸送したときは、次の書類、帳簿等を整備し保存しておくものとする。

- (1) 輸送記録簿
- (2) 輸送関係支払証拠書類
- (3) 輸送用燃料及び消耗品受払簿
- (4) 修繕費支払簿

第 29 節 労務供給

町は、災害応急対策を実施するにあたって、町職員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足する場合に、災害対策基本法に基づき次のとおり労働力を確保する。

◎【総務部・住民福祉部】

1. 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な賃金職員等の動員については町長が行う。

2. 奉仕団の編成及び活動内容

(1) 奉仕団は、おおむね次の団体等で構成する。

ア 赤十字奉仕団

イ 婦人会

ウ 自治会

(2) 奉仕団の編成

奉仕団は各団体に別編成し、救助班はその奉仕活動について、各部と協議の上、人員を配分する。

(3) 奉仕団の活動内容

ア 炊き出し

イ 救援物資の整理運搬

ウ 飲料水の供給

エ 清掃及び防疫

オ 交通規制整理

カ 被害調査

キ その他災害応急措置のうち危険を伴わない作業

(4) 帳簿の整備

奉仕団の奉仕を受けた場合は次の事項について記録簿を作成整理しておくものとする。

ア 奉仕団の名称及び人員、又は氏名

イ 奉仕した作業内容及び期間

ウ その他参考事項

3. 賃金職員等の雇用

町関係者のみでは人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、賃金職員等を雇用し災害応急対策にあたるものとする。

(1)雇用手続

賃金職員等を必要とする場合、次の事項を明示し総務班を通じて、関係機関に依頼し雇用するものとする。

ア 雇用の理由

イ 所要職種別人員

ウ 作業内容

エ 雇用期間

オ 就労場所

カ 賃金の額

キ 賃金職員等の輸送方法

ク その他必要な事項

(2)賃金の支払い

賃金の基準については、原則として同地域における同種の職種に支払われる額を基準として災害の特殊事情を考慮のうえ町長が決定する。

4. 従事協力命令

災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急にその確保の必要が生じた場合は、次の命令により住民等に従事命令・協力命令及び保管命令を発し、労務の提供を求めることができる。

対象事業	命令区分	執行者	対象者	根拠法令
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	町長	区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法 第 65 条第 1 項
		警察官		災害対策基本法 第 65 条第 2 項
災害対策及び 救助作業	従事命令	知事	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者	災害救助法第 24 条第 3 項 災害救助法施行令 第 10 条
災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急措置)	従事命令 協力命令 保管命令	知事	施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保	災害対策基本法 第 71 条第 1 項

		一部を 町長	管させる場所に立ち入り検査をさせ、 若しくは物資を保管させた者から必 要な報告を取る。	災害対策基本法 第 71 条第 2 項
対象事業	命令区分	執行者	対象者	根拠法令
災害救助作業 (災害救助法に基づ く救助)	従事命令	知事	医療、土木建築工事又は輸送関係者	災害救助法 第 24 条
	協力命令		救助を要する者及びその近隣の者	災害救助法 第 25 条
災害応急対策事業 (災害応急対策全 般)	従事命令	警察官	その場に居合わせた者、その事物の管 理者その他関係者	警察官職務執行法 第 4 条第 1 項
消防作業	従事命令	消防吏員 消防団員	火災の現場附近に在る者	消防法第 29 条 第 5 項
水防作業	従事命令	水防管理者 消防団長 消防機関の長	区域内に居住する者、又は水防の現場 にある者	水防法第 24 条

5. 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団体等の協力

町は、災害応急対策の実施にあたっては、日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団体等から労務の提供の申し入れがあったときは、効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努める。

6. 記録等

労働者を雇用し、又は奉仕団の奉仕を受けたときは、次の書類、帳簿を整備しておくものとする。

- (1)出役表
- (2)賃金台帳
- (3)奉仕団の名称及び人員、氏名
- (4)奉仕した作業内容及び期間
- (5)その他参考事項

第 30 節 文教対策

◎【教育部】

1. 文教施設の応急復旧対策

災害の種類・規模等においてその対策はそれぞれ異なるが、共通的な措置としては概ね次の要領により措置するものとする。

(1) 全壊

全壊の場合は実情を精査の上、校舎の再建・仮校舎の建設の計画をたて、その具体化を計る。

(2) 半壊

半壊等の場合は被害の程度を充分把握し、校舎の補修等の措置を行う。

(3) 応急的教育を行う予定場所の選定

被害の程度により係員を現地に派遣し、十分な調査を行うとともに学校長・PTA 等関係者と協議し、その実情を住民に周知し、校舎再建及び仮校舎建築まで使用可能な公共施設を臨時的に活用する。

(4) 学校施設の被災

学校施設が被災し、応急処理が困難なときは、被害を受けない学校施設又は被害僅少地区の学校施設、公民館を利用して授業する。

上記の施設によっても授業継続が困難なときは、休校・廃校施設、公会堂、集会所、その他民有施設等を借り上げて実施する。又災害の状況によっては近接町村へ協力を要請する。

(5) 応急教育の実施

災害の程度によっては臨時休校の措置をとり、空白の時間は夏期休暇等を振替授業若しくは補習授業等によって教育内容の充実に努める。

(6) 学校安全等

児童生徒及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教育委員会に報告する。

メンタルケアを必要とする児童生徒、教職員に対し、相談事業を実施する。

2. 教材教具の調達・配給方法

一般的な災害対策用物資は、総務部・住民福祉部の総合的な調達計画によって行うが、教材備品・教具等特殊な物品については、教育部が関係業者より調達するため平素の在庫数等を調査把握しておき災害に備えるものとする。

(1) 教材、教具等の調達

教材、教具等の調達については、緊急の処置として町内小中学校のものを一時使用させ、直ちに必要最小限度のものを調達し、支障を起こさないように配慮する。

(2) 教科書の調達

被害学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調達し、県に報告するとともに、指示に基づき教科書供給書店等に連絡し、供給を受けることとする。また他の学校及び他の市町村に対し、使用済みの古本の供与を依頼する。

(3) 学用品の調達

県より送付されたものを配布する他、県の指示により調達する。

(4) 支給品目及び給与の期間

(資料 24 災害救助法による救助の程度、方法及び期間)

3. 社会不安の除去

災害時の防災及び救援活動、消防団・女性防火クラブ・青年団等に社会奉仕活動を積極的に推進し、社会不安の除去と民心安定のため協力を仰ぐこととする。

4. 学校給食対策

(1) 児童生徒等に対し非常食等により給食を行う。

給食実施学校は次のとおりである。

完全給食校名 小学校	完全給食校名 中学校
池 川 小 学 校	池 川 中 学 校
長 者 小 学 校	仁 淀 中 学 校
別 府 小 学 校	

(2) 学校給食共同調理場施設・設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、給食の実施に努める。

(3) 学校が避難所となった場合、り災者の応急の食事の確保をすることを考慮して、炊き出しの用に供される場合に備え、調味料等については、最小限の量を常に確保するとともに学校給食との調整に留意するものとする。

5. 学校安全と身体に障害を受けたときの措置

(1) 災害を予想し、それぞれの災害に応じて日ごろ町内各校において樹立している避難訓練を行い、人的被害の予防をはかる。

- (2) 災害を受けた場合は、児童生徒の登下校について父兄や教師等の引率により、その安全を図るため十分な配慮を行う。登下校中における被災者や更に被害を受けた場合は、学校安全法に準じ適切な措置を行うものとする。

6. リ災職員、児童の健康管理

- (1) 災害の状況によって、被災学校の職員、児童生徒に対し、感染症予防接種や健康診断を中央西福祉保健所又は医療機関に依頼して実施するものとする。
- (2) 災害により心の不安を受けた場合はその除去を行うため、児童生徒に心のケアを行う。

7. 教育実施者の確保

教育部長は、教育職員の多くが被災し応急教育の実施に支障がある場合には、直ちに県へ教員の臨時配置及び補充措置を要請する。

8. 記録等

学用品の給与を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておくものとする。

- (1) 学用品購入配分計画表
- (2) 学用品交付簿
- (3) 学用品受払簿
- (4) 学用品購入関係支払証拠書類

第 31 節 農林業対策

災害による農地、農業用施設、農作物、家畜、家禽及び林産物等に対する被害防除の措置について定める。

◎【産業建設部・地域振興部】

1. 農業用施設及び農作物に対する応急措置

(1) 農地及び農業用施設に対する措置

町は農業協同組合等農業団体の協力を得て、河川の氾濫等により農地に冠水した場合の排水作業、灌漑ポンプ施設の保全及び応急措置並びに用排水路の取水堰等の応急措置を行う。

なお状況によっては、応急工事实施のための資器材の確保等に努めその万全を期する。

(2) 農作物に対する措置

町は、気象状況を事前に察知し、各農業団体に通報し災害に対する防災処置を指導する。災害発生後は、速やかに農業団体の協力を得て状況を把握し、直ちに実態に即した作物別の技術対策をたて、広報活動、団体指導及び必要に応じ個別指導を行う。また種苗、資材のあっ旋、融資等の処置を講じる。

2. 家畜、家禽等に対する応急措置

町は諸団体の協力のもとに被災地の家畜、家禽の処置及び飼養管理について現地指導を行うとともに防疫、飼料の確保及び患畜被害調査、防疫指導並びに汚染地域の消毒等防疫の万全を期す。

また緊急を要する飼料等については、状況により県に対して放出又はあっせんを依頼する。

3. 林業に対する応急措置

町は、森林所有者、種苗経営者及び森林組合に対し、風倒木、被災苗木の処理及び病虫害の防除について技術指導等を行うとともに、山林種苗の供給等について県の協力を要請する。

また町は県とともに林道治山施設等の安全管理、防災措置、被害箇所の早期復旧を行う。

4. 凍霜害対策

町は、気象台から発表される霜に関する注意報、情報を受領したときは、各農業団体、関係者に通報し、農家の注意を喚起し、事前に必要な措置を講じさせる。

第 32 節 自発的支援の受け入れ

災害が発生した場合に、ボランティアや各方面から寄託される義援金品の受付及びこれらの有効活用について定める。

1. ボランティアの受け入れ

◎【税務部・社会福祉協議会】

(1)受入れ準備

災害対策本部を設置した場合、ボランティアとの連携を図るため、社会福祉協議会は必要に応じて災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の調整等を行う。

災害ボランティアセンターは災害対策本部と連携し、次の活動をする。

- ア ボランティアの要請、受入れ、登録
- イ ボランティアに対するニーズの把握
- ウ ボランティアに対する情報提供
- エ 活動の調整、指示
- オ 活動に必要な物資の確保と配布

【災害ボランティアセンター事務局】

名 称	所在地	施設管理者	連 絡 先
仁淀川町社会福祉協議会 (仁淀川町福祉センター内)	大崎	仁淀川町社会福祉協議会	0889-35-0207

【災害ボランティアセンター・サテライト設置場所】

地区名	名 称	所在地	施設管理者	連 絡 先
吾川	旧吾川中学校及びグラウンド	大崎	仁淀川町	なし
	大崎駅周辺			なし
	中央公民館(1 階駐車場)			0889-35-0019
仁淀	農業者トレーニングセンター	森		0889-32-1041
	仁淀川町デイサービスセンター 「せいらん荘」 (社会福祉協議会仁淀支所)	長者		0889-32-2233
池川	池川保健福祉センター (社会福祉協議会池川支所)	下土居		0889-34-2235

2. 義援金品の受付

◎【税務部・住民福祉部・町民部】

(1) 義援金の受付

税務部及び住民福祉部が受け付けて寄託者に領収書を交付するとともに当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。

(2) 義援物資の受付

町民部及び住民福祉部が受け付けて寄託者に受領書を交付するとともにこれを保管する。

3. 義援金品の募集

災害の状況によっては、義援金品の募集を行うものとし、募集に当たっては新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に協力を求めるとともに、立看板、ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ一般の人に呼びかける。

4. 義援金品の配分

義援金品の配分については、配分委員会を設置して、配分率並びに配分方法を決定し、り災者に対する適正かつ円滑な配分を行う。

義援物資は、被災地ニーズに応じて配布する。また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮するよう努める。

第 33 節 二次災害の防止

災害発生後、降雨等による二次災害の防災活動を実施する。

◎【総務部・住民福祉部・産業建設部・地域振興部】

実施内容

総務部及び各支部の住民福祉部は、関係部に対し、降雨等による二次災害を防止するため、下記の対策を指示する

(1) 水害・土砂災害対策

- ア 水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等により行う。
- イ 危険性の高い箇所は、早急に応急対策を実施する。
- ウ 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は避難対策を実施する。

(2) 爆発物等及び有害物質による二次災害対策（高吾北消防本部(署)に要請）

- ア 爆発物や有害物質など危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行う。
- イ 爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、周辺住民に周知する。
- ウ 町は、必要に応じて避難対策を実施する。

- 必要に応じて、県、防災関係機関、応急危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士等の応援を要請し、二次災害対策に万全を期す。
- 調査広報部・住民福祉部を通じ、上記で把握された二次災害に関する情報を逐次広報する。

(資料 2～10 山地に起因する災害危険箇所 等)

第 34 節 リ災者の心のケア対策

◎【保健福祉部・住民福祉部】

1. 基本方針

災害に伴い被災者は、さまざまな精神症状に陥ることがある。これらの症状については、個別的な対策を行うことが必要であり、保健福祉部及び住民福祉部は、福祉保健所や関係機関と連携の上、速やかかつきめ細かな対策を講じる。

2. 対策例

- (1) 精神科医師、保健師等による巡回相談、電話相談の実施
- (2) 広報紙（チラシ）等を通じた被災者への情報提供
- (3) 小中学校における児童生徒へのカウンセリング

第 35 節 警戒活動

◎【総務部・住民福祉部】

1. 目的

気象・水防・土砂災害等の情報を、住民・関係機関等に適切に収集・伝達し、被害の発生・拡大を防ぐことを目的とする。

2. 気象等の観測及び通報

県、町及び四国地方整備局等は、連携して気象等の観測情報を収集し、状況に応じた警戒態勢をとる。

町長は、気象等の状況から洪水の恐れを察知したとき、又は洪水予報、水防警報を受けたときは、観測した河川の水位を県及び関係する他の市町村長へ通報する。

3. 水防活動

(1) 町長は水防団に準備又は出動の命令を出し次の水防活動を行う。

- ア 水防に必要な資機材の点検整備
- イ 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- ウ 重要箇所を中心にした巡回

(2) 安全配慮

洪水の際は、水防団（消防団）員自身の安全に留意して水防活動を実施する。

4. 土砂災害警戒活動

ア 町は土砂災害警戒区域及び危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

イ 町は必要に応じて警戒活動の実施区域の設定を行う。

5. 住民の避難が必要な場合の通報

堤防その他の施設が決壊または決壊の恐れがあるとき、また越水を確認したときは町長、水防団長、高吾北消防本部消防長は直ちに地域住民に周知する。また、県及び氾濫の恐れのある隣接町並びに関係機関に通報する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1. 基本方向

- (1) 迅速な現状復旧を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討を行う。
- (2) 復旧・復興の基本方向を決定する。
- (3) 必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

2. 計画的復旧・復興

被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重し、計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の災害時要配慮者の参画を促進する。

3. 財政措置等

応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、国等に必要な財政支援を求める。

第2節 公共施設等の原状復旧の進め方

1. 被災施設の復旧等

- (1) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (2) 地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策に努める。
- (3) ライフライン、交通輸送等の関係機関と連携して、復旧に当たり、地区別の復旧予定期間を明示するように努める。

2. 災害廃棄物の処理

- (1) 災害廃棄物の処理処分方法を確立する。
- (2) 仮置場、最終処分地を確保する。
- (3) 計画的な収集、運搬及び処分を図り、円滑かつ適正な処理を行う。
- (4) 適切な分別を行い、リサイクルに努める。
- (5) 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行う。
- (6) 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を行う。

第3節 公共施設の災害復旧・復興

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧にあわせて、再災害の発生防止のため必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

1. 災害復旧事業計画

災害復旧事業の種類は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 砂防設備災害復旧事業
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - カ 道路災害復旧事業
 - キ 単独災害復旧事業
 - (ア) 河川災害復旧事業
 - (イ) 道路災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 農業土木施設災害復旧事業
- (4) 水道施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設等災害復旧事業
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他災害復旧事業

2. 激甚災害の指定促進及び査定

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害の実態を把握し、早期に激甚災害の指定及び災害査定について実施が容易となるよう緊急所要の措置を講じ、復旧工事の迅速を期するように努める。

3. 緊急融資の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担する財源を確保するための所要の措置を講じ復旧事業の早期実施が行われるようにし、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合、災害つなぎ資金の確保に努める。

第4節 災害復旧・復興に伴う財政援助の確保

災害復旧事業費の決定は、知事、町長の報告、資料及び実施調査等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法 3 条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 3 条 1 項
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法 3 条	同 上 3 条 3 項
公営住宅災害復旧事業	公 営 住 宅 法 8 条	同 上 3 条 4 項
農林水産施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 3 条	同 上 5 条 1 項
都市災害復旧事業 公共土木施設(公園)	公共土木施設災害復旧事業 国庫負担法 第 3 条、第 4 条、第 4 条の 2 等	—————
都市災害復旧事業 都市施設等(街路・都市排水施設等) 堆積土砂排除事業 湛水排除事業	都市災害 復旧事業国庫補助に関する基本方針(予算補助)	—————
生活保護施設災害復旧事業	生 活 保 護 法 75 条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 3 条 5 項
児童福祉施設災害復旧事業	児 童 福 祉 法 53 条	同上 3 条 6 項
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法 26 条	同 上 3 条 6 項
身体障害者更生援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法 37 条、37 条の 2	同 上 3 条 7 項
知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法 25 条・26 条	同 上 3 条 8 項
感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 61 条・62 条	同 上 3 条 10 項
感染症予防事業	同上 61 条 ・ 62 条	同 上 3 条 10 項

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 3 条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 8 条 1 項
共同利用小型漁船の建造		同 上 11 条
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法 3 条	同 上 12 条
小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金	小規模企業者等設備導入資助成法 3 条	同 上 13 条
事業協同組合等施設災害復旧事業		同 上 14 条
公立社会教育施設災害復旧事業		同 上 16 条
私立学校施設災害復旧事業		同 上 17 条
水 防 資 材 費	水 防 法 44 条	同 上 21 条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法 8 条 1 項	同 上 22 条
産業労働者住宅建設資金の融通	産業労働者住宅資金融通法 第 4 条	—————
上水道 災害復旧事業 簡易水道	予 算 補 助	予 算 補 助
公共下水道 災害復旧事業 流域下水道	下 水 道 法 34 条	同 上
都市下水路災害復旧事業	同 上	同 上
し尿処理施設災害復旧事業	予 算 補 助	同 上
ごみ処理施設災害復旧事業	同 上	同 上
災 害 清 掃 費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 22 条	同 上
火葬場災害復旧事業	予 算 補 助	同 上
公的医療機関災害復旧事業	同 上	同 上
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律 7 条、7 条の 2	
災 害 特 例 債	—————	小災害特例債・歳入欠かん債・災害対策債
交 付 税 措 置	災害に伴う普通交付税の繰り上げ交付	

第5節 民間施設等の災害復旧・復興資金対策

被災した民間施設の早期復旧を図るため必要な復旧資金、復旧資材等についてあっせん指導を行うとともに住宅の復旧資金、生業資金の融資のあっせん等被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定および社会経済活動の早期回復に努める。

1. 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付

(1) 広報連絡体制の構築

ア 被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報を行い、出来る限り総合的な相談窓口等を設置する。

イ 被災地域外への疎開等を行っている被災者に対しても広報に努めるなど、生活再建にあたっての広報・連絡体制を構築する。

(2) 広報紙（チラシ）による再建支援情報の提供

調査広報部は、生活再建支援に関わる各部、県及び防災関係機関等からの情報を集約し、臨時の広報紙（チラシ）を発行して被災者・被災事業者に情報提供を行う。

(3) 災害住民相談の実施

ア 被災者が各種の相談を身近に受けられるよう、総務部・調査広報部・住民福祉部は、各部、県、防災関係機関、関係事業者等の協力を得て災害住民相談を実施する。

イ 相談体制は災害の状況及び時間経過に応じて適時見直しを行う。

ウ 相談の場に足を運びにくい高齢者や障害者に配慮し、必要に応じて避難所等への巡回相談を実施する。

【相談項目例】

生活相談（福祉保健所、社会福祉協議会等）
電気・電話相談（四国電力・NTT）
健康・保健相談（福祉保健所等）
教育相談（教育委員会、教育事務所）
商工・金融相談（JA、郵便局、商工会等）
農林相談（JA、県事務所等）
税務相談（税務署等）
住宅相談（町）
職業・社会保険相談（公共職業安定所、社会保険事務所）

(4) 各種申請の巡回受付

被災者の各種申請（災害弔慰金等の支給・貸付、被災者生活再建支援制度金の支給、税の減免等）の便宜を図るため、各部は、県、防災関係機関等の協力を得て避難所等での巡回受付活動を必要に応じて実施する。

2. り災証明書の交付

- (1) り災証明書は、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付け等の各種公的融資などを実施する場合に必要とされることから、町民部・住民福祉部は、住宅対策でまとめたり災者台帳を基に、住民から申請があった場合、り災証明書を発行する。
- (2) 証明の範囲は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 項に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

ア 住家・住家以外の建物の被害

- (ア) 全壊・全焼
- (イ) 流出
- (ウ) 半壊・半焼
- (エ) 床上浸水
- (オ) 床下浸水

イ 人的被害

- (ア) 死亡
- (イ) 行方不明
- (ウ) 負傷

ウ その他の物的被害

- (3) 必要な場合、避難所等でも申請を受け付けることのできる体制をとる。

(様式 7 り災者台帳)

(様式 8 り災証明申請書兼証明書)

3. 農林漁業復興資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し農林漁業の生産力の維持増産と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和 30 年 8 月 5 日法律第 136 号)、株式会社日本政策金融公庫法(平成 19 年 5 月 25 日法律第 57 号)等により融資する。

- (1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者に対し、農林漁業者の経営等の必要な再生産資金を融通する。

- (2) 日本政策金融公庫の資金

ア 災害復旧資金

農林漁業者に対し、天災によって被害をうけた施設の復旧資金を融資する。

イ 農業経営維持安定資金

災害等により必要となる経営再建・収入減補てんのための資金を融資する。

(3) 県単独の融資

県単独の農林業災害対策資金の融資を行う。

4. 中小企業復興資金

被災した中小企業者に対する資金対策としては、普通銀行、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等の融資、県単独制度による貸付、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別町費預託等により施設の復旧に必要な資金及び事業費の融資が行われるが、これらの融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう措置をする。

5. 住宅復興資金

住宅に災害を受け、一定の要件を満たす者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年 7 月 6 日法律第 82 号）の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

6. 世帯更生資金

災害により被害を受けた低所得者に対し、速やかに自立更生させるため社会福祉協議会は、世帯更生資金貸付規程による災害援護資金の貸付を行う。

7. 母子・父子・寡婦福祉基金

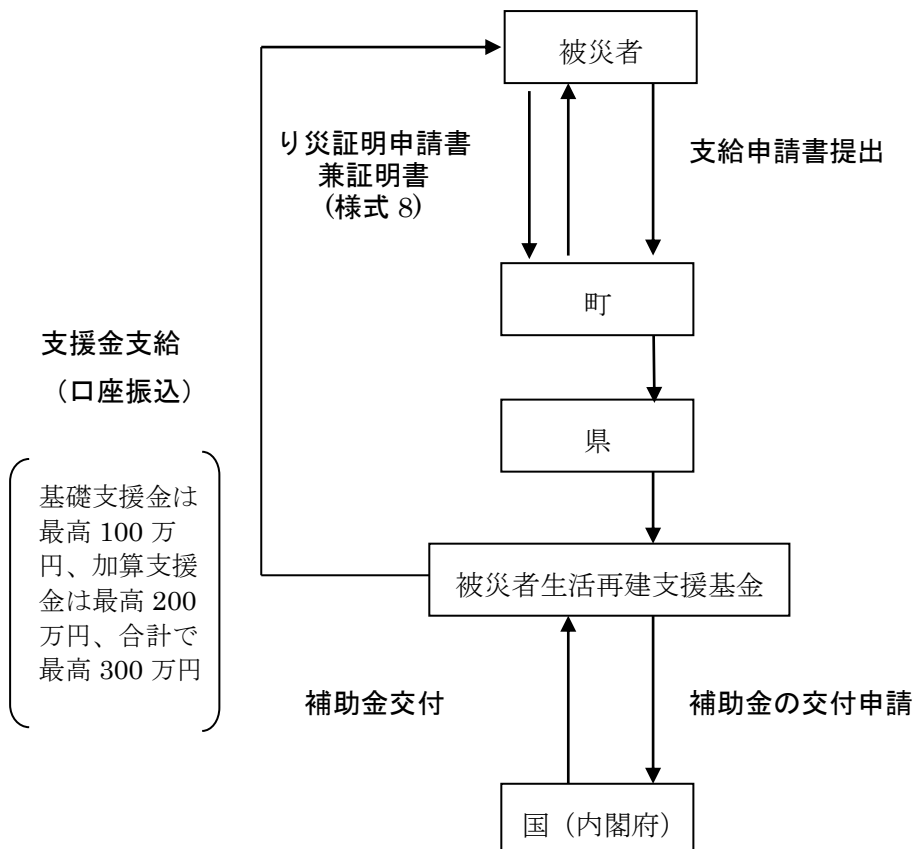
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年 7 月 1 日法律第 129 号）により償環金の支払猶予の対策を行う。

8. 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号)の対象となる災害が発生した場合、町(総務部・住民福祉部)は、税務部と連携して以下の事務を適切に処理し、被災者の自立再建の円滑化に資する。事務処理に当たっては、「被災者生活再建支援制度―事務の手続き―」(被災者生活再建支援基金 財団法人 都道府県会館被災者生活再建支援基金部)を参考とし、県との連絡調整を密に行う。

- (1) 住宅の被害認定
- (2) り災証明書等の支給申請に係る窓口業務
- (3) 被害世帯の支給申請に係る窓口業務
- (4) 支給申請書の必要書類のとりまとめ及び県への送付
- (5) 使途実績報告書のとりまとめ及び県への送付
- (6) 制度の周知

【被災者生活再建支援金の支給手続き】



9. 税の減免等

- (1) 町（税務部・住民福祉部）は、被災者の納税すべき町税について、条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
- (2) 町（税務部・住民福祉部）は、その他の国税・県税の措置に関する情報に留意し、必要に応じて住民に周知する。
- (3) 減免を希望する被災者は、減免申請書に必要事項を記入し、り災証明書（り災者台帳により確認できるものは不要）を添えて税務課（本庁）又は住民福祉課（各総合支所）に申請する。

第6節 復興

【災害に強いまちづくり】

(1) 災害に強く、より快適な環境整備

ア 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施する。

イ 計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるように努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

ウ 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努める。

(2) 河川等の治水安全度の向上等

ア 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努める。

イ 公園及び河川公園(緑地を含む)等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用など防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と協力を得るよう努める。

(3) 既存不適格建築物

防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、事業の適切な推進によりその解消に努める。

(4) 集落再編等の検討

壊滅的な被害を受けた集落の集団移転や、独居老人世帯の中心的集落への移住等の検討を住民とともに進める。

(5) 新たなまちづくりの展望等

住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行う。

(6) 石綿の飛散防止

建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

(7) 復興計画の作成

復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第5章 水防計画

第1節 目的

この水防計画は水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、県知事から指定された指定水防管理団体たる町が、同法第32条の規定に基づき、本町の地域に係る河川等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

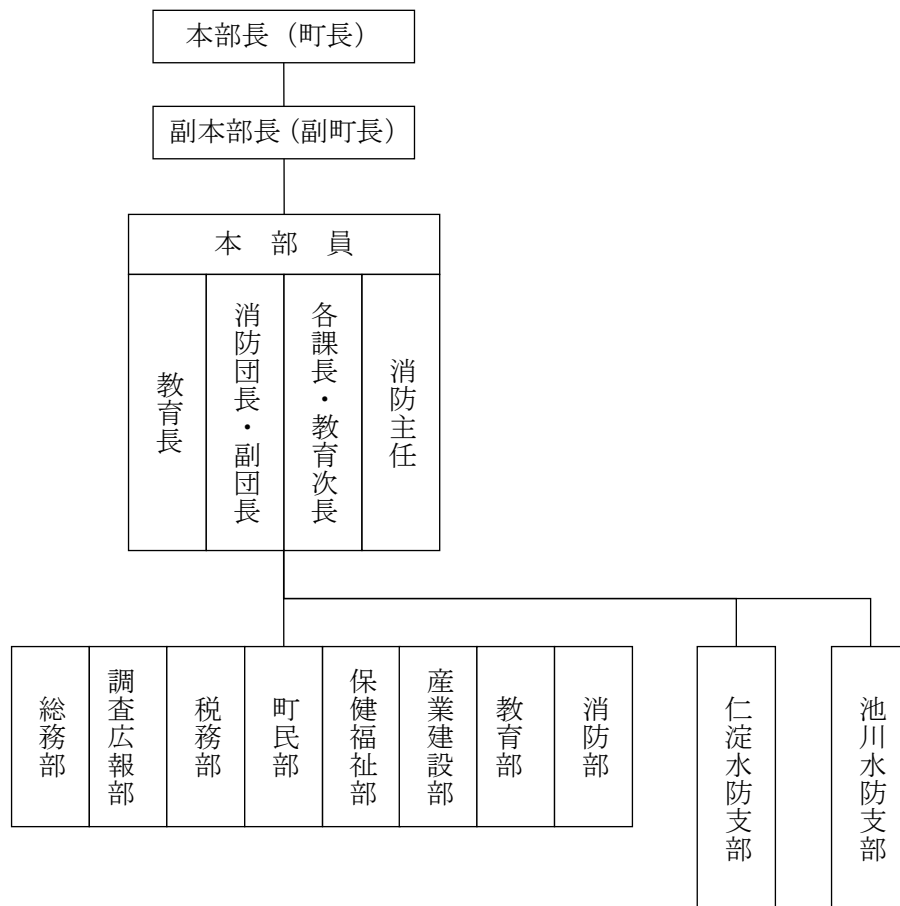
第 2 節 水防事務の処理

洪水に際し水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 16 条の 3 による水防指令の通知を受けたときから洪水による危険が除去される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第3節 水防本部の設置及び水防体制

1. 水防本部

- (1) 水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認めるときからその危険が除去するまでの間、仁淀川町に水防本部及び水防支部を設置し、水防事務を処理するものとする。
- (2) 水防本部の事務局は総務課におき、水防本部の組織は次のとおりとする。なお、水防本部の組織は第3章第2節「動員配備」及び「配備編成計画」に基づき編成され、「災害対策本部」が設置された場合には、同本部に統合される。



○意思決定の順位

本部長、副本部長が不在の時は、本部の統轄者は、町長の職務を代理すべき事務吏員の席次に関する規則に定める上席の吏員とする。

○本部員会議

応急対策などの確迅速な防災活動を実施するときの基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定するため本部員会議を設置する。

○部長

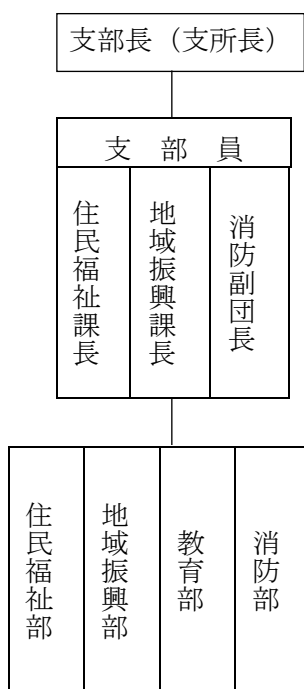
部長は部の中核となり、本部長の指令その他連絡事項を所属の部に伝達するとともに、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動に必要な情報をとりまとめて、本部に連絡することを任務とする。

○本部支部連絡責任者

本町の水防に関し、水防本部と仁淀水防支部及び池川水防支部間で情報の共有、救助活動に関する協力等密接な連絡を確保するため、本部支部連絡責任者を置き、消防主任がこれに当たる。

(3) 仁淀水防支部及び池川水防支部

水防支部の事務局は各総合支所の住民福祉課におき、水防支部の組織は次のとおりとする。なお、水防支部の組織は第3章第2節「動員配備」及び「配備編成計画」に基づき編成され、「災害対策支部」が設置された場合には、同支部に統合される。



○支部員会議

応急対策などの迅速な防災活動を実施するときの基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定するため支部員会議を設置する。

○部長

部長は部の中核となり、支部長の指令その他連絡事項を所属の部に伝達するとともに、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動に必要な情報をとりまとめて、支部に連絡することを任務とする。

○本部支部連絡責任者

本町の水防に関し、水防本部と仁淀水防支部及び池川水防支部間で情報の共有、救助活動に関する協力等密接な連絡を確保するため、本部支部連絡責任者を置き、住民福祉課消防担当者がこれに当たる。

2. 水防事務分掌

本部・支部・部の編成及び担当事務は概ね次のとおりとする。（Ⅰ-3-5 ページ、「本編 第 3 章 第 1 節 4.災害対策本部の所掌事項」に同じ。）

3. 動員配備

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための必要な人員を動員配備する計画で災害の種類規模を勘案し、本部開設前にあつては町長の、開設後にあつては本部長の命によって行う。

(1) 担 当

総務部・住民福祉部

(2) 配備区分は次のとおり

区分	状 況	配 備 内 容	
第1 配備 注意 体制	1 大雨暴風その他警報の発令が予想されるとき 2 県水防指令 1 号 3 仁淀川及び各支流の増水が予想されるとき	第 1 配備要員による情報連絡活動及び危険箇所の巡視警戒に当り状況により第 2 配備に移行できる体制とする。	水防本部 設置
第2 配備 警戒 体制	1 大雨暴風その他の警報が発令されるなど、災害の発生が予想され警戒を必要とするとき 2 県水防指令 1、2、3、4 号 3 仁淀川及び各支流で堤防決壊、溢流の恐れがあるとき	災害に対する警戒体制をとるとともに併せて小災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第 3 配備に移行できる体制とする。	災害対策 本部設置
第3 配備 警戒 体制	1 現に災害が発生しつつあり、又は相当規模の災害が発生する恐れのあるとき 2 土砂災害警戒情報が発令されたとき 3 県水防指令 2、3、4 号 4 堤防に亀裂が生じ又溢流の恐れがあるとき	第 3 配備要員の他に更に必要と認める人員を確保し、いつでも第 4 配備に移行できる体制とする。	〃
第急 4 非 配常 備体 緊制	1 町全域に大災害が発生し、又は発生の恐れがある場合、並びに全域でなくても被害が特に甚大と予想されるとき 2 県水防指令 5 号 3 特別警報が発令されたとき 4 堤防に亀裂が生じ又溢流の恐れがあるとき	各部の全員をもって直ちに全活動を行うことができる体制とする。	〃
解 除	1 災害の危険が解消したとき。 2 水位が危険以下となったとき。 3 県水防指令が解除されたとき。		1 住民に 周知 2 解散

(3) 配備編成計画

※1：配備体制の編成については、迅速な災害応急対応が図れるよう留意すること。また、災害対策本部が設置され、避難準備情報以上の発令を行う第2配備及び第3配備の編成については、十分な人員を確保すること。

※2：毎年4月1日現在をもって必要な修正を行うこと。

4. 動員の配備体制の伝達

I-3-21 ページ、「本編 第3章 第2節 4.動員の配備体制の伝達」に同じ。

5. 水防団（消防団）の招集、出動

- (1) 水防管理者は、配備区分に示す基準により、水防団（消防団）の準備又は出動の命令を出し、水防団（消防団）の水防活動を適切に行う。
- (2) 事務を分掌する部員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指示を受けるものとする。
- (3) 県の水防指令3号発令以前に出動を要するとき、消防分団にあつては、団長又は副団長命令によるか、分団長の状況判断により分団長命令によって出動することができる。この際、招集サイレン信号により招集することができる。招集信号は後記による。

第4節 水防巡視及び警戒等

1. 水防巡視

水防本部長は、水防指令等の通知を受けたときは、直ちに水防団長（消防団長）に対し、その通報を伝達し、必要な団員を各河川及び水門、樋門等の巡視に当たらせるよう指示するものとする。また、更に水位の上昇が見込まれる場合は、直ちに関係消防分団長に通知するとともに、次項に定める「水防信号」又は防災行政無線、衛星電話等により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等に当たらせるものとする。

2. 水防信号

水防信号は、次のとおり行うものとする。

	種 別	サ イ レ ン 信 号
第一信号	水災警報 警戒水位に達し、なお増水の恐れがあるとき	30 秒 ○—— 6 秒 ○—— ○—— ○—— ○—— 6 秒を間し 30 秒吹鳴 5 回
第二信号	出動 関係諸機関の出勤信号	3 秒 10 秒 ○—3 秒 ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— 3 秒吹鳴、3 秒を間し 10 秒吹鳴 5 回
第三信号	避難退去 危険区域内住民に対する避難信号	3 秒 ○— 1 秒 ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— 1 秒を間し 3 秒吹鳴 10 回
第四信号	解除	○—— 長声 1 回

（注）水防サイレンは、消防（火災）サイレンと同じ信号を使用
（水災警報＝火災警報、出動＝山林火災、解除＝鎮火）

3. 警戒

水防管理者は、水防体制が発動されてから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他の重要な箇所を中心として巡視し、又は、水防団の待機が必要と判断したときは、特に次のことに注意して監視にあたり、異状を発見した場合は直ちに水防作業を開始するとともに、その状況及び見通しを直ちに土木事務所等に報告する。

- (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ
- (2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下れ
- (4) 堤防の越水状況

第5節 水防施設及び水防資機材

1. 水防倉庫及び水防資機材

水防倉庫を仁淀川町役場、仁淀総合支所及び池川総合支所におき、役場においては産業建設課長が、各総合支所においては地域振興課長が管理し、緊急時に備えて常に備蓄資機材の点検及び補充に努める。

また、各消防屯所には必要な水防資機材を備えておく。

2. 土のう用土砂及び資材

産業建設課長および地域振興課長は、必要に応じ土のう用土砂及び現地収集可能な資材を調査し、緊急時に備える。

3. 水防資機材一覧表

(資料 20 消防力等の現況)

4. 水防資材の調達

各分団等において、状況の急変等により水防資材を水防本部に要請するいとまがないときは、各分団長は業者等により調達するものとする。その場合は、その旨を水防本部長あて報告するものとする。

第6節 水防活動等

1. 水防団（消防団）の活動

洪水に際し、水害を警戒し及びこれに係わる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため水防法(昭和24年法律第193号)第16条の3の規定による水防指令等を受けたときから洪水による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

2. 分団の水防受持区域

2.1 吾川地区

区 域	対 象 地 域	担当分団	人 員	集合場所	責任者
寺 村	(資料 20 消防力等の現況)の地区名と同一	寺 村	15	分団屯所	分団長
大 崎	〃	大 崎	30	〃	〃
名 野 川	〃	名 野 川	29	〃	〃
中 津	〃	中 津	18	〃	〃

2.2 仁淀地区

区 域	対 象 地 域	担当分団	人 員	集合場所	責任者
森	(資料 20 消防力等の現況)の地区名と同一	森	37	分団屯所	分団長
川 渡	〃	川 渡	12	〃	〃
長 者	〃	長 者	24	〃	〃
泉 川	〃	泉 川	15	〃	〃
高 瀬	〃	秋 葉	33	〃	〃
沢 渡	〃				
別 枝	〃				

2.3 池川地区

区 域	対 象 地 域	担当分団	人 員	集合場所	責任者
池 川	(資料 20 消防力等の現況)の地区名と同一	池 川	44	分団屯所	分団長
用 居	〃	用 居	17	〃	〃
狩 山	〃	狩 山	16	〃	〃
安 居	〃	安 居	16	〃	〃

団長は、必要に応じ分団の水防区域を変更し、他の分団の水防作業の応援を指示することがある。

3. 水防指令による措置

3.1 水防指令第 1 号が発令されたとき

第 1 配備要員により、情報収集活動、水防関係者への連絡活動及び危険箇所の巡視警戒に当たる。状況により水防本部を設置する。また、水防本部を設置した際には、直ちに土木事務所等に通知する。

3.2 水防指令第 2 号が発令されたとき

水防本部を設置し、次の事項に留意し、万全の態勢をとる。

- (1) 水防団（消防団）の準備
- (2) 水防資機材の整備
- (3) 避難所・経路の再確認
- (4) 交通、輸送の再確認
- (5) 他の水防管理団体への応援要請の必要性
- (6) 自衛隊派遣要請の必要性
- (7) 警察署長に対する避難誘導、警備の準備態勢要請
- (8) 諸報告の円滑な業務確認

3.3 水防指令第 3 号が発令されたとき

- (1) 水防本部長は、出動命令を出し水防区域の巡視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として巡回し、特に次の状態に注意し、異状を発見した場合は、本部長を通じ直ちに中央西土木事務所越知事務所長及び佐川警察署長に報告するとともに水防作業を開始する。
 - ア 堤防の溢水状況
 - イ 表法面での水当たりの強い場所の亀裂又は洗掘
 - ウ 天端の亀裂又は沈下
 - エ 裏法面漏水又は飽水による亀裂及び法崩れ
 - オ 橋梁その他の建造物と堤防との取付け部分の異状
- (2) 水防本部長は、必要があれば次の事項を要請する。
 - ア 土木事務所長等に対する技術上の協力及び県水防本部長に対する自衛隊派遣の要請。
 - イ 隣接する水防管理団体に対する協力要請(水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 23 条)。
- (3) 警戒区域 (水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 21 条)

水防上緊急の必要がある場合においては、水防団長、水防団員又は高吾北消防本部(署)に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
- (4) 居住者等の水防義務 (水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 24 条)

水防本部長、水防団長又は高吾北消防本部(署)は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。
- (5) 避難準備の指示

水防本部長は、必要があれば危険区域の住民に対し、避難の準備を指示することができる。

3.4 決壊 (第 4 号～第 5 号)

- (1) 堤防その他の施設が決壊溢流した時は水防本部長は、直ちにその旨中央西土木事務所越知事務所長等に通報し、破堤後といえどもできる限り氾濫による被害を最小限に止めるよう最善の努力を行う。また、堤防その他の施設が決壊した旨を、可能な限りの方法を用いて地域住民に周知する。
- (2) 水防本部長は、破堤溢流等により被害を生じた時は土木事務所長等に対し、次の報告を行う。
 - ア 日時

- イ 場所
- ウ 人の被害
- エ 家屋、田畑、橋の流失、道路の決壊、破堤等の事実
- オ 被災額概算
- カ 復旧見込等の所要事項
- キ これによる周辺への影響等

(3) 水防本部長は、水防のため必要があると認められる時は、警察署長に対して、警察官の出動を要請し、避難、誘導、警備等を求めることができる（水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 22 条)。

(4) 避難のための立退き（水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 29 条)

水防本部長は上記の要請のほか、洪水等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、時機を失することなく必要と認める地域内の居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

この場合佐川警察署長にその旨を通知する。

(5) 協力を要請された水防本部長は水防団体等に対し、所要の器具資材を携行させ、できる限り応援をする。応援の為派遣せられる者は、要請をした水防管理者の所轄下に入る。

3.5 水防解除

水防本部長は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなった時は、水防活動の停止を命じこれを一般に周知せしめるとともに、土木事務所長等に通報するものとする。

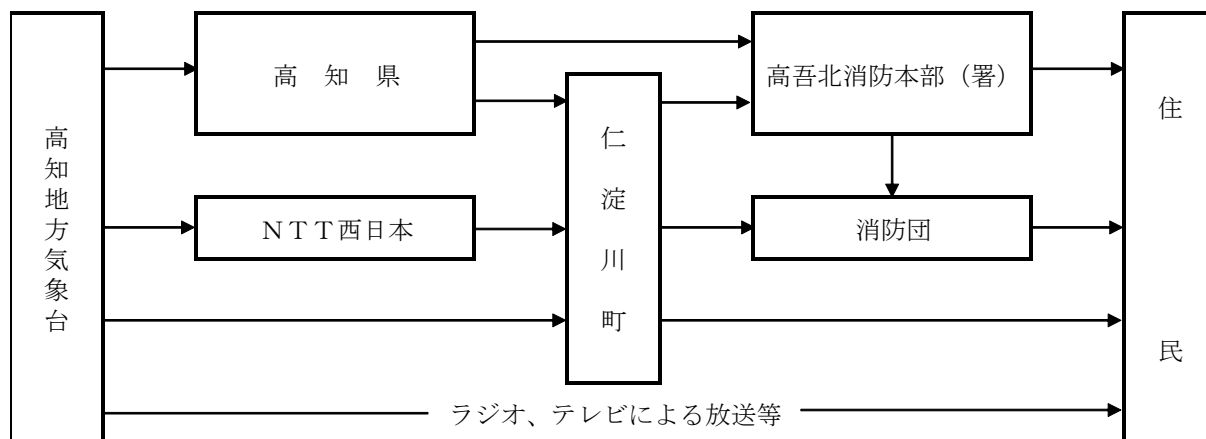
3.6 災害対策本部の設置

災害対策本部が設置された時は、本計画に定める水防組織はそのまま災害対策本部に統合され活動する。

4. 水防に関する連絡系統図

4.1 連絡系統図

＜気象庁が単独で行う予報等の連絡系統＞



4.2 水防本部員非常連絡先名簿

別途作成し、必要に応じて更新する。

4.3 災害情報等の収集、伝達系統

I-3-23 ページ、「本編 第3章 第4節 災害情報等の収集・伝達」に同じ。

5. 河川、堤防の巡視等

5.1 報告

各分団長は洪水予報の通知を受けたときは、随時河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化を水防管理者に報告するものとする。また、河川の水位が上昇し洪水による災害の発生を警戒すべきと判断したときは、常時河川、堤防を巡視し、洪水の恐れを察したときは、直ちにその状況を水防管理者及び団本部に報告し、第2信号を吹鳴し、団員を招集して作業に当る。

5.2 避難誘導

各分団長は、洪水の危険が切迫し直ちに地域内住民の避難、立退きを必要と認めるときは、その旨を水防管理者に報告の上避難退去信号を吹鳴し、安全な場所に避難誘導する。

（資料 22 指定緊急避難場所・指定避難所）

第7節 公用負担

1. 公用負担

1.1 公用負担権限委任証明書

水防法(昭和24年法律第193号)第28条第1項(水防のため緊急の必要があるときは、必要な土地を一時使用し…)によって収用、使用した場合は、その対象物、数量等必要な事項を明細に記録しておき、後日損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

なお、町長又は高吾北消防本部消防長より収用、使用等の権限行使を委任された者は、様式10による公用負担権限委任証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示するものとする。

(様式10 公用負担権限委任証明書)

1.2 公用負担の証票

水防法(昭和24年法律第193号)第28条により公用負担の権限を行使したときは必要な場合、様式11のような証票2通を作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡す。

(様式11 公用負担の証票)

1.3 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防法(昭和24年法律第193号)第28条第2項(水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。)により町は時価によりその補償を行う。

第 8 節 水防活動報告

1. 水防活動報告

1.1 活動実施報告

洪水等により水防活動を実施したときは、水防管理者は各報告を取りまとめの上、様式 12 水防活動実施報告（速報）を作成し、遅滞なく県土木部長あてに報告する。

（様式 12 水防活動実施報告（速報））

1.2 活動実施調査表の作成

各部長は、水防が終結後直ちに活動状況、被害状況を記録し、様式 13 水防活動実施調査表を作成し、現地の写真等を添えて町長に報告する。また、水防資材受払簿、資材購入の際の証拠書類や写真等を整備しておく。

（様式 13 水防活動実施調査表）

1.3 活動実施報告書の作成

各分団長は、水防活動終了後 2 日以内に、様式 14 水防活動実施報告書を作成し、水防本部に報告する。

（様式 14 水防活動実施報告書）

1.4 水防協議会の開催

水防管理者は、以上の報告をもとに水防記録を作成し、水防協議会を開催し、反省検討を行うものとする。

第9節 水防工法

1. 概 説

水防工法は、資器材の入手が容易であり、出水緊急時の暗夜暴風雨の中においても、迅速確実に実施が可能であり、より効果のあがるものとする。

また、水防従事者は、平常から河川の状況をよく把握しておくほか、資器材、労力の確保を図る一方、水防演習を行って工法を習熟しておくことが大切である。

なお、洪水時において堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが大体水位の最大の時又はその前後である。しかし法崩れ陥没等は通常減水時に生ずる場合が多いことから、洪水最盛期を過ぎても完全に流過するまでは警戒を解いてはならない。(水位が最大洪水の 3/4 位に減少した時が最も危険)

水防工法一覧表

現象	工 法	工 法 の 概 略 説 明	おもに使用される箇所河川	主要材料	摘 要
越 水	積み土のう工	堤防天端に土のうを何段かに積み重ねる。	一般河川	土のう、杭又は竹	
	せき板工 (そ の １)	堤防天端に杭を打ち、せき板を当てる。	都市周辺河川	杭、板、くぎ	
	〃 (そ の ２)	同上	同上（木材の得にくいところ）	鉄パイプ、鉄板、防水シート	
	じゃかご 積 み 工	堤防天端に土のうの代わりにじゃかごを積む。	急流河川	じゃかご、詰石、防水シート	
	連結水のう	堤防天端に土のうの代わりにビニロン帆布製連結水のう（水マット）を置く。	都市周辺河川 （土砂、土のう、杭、板の入手困難なところ）	帆布製水のう、鉄パイプ、ポンプ	
	裏むしろ (シート) 張 り 工	堤防裏のり面をむしろ（シート）で被覆する。	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、かご、竹、土のう、シート	応急越流堤工

現象		工 法	工 法 の 概 略 説 明	おもに使用される箇所河川	主要材料	摘 要
漏水	川表	詰め土のう工	川表の漏水口に土のうを詰める。	構造物などのあるところ、水深のあまり深くないところ	土のう、縄、むしろ、杭、竹	
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る。	水深のあまり深くないところ	竹、縄、土のう、むしろ	
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る。	漏水面の広いところ、水深の浅いところ	むしろ、縄、竹、杭、土のう	
		たたみ（シート）張り工	川表の漏水面にたたみ（シート）を張る。	水深のあまり深くないところ	古たたみ、杭、土のう、縄、シート	
	川裏	かま段工	裏小段、裏のり先平地に円形に積み土のうする。	一般河川	土のう、むしろ、杭又は竹、樋	
		水マット式かま段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水のうを積み上げる。	同上（土砂土のうの入手困難なところ）	帆布製中空水のう、鉄パイプ、樋、ポンプ	
		鉄板式かま段工	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる。	一般河川	鉄板、土のう、樋、杭又は鉄パイプ	
		月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるように、欠円形に積み土のうする。	同上	土のう、むしろ、杭又は竹、樋	
		水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるように、ビニロン帆布製水のうを組み立てる。	同上	帆布製水のう、杭、土のう、樋	
		導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろをならべる。	同上（漏水量の少ないところ）	むしろ、丸太又は竹	
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜き樽又は桶を置く。	一般河川	たる又はおけ、むしろ又はシート、土のう	

現象		工 法	工 法 の 概 略 説 明	おもに使用される箇所河川	主要材料	摘 要
洗 掘		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、たたみ（シート）張り工	漏水対策と同じ。	比較的緩流河川	漏水対策と同じ。	
		木流し工	樹木に重り土のうをつけて流し被覆する。（竹を使うこともある。）	急流河川	立木、土のう、縄、鉄線、杭	
		立てかご工	表のり面にじゃかごを立てて被覆する。	砂利質堤防、急流河川	じゃかご、詰石、杭、鉄線	
		すて土のう工	土のうを表のり面決壊箇所に投入する。	比較的急流河川	土のう、竹	
		すて石工	大きな石又は石のうなどを投入する。	急流河川	石、石のう	
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけ、のり面を被覆する。	緩流河川	杭、竹、縄、土のう	
決 壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛杵、追牛、鳥脚、猪の子等を投入する。	急流河川、かなり河幅の広い河川	杵工材	
		築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる。	凸側堤防、他の工法と併用	杭、丸大、鉄線、土のう	表のり崩れの断面補充に用いる
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りのり面にたおし被覆する。	比較的緩流河川	杭、竹、かや、よし、縄、土のう	
き 裂	天端く裏法面	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩附近に竹を突きさし折り曲げて連結する。	粘土質堤防	竹、土のう、縄	
		杭打ち継ぎ工	天端のき裂を竹の代わりに杭を用い鉄線でつなぐ。	砂質堤防	杭、鉄線	
		控え取り工	き裂が天端から裏のりにかかるもので折り返し工と同様に行う。	粘土質堤防	竹、土のう、縄	

現象		工 法	工 法 の 概 略 説 明	おもに使用される箇所河川	主要材料	摘 要
き 裂	天 端 く 川 裏 法 面	継ぎ縫い工	同上現象のとき、杭をき裂の両端に打ち竹で連結し土のうでおさえる。	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう	
		ネット張り き裂防止工法	同上の現象で竹の代わりに金網を用いる。	同上	杭、金網、土のう	
崩 壊	川 裏	五徳縫い工（その１）	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ。	粘土質堤防	竹、縄、土のう	
		〃 （その２）	裏のり面のき裂をはさんで杭を打ちロープで引き寄せる。	同上	杭、ロープ、土のう	
		竹刺し工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面が滑らないように竹を深く刺す。	同上	竹、土のう	
		力杭打ち工	裏のり面附近に大きな杭をならべる。	粘土質堤防の滑り面に沿い滑動するヶ所	杭又は竹	
		かご止め工	裏のりにひし形になるよう杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう	
		立てかご工	裏のり面にじゃかごを立て被覆する。	砂利質堤防 急流河川	じゃかご、詰石、杭	川表にも用いる。
		杭打ち積み 土のう工	裏のり面に杭を打ちならべ中詰めに土のうを入れる。	砂質堤防	杭、布木、土のう、鉄線	
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に張り上げる。	一般堤防	土のう、竹又は杭	
		つなぎ 杭打ち工	裏のり面に杭を打ちならべ連結して中詰めに土のうを入れる。	同上	杭、土のう、鉄線	
		さくかき詰め 土のう工	杭を数列のりの上下に打ちならべこれを連結して中詰めに土のうを入れる。	同上	杭、丸太、鉄線、土のう	

2. 使用材料

水防資材は、いつでも入手でき、加工が簡単で、かつ流水に対して強靱であり施工しやすいものとする。